

平成 24 年度実施施策に係る事前分析表（案）

(環境省24-1)

| 施策名 | 目標1-1地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり | | | | 担当部局名 | 低炭素社会推進室 研究調査室 地球温暖化対策課 | 作成責任者名 | 低炭素社会推進室長 土居 健太郎 研究調査企画官 福島 健彦 地球温暖化対策課長 室石 泰弘 | | |
|----------------------|--|--------|-------------|-------|------------------------|-------------------------------|--------------------------|---|-------------------|--|
| 施策の概要 | 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年に1990年比で温室効果ガス排出量80%削減を達成するとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適応できる社会づくりを促進する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 1. 地球温暖化対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 2050年に1990年比で温室効果ガス排出量80%削減を達成する。 | | 目標設定の考え方・根拠 | | 地球温暖化対策基本法案 | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 温室効果ガス排出量(CO2換算トン) | 12億6,100万 | 1,990年 | 2億1,180万 | 2050年 | - | - | - | - | - | 我が国は、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%、2050年に1990年比で80%削減することを国際公約し中長期目標として掲げているため。 |
| 2 世界全体での低炭素社会の構築推進 | - | - | - | - | 研究成果の国際科学雑誌での発表 | 成果のとりまとめと国内外向けの発信・アジアへの展開 | IPCC第5次評価報告書への貢献・アジアへの展開 | アジアへの展開 | アジアへの展開 | 低炭素社会研究に係る国際ネットワークの活動成果を順次発信し、IPCC第5次評価報告書等に貢献する。また、アジアという世界でもっとも急速に成長している地域に焦点をあて、低炭素社会の構築を推進する。 |
| 3 気候変動影響評価、適応策の推進 | - | - | - | - | 「地球温暖化とその影響評価統合レポート」作成 | 国全体での適応計画策定への計画的取り組み | 国全体での適応計画策定及び地方支援 | 国全体での適応策の実施及び地方支援 | 国全体での適応策の実施及び地方支援 | 気候変動の影響評価、適応策を推進する。平成24年度は気候変動の観測・予測及び影響評価をまとめた「地球温暖化とその影響評価統合レポート」を作成し、平成25年度以降はより詳細な温暖化の影響評価とその手法の策定に着手する。これらの知見をもとに平成26年度以降は国全体での適応計画を策定・実施するとともに、地方自治体の適応策実施を支援し、適応策の効果的な推進に努める。 |

| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
|---|----------------------|------|----------------------------|------------|--|
| | 22年度 | 23年度 | | | |
| (1) 地球温暖化対策推進法 施行推進経費等 (※「達成手段の概要」参 照) | 116 (57) | 27 | 13 | 1 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府実行計画の実施状況及び地方公共団体の取組状況等についてを調査・集計・公表を行う。(H10年度～) ・地方公共団体実行計画の未策定団体を支援し、策定状況の改善を図るとともに、市町村別の温室効果ガス排出量の推計・公表を行うなど、きめ細かな支援を行う。(H21年度～) <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府実行計画 平成13年度を基準として、関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を少なくとも8%削減 ・地方公共団体実行計画(事務・事業) 全地方公共団体において策定 ・地方公共団体実行計画(区域施策) 都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府実行計画 平成21年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は1,699,317t-CO2で平成13年度比15.0%削減 ・地方公共団体実行計画(事務・事業) 平成21年12月1日現在の策定状況は以下の通り。 都道府県:100% 政令市:94% 中核市:100% 特例市:95% ・地方公共団体実行計画(区域施策) 平成21年12月1日現在の策定状況は以下の通り。 都道府県:98% 政令市:94% 中核市:100% 特例市:95% |

| | | | | | |
|--|----------------------|------------|------------|----------|---|
| <p>(2) 温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費 (※「達成手段の概要」参照)</p> | <p>292 (288)</p> | <p>287</p> | <p>335</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> ・温室効果ガス排出・吸収目録及び報告書の作成、品質管理、インベントリの審査(H14年度～) ・温室効果ガス排出量(速報値)の公表(H16年度～) ・温室効果ガス排出・吸収量情報管理システムの構築・運用(H19年度～) ・京都議定書目標達成計画の進捗状況評価(H20年度～) <達成手段の目標> — <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 目標達成に向けた国内対策のシナリオや、気候変動問題に関する国際戦略を描く上でも極めて重要な情報を提供する。</p> |
| <p>(3) 低炭素社会国際研究ネットワーク事業 (平成21年度)</p> | <p>118 (120)</p> | <p>93</p> | <p>89</p> | <p>2</p> | <p><達成手段の概要> 本事業では、低炭素社会国際研究ネットワーク(以下LCS-RNet)事務局の運営を行い、加盟研究機関が参加する年次会合の開催や、研究者と政策決定者・行政官による政策対話、研究成果を取りまとめた報告書の発行やインターネットによる情報発信、加盟国以外の途上国における能力開発を行う。また、アジアにおいて途上国をも含めた地域内研究協力の促進を行うため、LCS-RNetのアジア版である低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)の活動により、地域における低炭素社会の構築を推進する。 <達成手段の目標> 各国の研究者・行政官の能力開発のためのワークショップの開催、各種の政策提言・レポートの作成・公表、インターネットを通じた情報発信や、RIO+20、気候変動枠組条約COP18、ASEAN+3環境大臣会合等の国際会議のサイドイベント等での成果の発信により、各国の低炭素社会構築に向けた取組の基盤整備を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ネットワークを強化し、各国との情報共有や低炭素社会に関する研究者同士の対話、研究者と政策決定者の対話を促進することで低炭素社会の構築が促進される。</p> |
| <p>(4) 中長期削減目標の達成のための対策技術に関する情報調査・算定業務等 (平成21年度)</p> | <p>203 (213)</p> | <p>91</p> | <p>0</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> 中長期削減目標の達成のための対策技術に関する情報調査・算定業務(平成23年度～) ①途中年(2030年・40年)の排出見通しの検討に必要な技術情報の調査 ②「2020～2040年度の低炭素技術の普及拡大の見通し」及び「その普及見通しに基づく排出削減量」の算定 <達成手段の目標> — <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 2020～2040年度の低炭素技術の普及拡大の見通し及びその低炭素技術の普及拡大見通しに基づく温室効果ガス排出削減量の算定を行い、長期削減目標達成へに向けた温室効果ガス削減量の定量的把握が可能となる。</p> |

| | | | | | |
|--|---|---|----|---|---|
| <p>(5) 気候変動影響評価・適応推進事業等 (平成16年度) 【関連:24-41】</p> | - | - | - | 3 | <p><達成手段の概要> ・気候変動影響評価及び適応策推進支援 我が国における温暖化の状況とその影響及び今後の予測について評価するとともに、関係府省の協力も得つつ、政府全体の総合的、計画的な適応に係る取組を取りまとめた「適応計画」を策定・実施し、また、地方自治体の適応計画の策定・実施を支援する。 ・アジア太平洋地域における気候変動への適応の推進を目的とした国際ネットワークである「アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)」の活動をとおして、同地域における適応に係る情報・知識の共有を通じた途上国の支援を行い、日本の技術を途上国における適応に活用する。 ・IPCC報告書作成支援 各種IPCC報告書の執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等へ我が国の専門家を派遣し、各分野における我が国の科学的知見をインプットする等、IPCCの各種報告書作成への貢献等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 3 気候変動影響評価の実施 ・国内のIPCC報告書執筆者、査読者の支援 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国内の温暖化とその影響に関する最新の科学的知見を取りまとめた「地球温暖化とその影響評価統合レポート」及びその概要パンフレットを作成することにより、適応計画の策定の基盤となる科学的知見を行政機関等に提供するとともに、国民の気候変動の影響と適応策の重要性への理解が深まり、施策の推進が円滑となることが期待できる。 ・アジア太平洋の気候変動に脆弱な地域への気候変動の影響評価を行うとともに、フォーラムの開催やインターネット上での情報共有、また我が国の適応技術をアジア太平洋の途上国が利用するための情報共有のデータベースの構築・公表をとおして、地域の人材の能力開発や政策の立案・実施への支援を行う。 ・IPCC報告書は世界各国の国際、国内気候変動政策の基礎となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランティアベースの参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。</p> |
| <p>(6) 2050年再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検証検討経費 (平成24年度)</p> | - | - | 57 | 1 | <p><達成手段の概要> 環境・防災・エネルギー安全保障を鼎立させる国内技術を活かした再生可能エネルギー等分散型エネルギーの戦略的な普及を推進し、長期的にどの程度まで野心的な導入が可能かについての定量的な検証を行う。その検証結果を踏まえ、再生可能エネルギーの野心的かつ実現可能な普及目標を設定する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギー等分散型エネルギーの野心的かつ実現可能で中期的な普及目標を設定することにより、再生可能エネルギー等分散型エネルギーの普及を強力に推進するとともに、設定の成果を踏まえ、2050年まで及びそれ年以降の長期的な温室効果ガス排出量目標の検討に活用することが期待できる。</p> <p><達成手段の目標> 2050年に再生可能エネルギーを基幹エネルギーとするシナリオの実現可能性の検証、再生可能エネルギー普及によるグリーン成長の道筋のとりまとめを行う。</p> |

(環境省24-2)

| <p>施策名</p> | <p>目標1-2国内における温室効果ガスの排出抑制</p> | | | | | <p>担当部局名</p> | <p>低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン等対策推進室 国際連携課</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>低炭素社会推進室長 土居 健太郎 地球温暖化対策課 室石 泰弘 市場メカニズム室長 上田 康治 フロン等対策推進室長 高澤 哲也 国際連携課長 塚本 直也</p> | |
|---|--|----------------------|---------------------------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|---|-------------------|--|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年の水準から基準年総排出量比で+1.3~2.3の水準として、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1995年の水準から基準年総排出量比で▲1.6%の水準にする。</p> | | | | | <p>政策体系上の位置付け</p> | <p>1. 地球温暖化対策の推進</p> | | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年の水準から基準年総排出量比で+1.3~2.3の水準として、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1995年の水準から基準年総排出量比で▲1.6%の水準にする。</p> | | | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>京都議定書目標達成計画</p> | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>平成25年6月</p> | | |
| <p>測定指標</p> | <p>基準値</p> | | <p>目標値</p> | | <p>年度ごとの目標値</p> | | | | | <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> |
| <p>1 エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)</p> | <p>10億5,900万</p> | <p>基準年度 H2年度</p> | <p>(H20~H24平均)10億7,600万~10億8,900万</p> | <p>目標年度 H24年度</p> | <p>24年度 —</p> | <p>25年度 —</p> | <p>26年度 —</p> | <p>27年度 —</p> | <p>28年度 —</p> | <p>京都議定書の目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)において、平成24年度までにエネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)を(20~24平均)10億7,600万~10億8,900万トンとすることとされているため。</p> |
| <p>2 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)</p> | <p>1億5,100万</p> | <p>基準年度 H2年度</p> | <p>1億3,200万</p> | <p>目標年度 H24年度</p> | <p>24年度 —</p> | <p>25年度 —</p> | <p>26年度 —</p> | <p>27年度 —</p> | <p>28年度 —</p> | <p>京都議定書の目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)において、平成24年度までに非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)を1億3,200万トンとすることとされているため。</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|------------|---|----------------------|------|----------------------------|------------|--|---|---|---|---|--|
| 3 | 代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン) | 5,120万 | H7年度 | 3,100万 | H24年度 | - | - | - | - | - | 京都議定書の目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)において、平成24年度までに代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン)を3,100万トンとすることとされているため。 |
| 達成手段(開始年度) | | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) | 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等 (※「達成手段の概要」参照) | 103 (74) | 97 | 122 | 1, 2 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業者の報告義務履行の徹底を図るため、説明会・相談会を開催するとともに、「ヘルプデスク」を設置し排出量の報告等に関する相談を受け付け、事業者から報告された、排出量情報を集計し、分かりやすく公表する。また、対象事業者・非対象事業者における温室効果ガスの排出実態について調査・分析・検討を行うとともに、排出量の集計、公表等のプログラム等の管理を行う。(H17年度～) 京都議定書目標達成計画における主要施策として十分な役割を果たすべく、自主行動計画の現況を分析するとともに、検証・評価に関する将来の制度的枠組みについて検討を行う。(H11年度～) <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業者による報告義務履行を徹底させるとともに、排出量情報を迅速に集計・公表を行う。また、排出量の集計・公表・分析頭を通じて事業者の自主的取組を促進する。加えて、新制度で義務付けられている京都メカニズムクレジットや国内認証排出削減量を反映できる調整後温室効果ガス排出量の報告の計算方法等の周知徹底を図り、事業者によるクレジット等の取得を促す。 産業部門を中心とする各業種の削減目標達成を確実にし、我が国の京都議定書削減約束の達成に資する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から、毎年、排出量の集計結果を公表し、開示請求への対応を実施。 経済産業省所管41業種のフォローアップを実施し、2010年度は41業種のうち31業種が目標を達成。うち5業種が目標の引き上げを実施。2011年度は41業種のうち29業種が目標を達成。うち1業種が目標の引き上げを実施。また環境省所管業種3業種のフォローアップを実施し、2010年度・2011年度とも3業種とも目標を達成。 | | | | | |
| (2) | 再生可能エネルギー二酸化炭素削減効果検証費 (平成22年度) | 25 (22) | 23 | 11 | 1 | <p><達成手段の概要></p> <p>再生可能エネルギー等について、原料調達、輸送、製造、処分等を含むライフサイクルを通じた温室効果ガス排出削減効果を把握・検証する手法を確立する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>バイオガス、地中熱利用、バイオマス発電、大気熱利用について、ライフサイクルを通じた温室効果ガス排出削減効果の検証手法を確立し、それらを踏まえて全ての再生可能エネルギー等に適用可能な、包括的な検証手法を確立する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>平成23年度は、バイオガス及び地中熱利用のLCAガイドライン案を作成したところであり、温室効果ガス排出削減効果の確実な把握と効果的・効率的な排出削減の実現に向けて進展している。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|--|---|--------|---|---|---|
| <p>(3) 住宅エコポイント (平成23年度)</p> | - | 72,300 | - | 1 | <p><達成手段の概要> 平成23年7月末に終了した住宅エコポイント(環境性能の高いエコ住宅の新築やエコリフォームに対し、多様な商品・サービスに交換可能なポイントを発行する制度)を再開し、エコ住宅の新築やエコリフォームを実施した場合に、被災地支援商品や省エネ・環境配慮製品等の多様な商品と交換できるポイントが発行される制度。エコリフォームに併せてバリアフリー改修工事、省エネ性能の優れた住宅設備、リフォーム瑕疵保険の加入、耐震改修を実施した場合にもポイントが加算。</p> <p><達成手段の目標> 省エネ基準を満たす住宅の新築や断熱等によるエコリフォームにより地球温暖化対策に資する住宅の省エネ化と住宅市場の活性化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の被災地における復興支援を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(H11基準)達成率については、平成23年12月に5割~6割に達するなど住宅の省エネ化に貢献している。</p> |
| <p>(4) J-VER制度を活用したCO2削減・復興支援・節電等緊急支援事業 (平成23年度)</p> | - | 400 | - | 1 | <p><達成手段の概要> 事業者のオフセット・クレジット(J-VER)認証、地球温暖化対策としてカーボン・オフセット認証の支援を通じて、クレジットの創出・売却を通じ民間資金の還流を、復興に向けた当該企業の投資インセンティブとすることで、こうした案件の支援を拡充する。</p> <p><達成手段の目標> 復興・節電に向けた企業の投資インセンティブとすることに加え、J-VERを活用したカーボン・オフセットの取組推進により、効率的な排出削減事業の実施を図るとともに、復興支援・地域支援に資するものとする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> オフセット・クレジット(J-VER)については計30件の創出を目標とし、カーボン・オフセットについては計20件の認証支援を目標とすることで、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に寄与。</p> |
| <p>(5) 緊急CO2削減・節電ポテンシャル診断・対策提案事業 (平成23年度)</p> | - | 398 | - | 1 | <p><達成手段の概要> 希望する企業に対して診断機関・診断員を派遣し、単なる運用改善の助言にとどまらず、受診企業の実際の電力使用状況の計測・診断を行い、自ら特定することが困難な即効性と経済性の高い節電・CO2削減対策(ネガワット対策)を具体的に提案することにより、企業の投資を後押しする。</p> <p><達成手段の目標> ○被災地におけるCO2削減ポテンシャル診断を通じて事業者に対する経済性の高い対策やコストに関する情報を提供することで、事業者の自発的な投資が促進され、費用効率的に大規模なCO2削減と節電を実現する。 ○削減ポテンシャル分析を通じて、費用対効果の高い対策メニューの選定及び精査を行い、ウェブサイトやセミナー等により事業者へ広く効果的な対策メニューの普及啓発を行うことで中長期的な事業者のCO2削減対策を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ○被災地の事業所に対し、産業・業務あわせて170件程度の診断事業を実施し、費用対効果の高い対策メニューの提案を行い、事業者におけるCO2削減及び節電を促進している。 ○診断から得られたデータをとりまとめ、セミナー(報告会)やウェブサイトを通じて被災地で診断を受けていない事業所や他の地域の事業所に対し、費用効率的な対策実施のための情報を提供している。</p> |
| <p>(6) 地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業 (平成23年度)</p> | - | 400 | - | 1 | <p><達成手段の概要> 再生可能エネルギーを東日本大震災の被災地(特定被災地方公共団体に限る。)に導入するに当たり必要となる、資源量、自然条件及び社会条件に関するデータを整備するための調査、関係者との調整、事業計画の策定等を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 再生可能エネルギー導入のための事業計画を策定する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与内容> 岩手県、宮城県及び福島県で実施する8件を採択しており、太陽光発電、風力発電及び地熱発電(温泉発電)の事業化が見込まれる。</p> |

| | | | | | |
|---|----------------|-----|-----|------|--|
| <p>(7) 節電・電源セキュリティ向上緊急事業 (病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業) (平成23年度)</p> | - | 525 | - | 1 | <p><達成手段の概要> ガスコージェネレーションシステムを医療施設又は福祉関係施設に導入する民間団体に対して、設備設置費用の一部を補助する。 <達成手段の目標> 医療施設又は福祉関係施設への、都市ガス又はLPGガスを使用したガスコージェネレーションシステムの導入を支援し、電力供給の安定化を図り、災害時における人命にかかる事態を回避する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境問題としての温室効果ガス排出、地域環境問題としての大気汚染物質排出の双方を同時に削減する。</p> |
| <p>(8) 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業 (平成15年度)</p> | 300 (301) | 500 | 300 | 1 | <p><達成手段の概要> 小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に従い、二酸化炭素排出量削減を実現するため、再生可能エネルギー・省エネルギー技術を率先的に導入する取組に対して、設備費等の必要な費用の一部を補助する。(補助率:1/2) <達成手段の目標> ・小規模地方公共団体における低炭素技術の促進導入 ・業務部門におけるCO2排出量の削減 ・地域の民間事業者、家庭への低炭素技術導入の波及 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素対策技術を率先して導入する小規模地方公共団体の事業を支援することで、低炭素対策技術の普及に関する地域格差の解消を図ると共に、模範的な先行事例を民間事業者や国民に示すことにより民生部門での温暖化対策の導入促進に貢献する。</p> |
| <p>(9) 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業 (平成20年度) 【関連:24-5】</p> | 160 (126) | 333 | 250 | 1, 3 | - |
| <p>(10) 低炭素社会づくり推進事業等 (平成21年度)</p> | 1,019 (967) | 844 | 681 | 1 | <p><達成手段の概要> 特にCO2排出量増加が著しい業務部門、民生部門におけるCO2排出量削減のために「チャレンジ25キャンペーン」を展開している。具体的には、「6つのチャレンジ」、「クールビズ」、「ライトダウン」等の働きかけを個人や企業・団体等を対象に実施し、加えて、音楽、映画、スポーツ、ファッション等の連携やメディアの活用による働きかけにより、CO2削減に対する国民的機運を醸成する。 <達成手段の目標> 23年度末までに、「チャレンジ25キャンペーン」の個人チャレンジャー80万人、企業・団体チャレンジャー8千社を獲得し、国民参加型の施策を実施していく。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 音楽、映画、スポーツ、ファッション等の連携や地域メディアとNPOとの連携等、あらゆる分野から地球温暖化防止を呼びかけていく。とりわけ、エネルギーの需要側である国民、企業、団体等に、日々の行動によるエネルギー起源のCO2排出量やソーラーパネル、コージェネレーション設備等の省CO2施設・機器の設置促進のための情報提供等、ソフト面から分かりやすく呼びかけることにより、省エネ行動の意義を一層認知していただき、既存のハード事業と相まって、国内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需要構造の構築に貢献する。</p> |

| | | | | | |
|--|--------------------------|--------------|------------|----------|---|
| <p>(11) 国内排出量取引推進事業等 (※「達成手段の概要」参照)</p> | <p>2,234 (1,954)</p> | <p>2,155</p> | <p>796</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> ・国内排出量取引推進事業(H17年度～) 「地球温暖化対策の主要3施策について」(平成22年12月28日 地球温暖化問題に関する閣僚委員会)を踏まえ、国内排出量取引制度について、産業への負担等を見極め、慎重に検討を進める。 自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)の運用等を行うとともに、海外制度の情報収集・分析等を行う。JVETSは、補助金を活用し、キャップ&トレード方式による自主参加型の国内排出量取引制度を実施するもの。 <達成手段の目標> ○国内排出量取引制度がもたらす我が国産業・雇用への影響等に必要な調査・検討の実施 ○事業者への支援を通じた、必要なデータの収集・整理 ○JVETSの実施による費用効率的な排出削減の実現 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ○「地球温暖化対策の主要3施策について」において示された、産業への負担及びこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策の運用評価等の見極めに資する。 ○JVETSでは、平成17年度(第1期事業)から平成23年度(第7期事業)において参加者を公募し、費用対効果の優劣の観点から審査した上で、平成23年度までに合計のべ384社が参加している。第6期までの各期における年間排出削減予測削減量の合計は約125万t-CO2となり、導入設備の法定耐用年数分の合計削減量は約1,666万t-CO2に達する。 ○国内排出量取引制度の運用に必要な電子システムについては、これまでJVETS等の運営を通じ、ベースとなる電子システムの構築・運用により蓄積を図ってきた経験・知見を活かす。</p> |
| <p>(12) 地域で活動するNPO等支援・連携促進事業費 (平成15年度)</p> | <p>638 (581)</p> | <p>480</p> | <p>477</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> 別紙1-2-1参照 <達成手段の目標> 地球温暖化防止活動を行っているNPOの活動支援を行うとともに、NPOのほか地域での様々な活動主体との連携を促すことにより、民生・業務部門における温室効果ガスの有効な削減に資する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・家庭や地域における節電事業や、企業の省エネ診断事業、リターフォール(落ち葉)のペレット化によるバイオマス事業等の事業を実施。</p> |
| <p>(13) 温室効果ガス排出抑制等指針策定事業 (平成20年度)</p> | <p>175 (176)</p> | <p>98</p> | <p>93</p> | <p>2</p> | <p><達成手段の概要> 平成20年6月に改正された地球温暖化対策法では、事業者が、温室効果ガスの排出抑制に資する設備の選択・使用や、日常生活において利用される製品やサービスの提供に関し、温室効果ガスの排出抑制に資するための対策等を行うために講ずべき措置に関して排出抑制等指針(以下「指針」という)を主務大臣が公表することとしている。 本指針により、事業者が講ずべき対策に対策に対する水準の設定及び事業者に対する助言等を行うことで、様々な部門における排出抑制等を推進する。 <達成手段の目標> 温室効果ガス排出抑制等指針を定めた部門について、同部門内の対策メニューの拡充やエネルギー消費実態等による細分化した指針の拡充を行う。また、その他の部門においても指針を策定し、一層の普及を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成23年度までに業務部門及び家庭部門、廃棄物部門における温室効果ガスの排出抑制等に関する具体的な対策を示した排出抑制等指針を公表した。また、排出抑制等指針のパンフレットやホームページ、廃棄物部門のマニュアル等により、同指針の普及を図った。また、平成24年度においては、産業部門(鉄鋼、セメント等)における指針の策定について検討を行う。</p> |

| | | | | | |
|---|--------------------------|--------------|------------|-------------|--|
| <p>(14) カーボン・オフセット及びオフセットクレジット(J-VER)制度の推進事業 (※「達成手段の概要」参照)</p> | <p>189 (62)</p> | <p>1,402</p> | <p>911</p> | <p>1, 2</p> | <p>＜達成手段の概要＞ ・オフセット・クレジット(J-VER)の創出支援を行う。 ・カーボン・オフセットの認証取得支援を行う。 ＜達成手段の目標＞ 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に基づき、J-VERを活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進し、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス削減を通じた京都議定書及び我が国の中期目標の達成に貢献するとともに、カーボン・オフセットを行う民間資金の還流を通じ、地域活性化や雇用の創出に寄与する。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ ○カーボン・オフセットについては平成24年1月末で約1,100件の取組事例があり、着実に取組が広がっている。 ○オフセット・クレジット(J-VER)制度においては、平成24年1月末の段階で186件のプロジェクトが登録されており、うち112件のプロジェクトについて、J-VERの認証が行われている。累計認証量は104,660t-CO2となっている。 ○制度の方法論も新規方法論の策定が進み、平成24年1月末の段階で34件の方法論が用意されている。</p> |
| <p>(15) バイオ燃料導入加速化事業 (平成19年度)</p> | <p>2,956 (2,189)</p> | <p>2,355</p> | <p>981</p> | <p>1</p> | <p>＜達成手段の概要＞ バイオ燃料の導入加速化に向けて、バイオエタノール直接混合ガソリン導入について実証事業から民間事業への移行を図るため、沖縄県において、県内で精製された基材ガソリンと主に県内産さとうきびの糖蜜を原料としたバイオエタノールを混合してE3を製造・供給し、県内のガソリンの相当割合をE3化する。また、品質管理上自主的に取り組んでいる様々な事項への適合を確認しつつ、費用対効果ができるだけ高い方法を柔軟に検討する。 ＜達成手段の目標＞ ・バイオ燃料導入量の拡大 ・石油元売企業の直接混合方式への参画 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 平成23年度まで、エコ燃料実用化地域システム実証事業として、大規模都市圏である近畿圏及び首都圏並びに離島である宮古島においてE3(バイオエタノール3%直接混合ガソリン)の製造・供給の実証を実施し、適正な品質管理が可能であることを確認するとともに、供給安定性、社会受容性、経済性等についての検証を行った。また、平成23年度からは、実証事業から民間事業への移行を図るため、沖縄県において本格普及事業を開始しており、平成23年度は県内20SS(ガソリンスタンド)において供給を行っている。</p> |

| | | | | | |
|--|--------------------------|--------------|--------------|----------|--|
| <p>(16) 地球温暖化対策技術開発・実証研究事業(競争的資金) (平成16年度)</p> | <p>5,022 (4,148)</p> | <p>6,200</p> | <p>6,720</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に寄与する技術について、優良技術を社会に組み込むための実証研究や、再生可能エネルギーの導入による自然環境及び生活環境への悪影響を克服する技術開発等について広く公募し、有識者から成る技術評価委員会により、優れた技術開発の提案であり、確実な実施体制を有すると判断された民間企業や公的研究機関等に対して委託・補助(補助率上限1/2)を行い、実施する。 <達成手段の目標> 1 民間企業や公的研究機関等が実施する優れた技術開発・実証研究に委託又は補助を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成16年度に38件、17年度に33件、18年度には33件、19年度には36件、20年度には40件、21年度には34件、平成22年度には54件、平成23年度には21件の技術開発等を採用・実施。これまでに市販電気自動車に搭載するリチウムイオン電池、白色LEDを用いた高効率照明、シリコン使用量を大幅に低減した太陽電池の開発や住宅断熱性能向上のための薄型真空型断熱材開発等の成果を挙げており、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に貢献している。</p> |
| <p>(17) 温泉エネルギー活用加速化事業 (平成22年度)</p> | <p>50 (30)</p> | <p>450</p> | <p>370</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> 以下の事業を行う事業者に対して補助を行う。 ① 温泉発電設備(売電しないものに限る)の設置 ② ヒートポンプ等による温泉熱の熱利用 ③ 温泉付随ガスの熱利用 ④ 温泉付随ガスのコージェネレーション 補助率は、①、③、④は事業費の1/2、②は事業費の1/3とし、補助対象者は、民間団体等とする。また、対象は既存の温泉又は自然湧出温泉とする。 <達成手段の目標> 温泉発電、温泉熱・温泉付随ガス利用事業の初期コストの低減による自立的普及及び地域特性に応じた再生可能エネルギー利用の推進。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 上記①～④の施設の導入を支援することにより、これらの施設の普及拡大を促進する。</p> |
| <p>(18) 民生部門排出抑制促進事業 (平成22年度)</p> | <p>201 (100)</p> | <p>159</p> | <p>77</p> | <p>2</p> | <p><達成手段の概要> CO2削減に向け、国や各自治体の環境施策の講演、著名人・有識者(科学者等)のパネルディスカッション、地域における先進的な環境技術の紹介、25%削減に向けた先進的な取組、削減を達成した社会像を具体的に見て、体験が出来るフォーラムを開催。各フォーラムごとに1つの核となるテーマを設け、地域においてニュース化を図るとともに、全国で開催されるフォーラムの総合的な情報や各地域の温暖化防止の取組を国民に分かりやすい形で集約し、啓発冊子の作成、電子媒体のコンテンツ活用等をおとして、国民一般に広く情報提供を図ることで、参加者以外にも幅広くCO2削減への理解・賛同及び実践を訴求していく。 <達成手段の目標> 上記施策を展開することにより、地域における低炭素社会に向けた 先進的取組の掘り起こし、地域内での連携活性化等を通じたワーク スタイル・ライフスタイルの変革を促進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 東京・大阪・名古屋などの大都市圏を中心に、全国7カ所程度でフォーラムを開催し、地域ごとの特色を活かした温暖化防止の施策や最新の環境技術について、各自治体と連携しPR活動を実施することで、全国各地でのCO2削減への機運の醸成を図る。</p> |

| | | | | | |
|---|--------------------|------------|------------|------------|---|
| <p>(19) サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業 (平成22年度)</p> | <p>29 (27)</p> | <p>449</p> | <p>122</p> | <p>1、2</p> | <p><達成手段の概要> 別紙1-2-2参照 <達成手段の目標> サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減量の可視化を図り、温室効果ガスの排出削減に貢献した企業が市場で適切に評価される仕組み作りにより、サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量を削減する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成23年度はサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の算定方法をまとめたガイドラインや小売・セメント等の業種における固有の事情を踏まえた業種別解説の策定を行うとともに、算定に必要な排出原単位に関する整理も行った。今後、これらのガイドライン等を活用して、事業者のサプライチェーン排出量の把握・管理や情報開示が進み、事業者におけるサプライチェーン全体での効率的な削減対策に貢献できる。</p> |
| <p>(20) 国際再生可能エネルギー機関分担金 (平成22年度)</p> | <p>49 (0)</p> | <p>73</p> | <p>46</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> 再生可能エネルギーの開発とグローバルな普及促進を目的とする国際機関であるIRENAの活動に対して分担金を拠出する。 <達成手段の目標> 環境保全、気候保護、経済成長、持続可能な開発、エネルギーの安定供給等を図りつつ再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオ、地熱、水力及び海洋エネルギー)の導入と持続可能な利用を促進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際機関の活動・成果に対し、寄与の内容を設定することは困難。</p> |
| <p>(21) 家庭エコ診断推進基盤整備事業 (平成23年度)</p> | <p>-</p> | <p>300</p> | <p>257</p> | <p>1、2</p> | <p><達成手段の概要> 各家庭のCO2排出状況やライフスタイルに応じた省エネ・省CO2対策について、きめ細やかなアドバイスを行う「環境コンシェルジュ制度」の創設に向けた基盤整備を行う。家庭向けの診断ツールを用いた診断事業が地方公共団体や民間企業等において適切に実施できるようにするため、気候や居住形態、また実施者の事業形態に応じて、家庭のCO2排出実態を把握しつつ、診断の効果や信頼性のある診断手法等を検証し、資格制度や人材育成方法等の検討を行う。 <達成手段の目標> 温室効果ガス削減に向けた、家庭部門の地球温暖化対策を促進する家庭のエコ診断推進のための基盤整備 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・家庭エコ診断ツールの開発、診断の効果検証、普及に向けた制度等の検討を行うことで、家庭部門の温室効果ガス排出量削減の推進のための「環境コンシェルジュ制度」の創設を目指す。</p> |

| | | | | | |
|---|---|-----|-------|---|---|
| <p>(22) 洋上風力発電実証事業 (特別会計) (平成23年度)</p> | - | 582 | 3,048 | 1 | <p><達成手段の概要> 浮体式洋上風力発電については、世界的にもノルウェーにおいて2.3MW実証機を用いた実証運転がなされているのみである。そこで本事業では、以下の年次計画によって実証事業を実施し、平成28年度の実用化に向けて必要な知見を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価・環境調査(平成23年度～平成27年度) ・試験機及び実証機の詳細設計・建造(平成23年度～平成24年度) ・試験機及び実証機の実海域設置・運転(平成24年度～平成27年度) ・事業性等の評価(平成27年度) <p><達成手段の目標> 平成25年度に我が国初となる浮体式洋上風力発電実証機(2MW)の設置・運転を開始する。また、これに先立ち、平成24年度には100kW風車を搭載した小規模試験機を設置・運転する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成23年度には、実証事業実施海域(長崎県五島市杵島沖)において、環境影響評価方法書に基づき、気象・海象・環境影響調査を実施するとともに、調査結果に基づき生物以外の項目について予測・評価を行った。また、平成24年度に設置する100kW風車を搭載した小規模試験機の建造を行うとともに、平成25年度に設置する実証機の詳細設計等を行っており、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する浮体式洋上風力発電の実用化に向けて進展している。</p> |
| <p>(23) 地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業 (平成23年度)</p> | - | 87 | 413 | 1 | <p><達成手段の概要> 地域主導による再生可能エネルギー事業のため、必要とされる情報整備、協議会の設立・運営、具体的な事業計画策定等の業務を実施し、地域の実情に応じた再生可能エネルギー導入に向けた支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報整備業務 ② 地域協議会設置、運営支援業務(地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務) ③ コーディネーター等育成業務(再生可能エネルギー地域推進体制構築支援事業) ④ 再生可能エネルギー事業計画策定支援業務 <p><達成手段の目標> 再生可能エネルギーの開発・事業化の可能性のある地域に関する情報を住民、事業者等が容易に入手できる環境の整備を行う。また、地域の住民等が参画した協議会活動や活動の核となるコーディネータ等の育成を通じた、地域主導型の再生可能エネルギーの導入を目指し、再生可能エネルギー導入のための事業計画を策定する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域主導による再生可能エネルギー事業のため、必要とされる情報整備、協議会の設立・運営、具体的な事業計画等のこれら業務を実施し、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入を支援する。</p> |

| | | | | | | |
|------|--|----------------|------------------|-------|---|--|
| (24) | 廃棄物エネルギー導入・ 低炭素化促進事業 (平成15年度) 【関連:24-17】 | 1,300 (765) | 789 | 775 | 1 | - |
| (25) | 環境配慮型経営促進事業 に係る利子補給事業 (平成19年度) 【関連:24-35】 | 350 (301) | 1,000 | 800 | 1 | - |
| (26) | 低炭素地域づくり面的対 策推進事業 (平成20年度) 【関連:24-36】 | 630 (653) | 100 | - | 1 | - |
| (27) | 風力発電等導入等に係る 環境影響評価促進モデル 事業 (平成22年度) 【関連:24-40】 | 40 (39) | 136 | 834 | 1 | <p><達成手段の概要></p> <p>①風力発電等における環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者による配慮書に記載する事項の検討等を行うモデル事業を実施する。</p> <p>②風力発電等における環境基礎情報の整備・提供等を実施する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>①については、モデル的に実施した環境アセスメントの内容を活用し、平成25年度以降のアセス審査手続を円滑に行うことにより、風力発電等の導入促進に資する。</p> <p>②については、風力発電等の立地ポテンシャルや貴重な動植物の生息・生育の有無等を勘案して選定した情報整備モデル地区において動植物・生態系等の環境基礎情報を収集・整理して、これらの情報についてデータベースを整備し、広く提供等を行うことにより、風力発電等の環境影響評価の効率化等に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>火力発電が風力発電等に置き換わることから、発電に伴う二酸化炭素排出量削減に寄与する。</p> |
| (28) | 再生可能エネルギー導入 等に係る環境影響評価促 進モデル事業 (平成22年度) | 40 (39) | 136 | 834 | 1 | - |
| (29) | 家庭・事業者向けエコリー ス促進事業 (平成23年度) 【関連:24-35】 | - | 2,000 | 1,800 | 1 | - |
| (30) | チャレンジ25地域づくり事 業 (平成23年度) 【関連:24-36】 | - | 3,000 (1,845) | 2,700 | 1 | - |

| | | | | | | |
|------|---|-------------|--------------|-----|---|--|
| (31) | 低炭素化に向けた事業者 連携型モデル事業 (平成23年度) 【関連:24-36】 | - | 1800 (52) | 300 | 1 | - |
| (32) | 先進的次世代車普及促進 事業 (平成15年度) 【関連:24-8】 | 145 (89) | 25 | 10 | 1 | - |
| (33) | 特殊自動車における低炭 素化促進事業 (平成23年度) 【関連:24-8】 | - | 150 | 130 | 1 | - |
| (34) | 海底下CCS実施のため の海洋調査事業 (平成23年度) 【関連:24-10】 | - | 270 | 270 | 1 | - |
| (35) | 自然環境に配慮した再生 可能エネルギー推進事業 (平成22年度) | 20 (20) | 67 | 86 | 1 | - |
| (36) | HEMS利用によるCO2削 減試行事業 (平成24年度) | - | - | 94 | 1 | <p><達成手段の概要> HEMSによるCO2排出量の「見える化」を通じ、家庭でのCO2削減行動を促すとともに、HEMS設置家庭から収集される大量のデータを価値化・活用することによって、継続的なCO2削減行動によるインセンティブを設ける自律的な資金メカニズムモデルの構築を目指す。</p> <p><達成手段の目標> 1 「見える化」及びエネルギー使用状況に応じた削減アドバイスや他世帯との比較、リアルタイムの効果的な情報提供等によるCO2削減効果の向上</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域や機器構成等のバランスを考慮して、全国のHEMS設置世帯からの集積データを蓄積するサーバーを構築するとともに、本事業を通じHEMSや見える化機器の市場創出による価格低下と機能改善を目指す。</p> |

| | | | | | |
|--|---|---|-----|---|---|
| <p>(37) エコ賃貸住宅CO2削減実証事業(国土交通省連携事業) (平成24年度)</p> | - | - | 100 | 1 | <p><達成手段の概要> 賃貸住宅は住宅ストックの約4割を占めているが、低炭素化への躯体や設備の投資は賃貸料金の引き上げに繋がることから、価格低減のために住宅性能が犠牲になる傾向にあった。そこで、賃貸住宅の住宅性能の実測と推計から、標準の光熱費に相当する値を推計し、賃貸住宅の比較の際に低炭素化の効果を明示し、賃貸住宅選択の条件の一つとして提示できるようにすることで、環境価値の内部化を進め、環境性能の高い賃貸住宅の入居率向上による普及を図る。</p> <p><達成手段の目標> 住宅性能の高い賃貸住宅の空室率を低下させ、不動産価値への環境価値の反映を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 住宅性能のレベルごとの賃貸住宅における断熱性能等の実測や、居住者のエネルギー消費量から、構造や断熱性能等の違いによる目安の光熱費を推計するとともに、高性能の賃貸住宅に対する消費動向に関する調査・実証等を行い、高性能な賃貸住宅の普及を目指す。</p> |
| <p>(38) 次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業(らくらくCO2削減・節電事業) (平成24年度)</p> | - | - | 53 | 1 | <p><達成手段の概要> CO2削減・節電が困難な民生部門において、照明や家電、空調等をユーザーにとって快適に省エネ制御するため、個別機器の管理・遠隔制御が可能な次世代型のスマートメーターを用いた、自動制御システムの開発・実証をするとともに、ユーザーの受容性やインセンティブの効果等を検証する。</p> <p><達成手段の目標> 家庭部門において、負担の少ない需要側の省エネの取組を推進し、より効果的なエネルギー制御方策を確立する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 家庭に対して、次世代型のスマートメーターによるアシスト型の自動制御システムの構築及び実証を行うとともに、家庭の受容性に関する調査を行い、継続的な省エネを実施するための制御の要件、及び効果的なインセンティブ施策の検討を行う。</p> |
| <p>(39) 節電・CO2削減のための構造分析・実践促進モデル事業 (平成24年度)</p> | - | - | 83 | 1 | <p><達成手段の概要> 震災以降に取り組みられた節電の構造を明らかにし、分析するとともに、節電の取組事例やその効果などの基礎情報を整理、公開することで、CO2削減に資する節電の取組を促進する。</p> <p><達成手段の目標> 節電に係るデータを収集・整理することにより、震災以降の節電の構造を把握し、基礎情報として公開することで、CO2削減に資する当面の電力需給ひっ迫への主体的な取組を促進するとともに、中長期的に節電・CO2削減取組を定着させ、CO2の大幅削減を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 節電及びCO2削減に向けた取組を定着させることにより、現在1990年比で、温室効果ガス排出量が3割程度増加している家庭部門・業務部門において、中長期的にCO2の大幅削減を達成する。</p> |
| <p>(40) 地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業 (平成24年度)</p> | - | - | 188 | 1 | <p><達成手段の概要> 市場メカニズムを活用し、温室効果ガス削減効果に応じて経済的インセンティブを付与するといった取組を地域ぐるみで行うものについて、実施体制の構築・効果検証等を支援し、各地に普及できるよう取組手法の確立を図る。</p> <p><達成手段の目標> 先行事例を基に課題・成果を共有・整理し、他地域でも活用可能な取組手法・評価手法の確立を図ることにより、取組の全国展開を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 市場メカニズムを活用して効率的に地域におけるCO2削減を促す。</p> |

| | | | | | |
|---|---|---|-------|---|---|
| <p>(41) 病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業(厚生労働省連携事業) (平成24年度)</p> | - | - | 1,000 | 1 | <p><達成手段の概要> ガスコージェネレーションシステムを医療施設又は福祉関係施設に導入する民間団体に対して、設備設置費用の一部を補助する。 <達成手段の目標> 医療施設又は福祉関係施設への、都市ガス又はLPGガスを使用したガスコージェネレーションシステムの導入を支援し、電力供給の安定化を図り、災害時における人命にかかる事態を回避する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境問題としての温室効果ガス排出、地域環境問題としての大気汚染物質排出の双方を同時に削減する。</p> |
| <p>(42) 地域調和型エネルギーシステム推進事業(農林水産省連携事業) (平成24年度)</p> | - | - | 130 | 1 | <p><達成手段の概要> 地域ごとの特性を生かした再生可能エネルギーの導入に当たって、課題及びその克服方法を明らかにし、安定的な自立・分散型のエネルギー供給システムの構築することにより、農山漁村地域における災害にも強いエネルギー供給システムを確立する。 <達成手段の目標> 農林水産省と連携して、農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入を促進するため、候補地の選定(5カ所程度)、集落の合意形成に向けた取組の支援、発電施設等の調査設計、運営コストの試算を実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 農山漁村地域における再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給システムを構築する。</p> |
| <p>(43) 先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業 (平成24年度)</p> | - | - | 1,000 | 1 | <p><達成手段の概要> 先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業(ASSET事業)は、CO2排出量の増加が著しい業務用ビル等において、先進的な設備導入と運用改善を促進するとともに、市場メカニズム(排出量取引)を活用することにより、CO2排出量の大幅削減を効率的に図るものである。ASSET事業は、以下の3つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現するという特長を有する。 ①先進的温室効果ガス排出抑制設備を含めた設備導入に対する補助 ②参加事業者による削減約束量当たりの補助額の小さい費用対効果の高い事業から採択(リバースオークション) ③削減約束量を超過達成した場合には排出枠を他参加者等に売却することもできる。一方、達成できない場合には超過排出分の排出枠を購入して目標を遵守する <達成手段の目標> ・リバースオークションを活用した費用対効果と効率性の高い先進削減対策の導入と 排出枠の付与を活用した運用改善による総量削減 ・得られた削減に関するデータは、削減ポテンシャル把握と情報提供に活用。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・ASSET事業では、平成24年度において参加者を公募し、費用対効果の優劣の観点から審査した上で、予算額の範囲で事業社採択を行われ、先進技術の導入、参加事業社の運用改善による排出量削減が見込まれる。</p> |

| | | | | | | | |
|------|---|---|---|--------|---|--|---|
| (44) | 再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入促進事業 (平成24年度) | - | - | 1,035 | 1 | <p><達成手段の概要> (1)再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入補助事業(補助率上限1/2) 出力が不安定な大規模再生可能エネルギー発電施設(太陽光発電及び風力発電を想定)に個別に蓄電池を設置するのではなく、複数の発電施設を一体的に管理するために系統側等に蓄電池を設置する事業に対して補助を実施する。 (2)蓄電池による再生可能エネルギー出力安定化効果検証業務 (1)の蓄電池の設置に当たり、効果的な設置方法の検討及び設置後の出力安定化効果の検証を行う。</p> <p><達成手段の目標> 再生可能エネルギーの出力安定化による導入の拡大及び系統側・供給側への蓄電池の設置の促進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギーの出力安定化・平準化のための大規模蓄電池の導入を支援することにより、再生可能エネルギーの系統への接続可能量が増加することから、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献する。</p> | - |
| (45) | 自然共生型地熱開発のための掘削補助事業 (平成24年度) | - | - | 250 | 1 | <p><達成手段の概要> 自然共生型地熱開発のための井戸の掘削事業(国立公園特別地域外から特別区域内の地下に向けて補充井を掘削すること等を想定)に対して補助を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 景観や温泉等の自然環境に配慮した地熱発電の挿入を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地熱資源量が世界第3位である我が国の地熱資源の活用を進めることがエネルギー起源二酸化炭素の排出削減として有効であり、自然共生型地熱開発を促進することによって、地熱発電の導入拡大が見込まれる。</p> | - |
| (46) | 物流の低炭素化促進事業 (国土交通省連携事業) (平成24年度) | - | - | 169 | 1 | - | - |
| (47) | マイカー規制による低炭素化促進事業 (平成24年度) | - | - | 45 | 1 | - | - |
| (48) | 地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業 (平成24年度) 【関連:24-36】 | - | - | 1,000 | 1 | - | - |
| (49) | 再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金) (平成24年度) 【関連:24-36】 | - | - | 12,100 | 1 | - | - |

| | | | | | |
|---|---|---|-------|---|---|
| <p>(50) 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業(国土交通省連携事業) (平成24年度) 【関連:24-36】</p> | - | - | 1,400 | 1 | - |
| <p>(51) 東日本大震災復興に係る自然冷媒冷凍等装置導入緊急支援 (平成24年度)</p> | - | - | 300 | 3 | <p><達成手段の概要> 東日本大震災の被災地域の復興に関連して冷凍等装置の整備・改修等を行う場合の、自然冷媒冷凍等装置の導入を集中的に支援(装置導入費用の1/3を補助。上限5,000万円。)する。</p> <p><達成手段の目標> フロン類冷媒と比べて格段に環境負荷の少ないアンモニア等の自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調装置の導入を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 被災地域の産業の早期回復を支援するとともに、フロン類冷媒の漏洩等による温室効果ガス排出を抜本的に改善し、地球温暖化防止を促進させる。</p> |

(別紙1-2-1)

【事前分析表】目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制

(12) 「地域で活動するNPO等支援・連携促進事業費」における達成手段の概要

① 地域活動支援・連携促進事業補助

温室効果ガスの2020年25%削減目標の達成に向け、既に地球温暖化防止に関する様々な取組を行っている地域のNPOのアイデアを最大限活かし、草の根のCO2削減事業の一層の推進を支援する。

具体的には、地域のNPOが、事業実施主体となるコンソーシアム(*)を地域地球温暖化防止活動推進センター・地球温暖化防止活動推進員・学校・企業等と連携して構築し、温室効果ガスの排出削減効果がより明確で、かつ、地域の特色を活かした取組を実施する場合にこれを支援する。(※コンソーシアムとは、共同体、共同事業体のこと。特定の目的のために複数の企業等が集まって形成される。(Buzz wordsより))

事業の実施に当たっては温室効果ガス削減への寄与がより高い事業となるよう外部有識者の評価を踏まえることや、必ず複数のNPO(法に基づく特定非営利活動法人に限らず、法人格を持たない団体を含む)がコンソーシアムの構成員となることなどを補助の条件とする。

なお、補助事業の進行管理・会計事務についての責任の一切を負う幹事団体を設定する必要があるが、当該幹事団体については、法人格を有するとともに、都道府県知事等が団体の運営に関して温暖化対策推進法に基づき報告聴取を行うこととされている地域地球温暖化防止活動推進センターが担うものとする。

② コンソーシアム事業支援

全国地球温暖化防止活動推進センターを上記コンソーシアム事業の統括的サポート機関として位置付け、有識者を交えての効果測定手法の検討やコンソーシアムへの提示、事業のテーマに則した専門家の派遣や全国センターによる直接支援、インターネット等を活用したコンソーシアム事業の広報や一般への情報提供、各コンソーシアム事業の実施効果の評価や今後の展開に向けた提案・指導を実施する。

(別紙1-2-2)

【事前分析表】目標1-2国内における温室効果ガスの排出抑制

(19)「サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業」における達成手段の概要

① サプライチェーン排出量の削減手法評価事業

企業のサプライチェーンを通じた温室効果ガスの排出量（原材料等の直接供給者、設備の製造、輸送・配送（入荷・出荷）、職員の出張（営業活動）や通勤、製造等に伴う廃棄物、販売した製品の使用及び廃棄などの各段階における排出量の合計量）について Scope3 基準等の国際基準との整合も図りつつ具体的な算定手法の検討を行う。この検討結果も踏まえ、サプライチェーンにおける排出量の削減について、ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の排出量）の算定手法等、削減量の算定に係る手法を検討し、いくつかの業種・企業を選定し、実際に削減量を算定し、サプライチェーン排出量の削減事業を実施することによって、サプライチェーンにおける効率的な排出量削減手法の評価及びその手法の確立を図る。

② サプライチェーン排出量等算定ガイドライン作成・排出量算定方法の精緻化

各カテゴリにおける算定方法の検討結果も踏まえ、サプライチェーン排出量等算定ガイドラインを作成する。また、算定方法の精緻化や精度の向上を図るとともに、業種固有の事情をまとめた業種別解説を作成する。

③ サプライチェーン排出量等見える化ツールの開発

サプライチェーン排出量等について、排出量及び事業者が実施した削減対策による削減量を算定できるよう、サプライチェーン排出量等見える化ツールを開発する。

④ サプライチェーン削減ポテンシャル推計事業

サプライチェーン全体で効率的な削減を図るため、事業者において把握・算定が困難な物流部門等のカテゴリにおける排出量について実測を行うことにより、精度の高い削減ポテンシャルの推計手法を確立する。

⑤ サプライチェーン排出量の削減に係る普及啓発

サプライチェーン排出量の削減に向けた取組を行うよう事業者を促すため、ガイドライン等の成果物や優良取組事例等をまとめた WEB サイトを開設するなどして普及啓発を行う。

(環境省24-3)

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|------|------------------|-------------|---|---------------|--------|------------------|------|---|
| 施策名 | 目標1-3森林吸収源による温室効果ガスの排出抑制 | | | | 担当部局名 | 研究調査室 | 作成責任者名 | 研究調査企画官 福島 健彦 | | |
| 施策の概要 | 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 1. 地球温暖化対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 平成24年度までに我が国の森林の温室効果ガス収集量を1,300万炭素トン確保する。 | | 目標設定の考え方・根拠 | 京都議定書目標達成計画 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン) | - | - | (H20~24平均)4,767万 | H24年度 | (H20~24平均)4,767万 | - | - | - | - | 京都議定書の目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)において、平成24年度までに、温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)を(20~24平均)4,767万トンとすることとされているため。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費(平成11年度) | 46(44) | 29 | 23 | 1 | <p><達成手段の概要> 森林等の二酸化炭素排出・吸収量の算定方法についてデータの収集や検討、修正を行う。また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行うとともに、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p><達成手段の目標> インベントリ算定方法の改善・IPCC「2006年国別温暖化ガスインベントリーガイドラインに対する2013年追補:湿地」(平成25年度完成予定)の策定作業への貢献。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、京都議定書の目標達成計画が達成されるために、森林等の二酸化炭素排出・吸収量についてデータ収集等を行い、国際的なレビューを踏まえ、算定方法の改善等を行う。</p> | | | | | |

(環境省24-4)

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|------|----------------------------|-------------|---|---------------|---------|--------------------|------|--|
| 施策名 | 目標1-4市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進 | | | | 担当部局名 | 市場メカニズム室 | 作成責任者名 | 市場メカニズム室長 上田 康治 | | |
| 施策の概要 | 京都議定書目標達成計画に基づき基準年総排出量比1.6%に相当する京都メカニズムクレジットの確保を目指すとともに、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する新たなメカニズム(二国間オフセット・クレジット制度)を構築し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 1. 地球温暖化対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 平成25年度までに我が国のクレジット取得量(CO2換算トン)の累積量を約1億取得する。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 京都議定書目標達成計画 | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 クレジット取得量(CO2換算トン) | - | - | (18年度から25年度までの累積量)約1億 | H25年度 | - | - | - | - | - | 京都議定書の目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)において、平成25年度までにクレジット取得量(CO2換算トン)を(18年度から25年度までの累積量)約1億とすることとされているため。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| 京都メカニズム運営等経費 (1) (平成14年度) | 96 (85) | 76 | 88 | 1 | <達成手段の概要> 京都メカニズムの活用に必要な国別登録簿の運用・管理を継続的に行うとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局が主体となって作成された技術仕様の変更等へ適切に対応する。 <達成手段の目標> 京都議定書に基づき付属書 I 国に設置が義務付けられ、我が国の京都議定書の排出削減目標の遵守や、京都メカニズム活用の必要要件である国別登録簿の適正な運用等を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・平成14年度末にプロトタイプ版を構築し、京都議定書の発効と同時に一部を運用開始。 ・平成20年初から京都メカニズムへの参加資格を得て、第一約束期間開始と同時に本格運用。 ・平成21年度に利便性向上等のためのシステム改修を実施。 | | | | | |

| | | | | | |
|---|----------------------------|--------------|--------------|----------|---|
| <p>(2) 京都メカニズムクレジット 取得事業費 (平成18年度)</p> | <p>21,412 (25,175)</p> | <p>8,168</p> | <p>3,979</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)にクレジット取得を委託し、CDM・JI・GISプロジェクトによるクレジットをその種別等に応じて以下の形態から適切な手法を用い、効果的に取得する。 ①直接取得:個別プロジェクトを実施する民間事業者等と直接クレジット購入契約(分配契約)を締結する。②間接取得:クレジット購入契約(分配契約)等を有する民間事業者等との間でクレジット購入契約(移転契約)を締結する。③GISによる取得:日本国政府と京都議定書附属書B国政府とによる覚書等に基づき、附属書B国政府と排出割当量売買契約を締結する。 <達成手段の目標> 京都議定書の第一約束期間における削減約束に相当する排出量と同期間における実際の温室効果ガスの排出量との差分について、京都クレジットを活用。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成18年度から、ウクライナ、チェコといった東欧諸国とのGISや、中国、インドといった途上国におけるCDM案件について、各方面と契約を締結し、平成24年4月1日現在、総計約9,756万トン(CO2換算。うち移転実績総量8,959万トン)のクレジットを取得契約済み。</p> |
| <p>(3) 新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業 (※「達成手段の概要」参照) (平成16年度)</p> | <p>825 (779)</p> | <p>2,991</p> | <p>3,184</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> ・新たなメカニズムや既存メカニズムの改善に関する知見を得るため、途上国等において、我が国企業が実施する具体的な削減事業について、実現可能性調査を行う。 ・途上国に対し、新メカニズムに対応できる堅固な事業審査及び削減量の算定・報告・検証体制(審査・MRV体制)の構築支援を行う。 ・京都メカニズムの改善提案や、新たなメカニズムについて制度検討等を行う。 <達成手段の目標> 新たなメカニズムの構築に向けて、我が国の支援により途上国において人材が育成されるとともに、審査・MRV体制の整備を含む各種体制を整えること。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ○日本の技術、製品、企業活動の貢献が適切に評価されるよう新たなメカニズムを構築するために、途上国における案件発掘・形成のための人材育成支援、審査・MRV体制の構築支援を行う。 ○新たなメカニズムの構築やCDMの改善に関する知見を得るため、世界各地でMRVモデル実証調査や実現可能性調査等を行う。 ○アジアを中心とした途上国等政府機関に対し、CO2排出削減に係る具体案件を題材とし、地方政府・現地民間事業者に対する、案件発掘・形成能力向上を目的としたセミナーやワークショップを開催し、プロジェクト実施を促進・支援する。 ○途上国ごとの情報(窓口政府機関、プロジェクト承認基準、重点・有望プロジェクト分野、プロジェクト実施例、各国内の温暖化対策に関する最新の動き等)、メカニズムの運用ルールや国連での議論・結論に関する最新情報、日本政府による民間事業者への支援策に関する情報等を収集し、専用webサイトにおいて広く一般に提供するとともに、相談窓口を設け、我が国民間企業等からの基礎的な相談に応じる。</p> |

| | | | | |
|--|----------------------|------------|------------|--|
| <p>(4) 世界銀行市場メカニズム準備基金拠出金 (平成23年度)</p> | <p>-</p> | <p>300</p> | <p>300</p> | <p><達成手段の概要> 世界銀行市場メカニズム準備基金への資金拠出 以下の取組を行うための世界銀行市場メカニズム準備基金に対して拠出を行う。 ①途上国における排出削減プロジェクトの実施 ②技術的なフォーラム開催 ③市場メカニズムを活用した取組等をホスト国側で実施するための人材育成 ④関係者の知見共有支援 等</p> <p><達成手段の目標> 1 世界銀行市場メカニズム準備基金への拠出により、当該基金の意思決定に係る総会等における議論に参加し、市場メカニズムを活用した新たな国際的枠組みの構築を主導するとともにフォーラム等において我が国の提案する新たなメカニズムに関する情報発信を行い取組実施に向けた各国の理解を深めること等を通じて、世界規模での温室効果ガス排出削減に貢献することを目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該基金に対しては、2012年6月現在で日本を含む先進9カ国が拠出を表明している。また、既に途上国15カ国が参加意思を表明しており、実施対象国として準備計画が承認されている。 本年、深セン(3月)で開催された特別総会及びケルン(6月)にて開催された第3回総会においても、積極的に発言を行い、議論の中心的役割を果たした。</p> |
| <p>(5) CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業 (平成20年度)</p> | <p>704 (328)</p> | <p>857</p> | <p>515</p> | <p><達成手段の概要> 途上国が国内に抱える環境汚染の解決と、我が国の温室効果ガス削減対策としてのCDMクレジットの取得を実現するため、CDMを利用してコベネフィット効果を有する事業を支援する。具体的には、事業により発生するクレジットの50%以上を政府口座に無償移転することを条件に、初期投資額の1/2を補助する。また、現地での環境条件下において適用可能なコベネフィット技術の実証を行う実験施設の整備及びコベネフィット効果の観測、測定・検証・報告の普遍化、定型化の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 1 CDMを利用したコベネフィット事業の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 京都議定書目標達成のためのクレジットを安定的に取得するとともに、途上国において、我が国の環境技術を活用した環境汚染対策を推進する。さらに、排出量が伸びつつある途上国に対して、コベネフィット・アプローチによる具体的な事業支援を行うことにより、途上国の温暖化対策への理解や積極的な参加の促進に寄与する。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-5)

| 施策名 | 目標2-1オゾン層の保護・回復 | | | | 担当部局名 | フロン等対策推進室 | 作成責任者名 | フロン等対策推進室長 高澤 哲也 | | |
|--|---|------|---------|-------------|------------|------------|------------|---------------------|------|---|
| 施策の概要 | オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 2. 地球環境の保全 | | | | |
| 達成すべき目標 | オゾン層破壊物質の生産・消費の削減及び既に使用されたオゾン層破壊物質の回収・大気放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を減らす。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | モントリオール議定書 | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | | 目標年度 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPtン) | 5,562 | H元年度 | 0 | H32年度 | - | - | - | - | - | モントリオール議定書において平成32年度までに0とすることとされているため。 |
| 2 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン) | - | - | 増加傾向を維持 | - | - | - | - | - | - | 既に使用された機器のフロン回収量について、都道府県の登録を受けた回収業者から報告された機器廃棄時及び整備時における回収量を計測し増加傾向を維持することとした。 |
| 3 PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン) | - | - | 減少傾向を維持 | - | - | - | - | - | - | PRTR法に基づくオゾン層破壊物質の排出量にオゾン破壊係数を乗じて得られた数の合計を計測し減少傾向を維持することとした。 |

| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
|-----------------------------------|----------------------|------|----------------------------|------------|---|
| | 22年度 | 23年度 | | | |
| フロン等対策推進調査費 (1) (※「達成手段の概要」参照) | 143 (96) | 130 | 106 | 1, 3 | <p><達成手段の概要> オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等3ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止 ・2008年～2012年の代替フロン等3ガスの排出量を基準年総排出量比で▲1.6%とするため、 ①業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率を20年度～24年度の5年間で平均6割に向上 ②HFCなどの代替フロン等3ガスの排出量を20年度～24年度の5年間平均で3,100万t-CO2に抑制 ・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・ノンフロン製品等の普及加速化による脱フロン社会構築の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。 ・フロン類等を用いないノンフロン製品の普及を図ることにより、消費者のフロン対策に対する意識を向上するとともに、フロン類等の消費量や排出量の削減を図ることができる。</p> |
| 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業【関連：24-2】 | - | - | - | 2 | <p><達成手段の概要> 業務用の冷凍・冷蔵・空調設備に関し、自然冷媒を使用した省エネ型の冷凍・冷蔵・空調装置を導入しようとする民間事業者に対して、当該設備導入費用の一部(フロン類冷媒を使用した同等の冷凍能力を有する装置を導入する場合の費用との差額の3分の1)を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入・普及の促進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成20～23年度の補助事業によるCO2削減見込量(累計)は、 平成20年度 約9,400t-CO2/年 (省エネルギー化約2,900t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約6,500t-CO2/年) 平成21年度 約23,000t-CO2/年 (省エネルギー化 約7,600t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約15,400t-CO2/年) 平成22年度 約31,800t-CO2/年 (省エネルギー化約10,700t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約21,100t-CO2/年) 平成23年度 約46,100t-CO2/年 (省エネルギー化 約14,300t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約31,800t-CO2/年)</p> |

(環境省24-6)

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|-------------|-----------|-------------|--------------------|---------------------------------------|---|----------------|--|--------------------------------------|
| <p>施策名</p> | <p>目標2-2地球環境保全に関する国際連携・協力</p> | | | | | <p>担当部局名</p> | <p>研究調査室 国際連携課 国際地球温暖化対策室 国際協力室</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>研究調査企画官 福島 健彦 国際連携課長 塚本 直也 国際地球温暖化対策室長 新田 晃 国際協力室長 新田 晃</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアをはじめとする各国及び国際機関との連携・協力を進める。</p> | | | | | <p>政策体系上の位置付け</p> | <p>2. 地球環境の保全</p> | | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>環境に係る主要国際会議の政府対処方針の作成や会議への出席を通じて、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行う。また、アジアをはじめとする各国(大使館等)や主要国際機関との連携・協力を推進する。</p> | | | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>環境基本法第5条(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)</p> | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>平成25年6月</p> | | |
| <p>測定指標</p> | <p>基準</p> | <p>基準年度</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>施策の進捗状況(目標)</p> | | | | | <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> |
| <p>1 地球環境保全に関する国際的な連携の確保、国際協力の推進等</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>24年度</p> | <p>25年度</p> | <p>26年度</p> | <p>27年度</p> | <p>28年度</p> | <p>-</p> |
| <p>2 国際的枠組みへの貢献、各国への連携、支援の進捗状況</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>24年度</p> | <p>25年度</p> | <p>26年度</p> | <p>27年度</p> | <p>28年度</p> | <p>-</p> |

| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
|---|----------------------|------|----------------------------|------------|--|
| | 22年度 | 23年度 | | | |
| (1) 経済協力開発機構拠出 金等 (※「達成手段の概要」参 照) | 42 (37) | 31 | 29 | 1 | <p><達成手段の概要・目標> ・OECD拠出金(H7年度～) OECDの環境プログラムのうち、気候変動分野における各種分析、気候変動枠組条約の実施を助けるために実施している作業、加盟国等の環境保全成果について相互に審査を行う作業や化学品の有害性評価手法(基準)の策定に関する作業など、環境省で積極的に関与し活用しているものに対し、プログラムごとの金額分配を指定した上で拠出を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境分野、とりわけ経済的側面からの環境問題の分析において数々の業績を残している国際機関であるOECDと協働することによって、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p> |
| (2) 排出・吸収量世界標準算 定方式確立事業拠出金 等 (平成9年度) | 181 (181) | 177 | 178 | 2 | <p><達成手段の概要> ①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金(平成9年度～) ・IPCCの科学的知見が国際的枠組みの構築の基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCに対し拠出金により支援する。 ②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金(平成11年度～) ・我が国は1998年のIPCC第14回総会において、インベントリー(温室効果ガスの排出目録)の方法論改訂、確立に向けた作業を集中的に実施するためのタスクフォースの事務局(テクニカルサポートユニット)をホストすることを提案、了承された。タスクフォース事務局の活動を拠出金により支援する。</p> <p><達成手段の目標> 拠出金の支出 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 拠出金を支出し、IPCC及びインベントリータスクフォースを支援することにより、各国の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに貢献するとともに、IPCCの活動における我が国のプレゼンスが増すことが期待される。また、同タスクフォースは、気候変動枠組条約(UNFCCC)からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのマニュアル等の作成を担当し、国際的な気候変動対策の実施に貢献している。</p> |

| | | | | | |
|--|----------------------|------------|------------|----------|--|
| <p>(3) 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金 (平成21年度)</p> | <p>17 (17)</p> | <p>17</p> | <p>16</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要・目標> 同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局との意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。 ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・FTS(Financial and Technical Support,Programme)により実施される会合及び研修プログラムの実施及び内容に関する支援 ・資金、緩和、持続可能な開発に係る政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非附属書 I 国が国別報告書を作成するにあたっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・FTS(Financial and Technical Support,Programme)により実施される会合及び研修プログラムの実施及び内容に関する支援 ・資金、緩和、持続可能な開発に係る政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非附属書 I 国が国別報告書を作成するにあたっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言を行う 等</p> |
| <p>(4) 国際連合環境計画拠出金等 (※「達成手段の概要」参照)</p> | <p>276 (276)</p> | <p>261</p> | <p>219</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要・目標> ・UNEP拠出金(H16年度～) →国連における環境関連の唯一の総合調整機関であるUNEPの活動に対して拠出を行う。 ・UNEP国際環境技術センター(IETC)拠出金(H16年度～) →大阪に設置されているUNEP国際環境技術センター(IETC)における、水質汚濁、大気汚染、廃棄物処理、湖沼集水域管理等に関する途上国への環境技術移転に関する事業を実施するための費用について拠出を行う。 ・UNEPアジア太平洋地域事務所拠出金「気候変動に強靱な発展支援プログラム」(H24年度～) →アジア・太平洋地域の途上国に対して適応基金へのダイレクトアクセス(直接の支援申請)の能力開発を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国連の下に設置された環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織である当該機関の活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献する。また、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有し、国際的な枠組みづくりに積極的に貢献し、我が国の国際社会でのプレゼンスを高める。</p> |

| | | | | | |
|---|----------------------|------------|------------|----------|---|
| <p>(5) 国際連携戦略推進費 (平成23年度)</p> | <p>-</p> | <p>70</p> | <p>68</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> ・リオ+20(事後のフォローアップ含む)に係る調査・分析、リオ+20国内準備委員会の運営 ・リオ+20の成果を踏まえた調査・分析を行い国際連携戦略を検討する。また、リオ+20国内準備委員会において、リオ+20の成果報告会などの発信の場を設ける。 ・貿易と環境に関する戦略的検討調査 ・WTOにおける環境と貿易の議論や、TPP、日EU間EPAをはじめとするEPA/FTA等に関する議論の動向を調査・分析し、国際連携戦略を検討する。</p> <p><達成手段の目標> 「経済」、「社会」、「環境」との関連性も考慮した上で、国際社会に対して持続可能な発展や環境保全の国際的枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国政府や国際機関における環境分野のポジションや取組状況等について調査・分析して環境保全に係る国際連携戦略の検討をすること、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p> |
| <p>環境国際協力推進費 (6) (※「達成手段の概要」参照)</p> | <p>277 (226)</p> | <p>216</p> | <p>171</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要・目標> ・東アジア・東南アジア地域において、各種環境政策対話を通じ我が国のクリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の取り組みの普及・浸透を図るとともに、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日ASEAN環境協力対話等の機会を捉え我が国の技術及び経験を広め、アジア諸国における持続可能な発展を促す。 ・東アジアの中核国である日中韓3カ国においては、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMME)を継続的に開催するとともに、各種TEMMEプロジェクトの実施を推進する。 ・日中環境協力強化にむけ中央政府レベルでの取り組みを共同で調査・研究し、公開セミナーを通じて成果を発表するとともに、日モンゴルにおいても環境協力を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 途上国において増大する環境負荷を低減するため、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等において政策対話を進めると同時に、各個別環境協カプロジェクトの形成及び推進を行うことにより、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p> |

| | | | | | |
|---|--------------|-----|-----|---|--|
| <p>リオ+20における政府 (7) ブースの設置等経費 (平成24年度)</p> | - | - | 64 | 1 | <p><達成手段の概要> リオ+20の場において、グリーン経済の促進に向けた取組や、リオ+20に係る国内情勢、東日本大震災からの復興に係る取組等に関して、環境省展示ブースを設置し、パネル、ポスター、パンフレットを展示などを行う。また、リオ+20結果報告のためのセミナーを開催する。</p> <p><達成手段の目標> リオ+20において我が国の優れた環境技術や知見を各国に紹介し、世界全体での行動を促すメッセージを発信することにより、世界全体での環境保全及びグリーン経済の推進に貢献する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> グリーン経済への移行や東日本大震災からの復興など、実施する展示やセミナーにおいて鍵となるメッセージに焦点を当てて発信することにより、国際的な枠組みづくりやルール形成等に貢献し、国際社会における我が国のプレゼンスを高める。</p> |
| <p>気候変動枠組条約・京都 (8) 議定書拠出金等(平成16 年度)</p> | 83 (83) | 102 | 102 | 1 | <p><達成手段の概要> 国際条約に参加する先進国の一員としての責任を果たすため、排出・吸収量審査のための審査員トレーニングプログラムへの拠出等、同条約及び議定書の実施のために必要な費用の一部を拠出する。</p> <p><達成手段の目標> 地球温暖化対策の国際的な枠組みである気候変動枠組条約及び京都議定書の実施のために必要な国際的取組を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際機関の活動・成果に対し、寄与の内容を設定することは困難。</p> |
| <p>次期国際枠組みづくり推 (9) 進費 (平成19年度)</p> | 137 (126) | 122 | 93 | 1 | <p><達成手段の概要> 次期枠組みの構築に係る交渉と温室効果ガスの削減の実施について、主要国に対する働きかけ、次期枠組みに係る我が国提案として望ましい枠組みのあり方の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 気候変動枠組条約・京都議定書の下での国際交渉等において、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築の実現のため、主要国の動向を踏まえつつそうした枠組みのあり方を明らかにし、我が国からの積極的な働きかけを行う。また、開発途上諸国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> COP17ダーバンにおいて、将来の枠組みに関して、可能な限り早く、遅くとも2015年中に全ての国に適用される議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果を採択し、これを2020年から発効させ、実施に移すとの道筋に合意するなど国際枠組みの構築に寄与。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-7)

| 施策名 | 目標2-3地球環境保全に関する調査研究 | | | | 担当部局名 | 研究調査室 | 作成責任者名 | 研究調査企画官 福島 健彦 | | |
|---|--|------|--------------|-----------------|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---|
| 施策の概要 | 地球環境分野のモニタリングを推進するとともに、気候変動の影響及び影響に対する適応の情報収集・調査研究などを推進する。 | | | | 政策体系上の 位置付け | 2. 地球環境の保全 | | | | |
| 達成すべき目標 | 気候変動等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進する。 | | | 目標設定の 考え方・根拠 | 第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定) | 政策評価実施 予定時期 | 平成25年6月 | | | |
| 測定指標 | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況 | - | - | - | - | 成果の 施策への 活用 | 成果の 施策への 活用 | 成果の 施策への 活用 | 成果の 施策への 活用 | 成果の 施策への 活用 | 地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会の実現のために、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても指摘されており、地球温暖化防止等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進することとした。 |
| 2 地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数) | - | - | 各年で 50%以上 | - | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 | 地球環境保全試験研究費は、「研究成果の社会的・経済的・行政的価値」、「研究成果の科学的・技術的価値」等の研究成果の社会的価値に関する指標を用い事業終了後「事後評価」を外部評価委員会により実施しているため。 優れた研究であったと説明できる4点以上の課題が過半数を占めることが概ね国民理解を得られるラインだと考えられる。 |

| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
|--|----------------------|------|----------------------------|------------|--|
| | 22年度 | 23年度 | | | |
| (1) 地球環境戦略研究機関 拠出金 (平成10年度) | 500 (500) | 500 | 500 | 1 | <p><達成手段の概要> 地球環境戦略研究機関では、これまでの活動により築いたネットワークや知名度も活かしつつ、顕在化する環境危機に対してより迅速に取り組み、アジア太平洋地域の途上国をはじめとした各国政府、国際機関の環境政策に採用されるような研究成果を提示していくこととしている。さらに単なる研究のみならず、政府間の情報交換の促進や政策形成の支援といった、民間では実施できない高度な公共性および国際性を要する業務を進めている。このような活動を行うアジア太平洋地域唯一の国際的環境政策研究機関として、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組みに貢献する研究をリードするため、拠出金により支援するものである。</p> <p><達成手段の目標> 地球環境戦略研究機関が実質的な国際機関としての地位を確立し、国際的なネットワークの形成の促進、国際世論形成に対する貢献などを通じて、地球環境問題に対し、我が国がリーダーシップを果たす上で重要な役割を担うこと。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境問題は、我が国の国際貢献が最も期待される分野の一つ。環境省としては、IGESが研究成果や提言を国際的に発信し、科学面から地球環境問題の解決に寄与していくことを期待。 我が国が、このように自国のみ利益を超えた公共・公益的な視点で積極的な国際貢献を行うことは、日本の国際的イメージアップと尊敬の獲得につながり、日本の大きな国益に合致し、施策の達成すべき目標に寄与する。</p> |
| (2) 地球環境に関するアジア 太平洋地域共同研究・観 測事業拠出金 (平成16年度) | 204 (204) | 194 | 182 | 1 | <p><達成手段の概要> アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は日米韓等の拠出金により公募型の先進国・途上国共同研究の推進やセミナー等の開催による能力開発事業の推進を行う。対象案件は、国際公募した上で厳密な審査を経て政府間会合が承認し、その成果は政府間会合に報告される。また、本ネットワークによるセミナーや政策対話を通じて、参加国間の連携を強化するとともに、ウェブ、ニュースレター、研究報告書を通じた情報発信等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 競争的資金を活用した効率的な採択を行い、途上国のニーズに応える形で、我が国の科学的知見を共有する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 競争的資金により地球環境に関する研究の促進、セミナーの開催、ウェブやニュースレター等による成果の情報提供が促進される。</p> |
| (3) 温室効果ガス観測技術衛 星「いぶき」による地球環 境観測事業 (平成23年度) 【関連:24-41】 | - | - | - | 1 | <p><達成手段の概要> ・「いぶき」後継機をはじめとする観測技術、モデリング技術を設計、開発する。 ・既存の技術と「いぶき」のデータ活用を始めとする人工衛星、地上等での直接観測技術及びモデリング技術を組み合わせ、森林インベントリを補完・検証する技術システムを開発する。 ・将来的なクレジット化、我が国の中長期目標達成への活用を視野に入れて、途上国における森林減少・劣化からの排出抑制(REDD+)活動の温室効果ガス削減・吸収効果を定量的・客観的に把握する。</p> <p><達成手段の目標> 観測システムの概念設計</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> REDD+に関するソフト、ハード面での情報収集を行い、最終的な観測システムの概要、必要なスペック、現状の観測機器の課題等をまとめ、今後の効率的な開発作業に資する。</p> |

| | | | | |
|--|----------------------|------------|------------|--|
| <p>地球環境保全試験研究費 (4) (平成13年度) 【関連:24-41】</p> | <p>314 (310)</p> | <p>302</p> | <p>270</p> | <p>1、2</p> <p><達成手段の概要> ・地球環境保全試験研究費(H13年度～) 関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の推進を図るため、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき、関係予算を一括計上し、予算成立後関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究の一元的推進を図るもの。</p> <p><達成手段の目標> —</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業における研究は、中長期的視点も踏まえ、計画的・着実に進めるべきものであり、観測結果等の成果は、地球温暖化対策をはじめ地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるものである。</p> |
|--|----------------------|------------|------------|--|

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-8)

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------|----------------------------|-------------|---|--|------|------|----------------|--|--|--|--|
| 施策名 | 目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む) | | | | 担当部局名 | 総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室 | | | | 作成責任者名 | 粕谷 明博 山本 光昭 西本 俊幸 弥元 伸也 水野 理 | | |
| 施策の概要 | 固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をよりの確に把握するため、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。 | | | | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び酸性雨・黄砂等による被害の緩和を図り大気環境の改善、保全を推進する。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 環境基本法第16条に定める環境基準 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画 | | | | 政策評価実施 予定時期 | 平成25年6月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| 1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) | - | - | 100% | - | 「別紙のとおり」 | | | | | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | | | |
| 2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) | - | - | 100% | - | 「別紙のとおり」 | | | | | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | | | |
| 3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) | - | - | 100% | - | 「別紙のとおり」 | | | | | 自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 | | | |
| 4 EANET分析精度管理目標達成率(%) | - | - | 100% | - | - | - | - | - | - | 酸性雨等の越境大気汚染については、国際的な協調の下、長期的なモニタリングによる信頼性の高いデータの取得が必要であることから、EANET参加国が実施している精度保証・精度管理における管理目標達成率を指標とした。 | | | |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | | | | |
| 大気汚染防止規制等対策 (1) 推進費 (昭和47年度) | 39 (26) | 31 | 39 | 1 | <達成手段の概要> ・規制対象外小規模燃焼機器のガイドラインの見直し ・微粒子状物質(SPM)濃度の測定 ・新しい原燃料への対応 ・緊急時対策に係る命令発令基準の検討 <達成手段の目標(24年度)> ・大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国民の健康の保護、環境基準の確保を図るための規制の適正化に寄与する。 | | | | | | | | |

| | | | | | |
|---|----------------------|------------|------------|----------|---|
| <p>(2) 光化学オキシダント総合対策推進費 (平成23年度組替)</p> | <p>111 (53)</p> | <p>91</p> | <p>64</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> ・光化学オキシダントの測定精度管理体制の構築・運用管理、対策の検討 ・光化学オキシダントの原因物質であるVOC対策の実施 <達成手段の目標(24年度)> ・光化学オキシダントに係る対策の検討の推進 ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 ・光化学オキシダントによる大気汚染の状況に係る新たな知見の入手及びその結果に基づく対策の検討を通じ、光化学オキシダントの環境基準の達成に寄与する。</p> |
| <p>(3) 微小粒子状物質(PM2.5)総合対策費 (平成20年度)</p> | <p>200 (220)</p> | <p>251</p> | <p>216</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> ・地方自治体における微小粒子状物質の常時監視体制の整備 ・成分分析及び二次粒子生成機構把握・発生源寄与解析により、シミュレーションを実施 <達成手段の目標(24年度)> ・微小粒子状物質に係る対策の検討の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・微小粒子状物質による大気汚染の状況の把握及びその結果に基づく対策の検討を通じ、微小粒子状物質の環境基準の達成に寄与する。</p> |
| <p>(4) 有害大気汚染物質等対策推進費 (平成23年度組替)</p> | <p>215 (194)</p> | <p>173</p> | <p>144</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> ・大気環境モニタリングの実施 ・排出抑制対策技術に係る調査・普及 ・事業所における排出実態調査 <達成手段の目標(24年度)> ・全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率の向上 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①大気環境モニタリング及び排出実態調査の実施による有害大気汚染物質による大気汚染状況や主たる排出源の解明 ②排出抑制対策技術の普及を進めることによる事業者の自主的な排出抑制対策の推進を通じ、有害大気汚染物質の環境基準の達成に寄与する。</p> |
| <p>(5) 大気汚染監視測定網整備推進費 (昭和46年度)</p> | <p>107 (56)</p> | <p>148</p> | <p>140</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> ・大気測定局測定データ整備・解析 ・環境大気測定機器精度管理調査 ・国設大気環境測定所の維持管理 ・大気環境監視適正化事業 <達成手段の目標(24年度)> ・大気汚染状況の継続的把握、測定機器の精度管理体制の検討の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p> |
| <p>(6) 大気環境監視システム整備経費 (昭和47年度)</p> | <p>65 (62)</p> | <p>169</p> | <p>162</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> ・固定発生源からの大気汚染物質に係る排出量把握 ・全国の大気汚染常時監視結果や光化学オキシダント注意報等発令状況等を提供 <達成手段の目標(24年度)> ・大気汚染物質排出量の把握及び大気の状態のリアルタイムでの情報提供の継続的実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じた、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p> |

| | | | | | |
|---|--------------|-----|-----|-------|---|
| (7) 特殊自動車における低炭素化促進事業 (平成23年度) | 0 | 150 | 130 | 1 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業におけるハイブリッドオフロード車等(ショベル・ローダ、ブルドーザ及びフォーク・リフト)の導入費用の一部補助 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質及びCO2の排出量の少ない特定特殊自動車の普及促進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質及びCO2の排出量の少ない特定特殊自動車の普及を促進することにより、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全並びに地球温暖化防止に寄与する。 |
| (8) 自動車等大気環境総合対策費 (平成23年度組替) | 381 (343) | 265 | 221 | 1,2,3 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等移動発生源からの排ガス抑制について施策の効果等を把握 ・今後の実施すべき施策について整理 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等移動発生源からの排出ガス対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等移動発生源からの排ガス対策の促進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 |
| (9) 自動車排出ガス・騒音規制等推進費 (平成12年度以前)(関連:24-9) | 128 | 113 | 111 | 1,2,3 | <p><達成手段の概要></p> <p>中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第十次答申(平成22年7月)等に基づく、二輪自動車等の国際的な基準の動向を考慮した排出ガス低減対策、ディーゼル重量車の排出ガス後処理装置の耐久性・信頼性確保のための措置及びオフサイクルにおける排出ガス低減対策並びにディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策についての検討</p> <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス低減対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の排出ガス低減により、大気汚染に係る環境基準達成状況、特に自排局において改善に寄与する。 |
| (10) 自動車交通環境監視測定費 (昭和38年度) | 74 (71) | 80 | 80 | 1,2,3 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国設自動車交通環境測定所の測定データ整備・解析 ・国設自動車交通環境測定所の維持管理 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の継続的把握 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じた、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p> |
| (11) 国際連合地域開発センター拠出金 (平成16年度) | 30 (30) | 30 | 30 | 1,2,3 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における環境的に持続可能な交通(EST)の推進活動に対する拠出 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域の環境的に持続可能な交通の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における環境的に持続可能な交通の推進活動を通じて、アジア諸国の大気環境の改善を図ることにより、国内の大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 |
| (12) 先進的次世代車普及促進事業 (平成15年度) | 145 (89) | 25 | 10 | 2,3 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車及び水素自動車の導入費用の一部補助 (事業仕分けの結果を踏まえ、平成23年度からは燃料電池自動車等の取得支援について平成22年度からの継続事業分のみを対象としたほか、塵芥車等の取得支援について、平成23年度から廃棄物分野における温暖化対策事業の中で対象としており、本事業の対象外としたため、予算額が減少している。) <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な次世代低公害車の普及促進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な次世代低公害車の普及を促進することにより、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全並びに地球温暖化防止に寄与する。 |

| | | | | | |
|---|----------------------|------------|------------|----------|---|
| <p>(13) 越境大気汚染対策推進費 (平成23年度組替)</p> | <p>431 (382)</p> | <p>388</p> | <p>276</p> | <p>4</p> | <p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・国内における越境大気汚染に関するモニタリングの実施 ・東アジア地域におけるEANET等を通じた大気汚染問題の解決に向けた取組の推進 <p><達成手段の目標(24年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼性のある国内モニタリングデータの取得、国際協力の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・精度保証・精度管理がなされた国内モニタリングの実施、技術指導等を通じたEANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。 </p> </p></p> |
| <p>東アジア酸性雨モニタリン (14)ゲネットワーク拠出金 (平成14年度)</p> | <p>96 (96)</p> | <p>85</p> | <p>96</p> | <p>4</p> | <p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・東アジア酸性雨モニタリングネットワークの運営経費に対する拠出 <p><達成手段の目標(24年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・EANETの活動推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・EANETのマニュアル整備等の活動を通じた、EANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。 </p> </p></p> |
| <p>アスベスト飛散防止総合 (15)対策費 (平成23年度組替)</p> | <p>54 (45)</p> | <p>49</p> | <p>46</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の把握 ・排出抑制対策の検討 ・国際貢献 <p><達成手段の目標(24年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストによる健康被害の未然防止対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストによる健康被害の防止を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 </p> </p></p> |
| <p>花粉観測態勢整備費 (16) (平成14年度)</p> | <p>94 (108)</p> | <p>0</p> | <p>0</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおける花粉飛散量のリアルタイムでの公表 <p><達成手段の目標(24年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・花粉観測システムの適切な維持管理及び運用 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・花粉による健康被害の未然防止を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 </p> </p></p> |
| <p>日本モデル環境対策技 (17)術等の国際展開 (平成21年度)</p> | <p>146</p> | <p>129</p> | <p>88</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・中国・ベトナム・インドネシアを対象とした我が国の公害克服経験に基づく「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などのパッケージ展開のための共同研究等協力事業の推進 ・我が国環境産業等やアジア各国への情報の提供 <p><達成手段の目標(24年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア各国の国情に応じた環境対策技術等の実証・認証制度等の構築のための制度整備、人材育成の在り方の検討 <p><達成手段の目標(24年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・二国間協力事業、情報提供等の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア諸国において我が国の優れた環境対策技術等が導入されることにより、大気汚染等の改善に寄与する。 </p> </p></p></p> |

| | | | | | |
|---|----------------------|------------|------------|----------|--|
| <p>(18) 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費 (昭和53年度)</p> | <p>14 (7)</p> | <p>10</p> | <p>10</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> ・日本国に駐留している米軍が使用している施設・区域に起因する環境問題について、環境省が米側との調整の上で調査を実施 <達成手段の目標(24年度)> ・水質13施設、大気5施設において調査を実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・施設・区域内及びその周辺の環境汚染問題の未然防止を図るため、在日米軍施設・区域の環境調査を実施し、排出基準を超過していた場合には、改善・対策の要望等を行う。</p> |
| <p>(19) 大気環境基準等設定業務費 (昭和49年度)</p> | <p>33 (25)</p> | <p>24</p> | <p>18</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> ・諸外国及び国際機関等における大気環境基準等の設定・改定状況など大気保全政策の動向に関する最新の情報を収集・整理 ・既に環境基準等が設定されている物質及び優先順位の高い有害大気汚染物質について、環境目標値の新規設定等に資するべく、健康影響に関する国内外の情報を収集・整理 ・有害大気汚染物質に関し、得られる科学的知見に制約がある場合の有害性及び曝露評価手法の確立に資するための検討を実施 <達成手段の目標(24年度)> ・新たな環境目標値の設定及び科学的知見に制約がある場合の健康リスク評価手法等に関するガイドラインの策定 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・有害大気汚染物質を含む大気汚染物質に係る環境目標値の新規設定等に向けた検討を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護等に寄与する。</p> |
| <p>(20) 大気汚染物質による曝露影響研究費 (平成23年度組替)</p> | <p>211 (204)</p> | <p>293</p> | <p>269</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> ・微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の大気汚染物質による疫学調査等の調査計画の策定及びその実施 ・環境ナノ粒子等を用いた動物曝露実験や環境ナノ粒子等の性状把握等を行い、生体影響等を明らかにするための検討を実施 <達成手段の目標(24年度)> 大気汚染物質のばく露と健康影響に関する知見の集積 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにすることを通じ、人の健康の保護等に寄与する。</p> |
| <p>(21) 環境測定分析精度向上対策経費 (昭和50年度)</p> | <p>28</p> | <p>20</p> | <p>20</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> ・環境測定分析機関が、均質に調製された環境試料を定められた方法等に従い分析することにより得られる分析結果から、分析機関の分析技術水準の実態を把握 ・使用測定機器等の違いによる分析結果への影響を解析・調査し、その結果を分析機関にフィードバック ・公定法も含め分析方法の改善等に活用 <達成手段の目標(24年度)> ・環境測定分析機関における測定分析の精度の向上及び信頼性の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・分析機関においてより適切な分析手順の普及等の内部精度管理の推進を図り、我が国の分析機関の精度管理の水準確保を通じ、大気汚染の改善等による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p> |
| <p>(22) 公害防止管理推進調査対策検討費 (平成19年度)</p> | <p>8 (12)</p> | <p>8</p> | <p>4</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> ・地方自治体の公害防止体制の更なる充実を図ることを目的として、立入検査マニュアル策定の手引きのための調査検討 ・地域における公害防止取組促進のための指針の策定と公害防止取組に対する表彰等を実施 <達成手段の目標(24年度)> ・地方自治体の公害防止体制の充実に向けた調査検討と公害防止取組推進のための仕組みづくり <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公害防止に係る不適正事案を防止し、事業者及び地方自治体における効果的な公害防止の取組が促進されることにより、排出基準が遵守され大気汚染に係る環境基準の達成に寄与する。</p> |

| | | | | | |
|---|------------|------------|------------|----------|---|
| <p>コベネフィット・アプローチ (23) 推進事業 (平成22年度)</p> | <p>82</p> | <p>114</p> | <p>128</p> | <p>—</p> | <p><達成手段の概要> ・コベネフィット効果を有する事業の拡大及び環境政策等におけるコベネフィット・アプローチの主流化を目的として、①多国間の活動として、アジアの環境所管官庁・国際機関関係者を対象とした、アジア・コベネフィット・パートナーシップを通じた普及・啓発活動、②二国間の活動として、環境大臣間の覚書等に基づく協力における事業実現可能性調査、コベネフィット効果の定量把握に係る共同研究・セミナー/研修等、及び、③コベネフィット分野等の解析モデルの実績を有する国際研究機関の研究活動支援の実施 <達成手段の目標> ・アジア・コベネフィット・パートナーシップでの多国間及び二国間の活動によるコベネフィット・アプローチの普及 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・アジアを主とする途上国において課題となっている環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に実現するコベネフィット(共通便益)・アプローチを推進することにより、途上国における環境改善効果を図るとともに、途上国の温暖化対策に寄与する。</p> |
| <p>(24) 国連大学拠出金 (平成22年度)</p> | <p>100</p> | <p>110</p> | <p>110</p> | <p>—</p> | <p><達成手段の概要> ・アジア諸国等において、コベネフィット型の都市開発が推進されることを目的として、持続可能な都市開発の分野に知見があり、かつ、国際的なネットワークを有する国連大学と連携し、①コベネフィット効果の定量的評価手法を開発し、それらを踏まえた、コベネフィット型対策の推進・阻害要因を明らかにし、②開発された定量的評価手法を用いた事例分析を行い、低炭素・低公害型の都市開発推進のためのマニュアルとして取りまとめを実施 <達成手段の目標> ・コベネフィット型の都市開発の推進 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・都市化に伴うエネルギー消費量の増加や公害の悪化に直面している途上国・新興国において、低公害・低炭素に配慮した都市政策・計画の策定を支援することを通じ、環境と地球温暖化対策に配慮した都市開発の推進に寄与する。</p> |

| 指標の名称及び単位 | | ①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%] ア. 二酸化いおう エ. 二酸化窒素 キ. トリクロロエチレン イ. 一酸化炭素 オ. 光化学オキシダント ク. テトラクロロエチレン ウ. 浮遊粒子状物質 カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン | | | | | | |
|-----------|-------|---|-------|-------|-------|-----|-----|--|
| 指標の名称及び単位 | | ②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%] ア. 二酸化窒素(NO ₂) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO) イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO ₂) | | | | | | |
| 指標の名称及び単位 | | ③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%] ア. 二酸化窒素(NO ₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM) | | | | | | |
| 年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | 目標年 | 目標値 | |
| ①ア | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| イ | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| ウ | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| エ | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| オ | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| カ | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| キ | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| ク | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| ケ | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| ②ア | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| イ | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| ウ | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| エ | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| オ | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| ③ア | - | - | - | - | - | - | 100 | |
| イ | - | - | - | - | - | - | 100 | |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-9)

| | | | | | | | | | | |
|---|---|------|----------------|-------------|--|--------------------------------|------|------------|--------------------------------|---|
| 施策名 | 目標3-2 大気生活環境の保全 | | | | 担当部局名 | 大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課 | | 作成責任者名 | 室長事務取扱 粕谷 明博 西本 俊幸 弥元 伸也 | |
| 施策の概要 | 騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | | | |
| 達成すべき目標 | 自動車・航空機・新幹線騒音等に係る環境基準達成率の向上、振動・臭気の改善、ヒートアイランド対策を講じ良好な生活環境を保全する。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 環境基本法第16条に定める環境基準 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 騒音に係る環境基準達成率(%) | - | - | 100% | - | - | - | - | - | - | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。 |
| 2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(達成割合(%) / (評価対象:千戸) | - | - | 100% | - | - | - | - | - | - | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。 |
| 3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%) | - | - | 100% | - | - | - | - | - | - | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。 |
| 4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%) | - | - | 100% | - | - | - | - | - | - | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線鉄道騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 騒音・振動評価手法及び規制手法等に係る検討(平成21年度) | 26 | 22 | 17 | 1 | <達成手段の概要> ・騒音規制法による規制が難しい施設等について、騒音情報の公開や適切な機器の設置・管理に関するガイドラインの策定等による低騒音化の手法についての検討 ・騒音・振動評価手法及び規制手法等に係る検討 <達成手段の目標(24年度)> ・前年度に作成した騒音ラベリング制度のマニュアル等をもとに同制度の導入に向けた取組を推進 ・在来鉄道騒音の対策について検討を実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・騒音規制法による規制が難しい施設についても、業界団体等の自主的な取組による低騒音化を促す手法を導入し、騒音問題の未然防止を図ることを通じ、騒音に係る環境基準の達成に寄与する。 ・環境基準値が実態に即していることを確認し、適切な騒音対策を推進する。 | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|---|
| (2) | 自動車排出ガス・騒音規制等推進費 (平成12年度以前)(関連:24-8) | 128 | 113 | 111 | 1.2 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 中央環境審議会中間答申「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」(平成20年12月)に基づく、二輪車・四輪車の加速走行騒音低減対策及びタイヤ騒音低減対策についての検討 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車単体騒音低減対策の推進 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 自動車単体騒音の低減により、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。 |
| (3) | 自動車騒音・道路交通振動対策の推進 (平成17年度) | 20 | 15 | 18 | 2 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月に常時監視業務が一般市へ移譲されたため、確実なデータ収集を行い全国の状況把握を実施(179団体⇒856団体)(業務を行うにあたって必要となる常時監視マニュアルを平成23年9月に公表済) 道路交通振動については、測定値が要請限度値を超えることは稀であるが依然として苦情が絶えず、振動の評価が現状に即していないことが考えられることから、道路交通振動が及ぼす影響の予測や適切な評価方法の検討を実施 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な自動車騒音常時監視業務の実施のための説明会を開催するとともに、システムの操作性改善のための改良を実施 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 全国の自動車騒音状況を一元的に把握し公表することで、騒音対策がより効率的、効果的に実施され、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。 |
| (4) | 沿道・沿線対策の推進 (平成22年度) | - | 11 | 8 | 2.4 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 道路沿道や新幹線鉄道沿線において騒音に配慮した土地利用を推進するため、沿道・沿線の土地利用に関する実態調査や関連法制度の調査を実施するとともに、沿道沿線対策の具体的な方策の検討を実施 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道沿線対策の具体的な方策の検討を行うとともに、普及推進策及び指針策定へ向けた検討を実施 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道・沿線の住居立地が抑制される等の効果により、新たな騒音問題の未然防止が図られる。また、環境基準達成に向けて、既存の要対策箇所に対する騒音対策が一層推進される。 |
| (5) | 新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進 (平成16年度) | 24 | 20 | 13 | 3.4 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対し、平成21年7月に作成した航空機騒音測定・評価マニュアル及び平成22年5月に作成した新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルの定着を図る 新幹線鉄道騒音については、マニュアルに基づく測定調査により実態把握を実施し、対策効果の確認や環境基準達成状況を把握 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機騒音については、平成25年4月の新基準施行に向けて、マニュアルに基づく測定調査等を試行的に実施するなどして、マニュアルの内容の検証を行い、内容の改善や拡充を図るための検討を実施 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 測定・評価方法を見直すことにより、現状をより適切に把握することができる。この成果をもとに、環境基準達成に向けて騒音対策がより効率的、効果的に実施される。 |
| (6) | 低周波音の影響に関する検討 (平成13年度) | 19 | 17 | 12 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設等の移動発生源からの騒音・低周波音について、実態調査及び測定評価方法の検討 低周波音の測定・評価に関する、地方公共団体職員向けの講習会を開催 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設からの騒音・低周波音について、測定・予測・評価方法の本格的な取りまとめを行い、公表 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設の建設・運転に当たっての騒音・低周波音問題が軽減されることに加え、風力発電施設の建設に対する周辺住民の不安を減少させ、再生可能エネルギーの普及に資する。 地方公共団体職員が低周波音に関する正しい知識を持つことにより、低周波音問題についての的確に対応がなされる。 |

| | | | | |
|--|----|----|----|---|
| (7) 悪臭公害防止強化対策 (平成8年度) | 17 | 14 | 8 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭気指数規制の導入促進、導入モデル市のサポート業務として規制基準・規制地域の設定方法、測定等の技術的なアドバイスや相談対応 ・簡易嗅覚測定法の実測調査の実施及びデータ解析 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭気指数規制を導入予定の自治体に対し、自治体からの相談対応や測定の技術的アドバイス等のサポートを実施するとともに、得られた簡易法のデータを簡易法の精度向上に活用 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭苦情発生件数を下げようという目的に向け、臭気指数規制の導入地域の割合を向上させること、また臭気指数による測定件数の増加を目標としており、簡易な嗅覚測定法の確立・普及により、自治体の臭気指数規制の導入を促進することができる。 |
| (8) 良好な生活環境形成・保全推進 (昭和63年度) | 15 | 7 | 12 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を、生活環境情報総合管理システムで管理・集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上での基礎情報等として、ホームページ上で情報を発信 ・全国星空継続観察の結果を参加者に入力してもらい、その結果をホームページ上で公表 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境向上のための活動を促進。大気環境や光害問題についての国民の意識と関心の深化を図る ・光害の実態を示すデータの把握、経年的分析を実施 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・悪臭に係る法施行データや光害の実態を示すデータ等の基礎資料の整備を通じ、良好な生活環境の保全に寄与する。 |
| (9) エネルギー需給の変化に応じた都市のヒートアイランド・熱中症値昨手法の検討業務(平成24年度) | - | - | 21 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災の影響や節電の取組を踏まえたヒートアイランド現象及び熱中症の発生状況の把握、ヒートアイランド対策手法の検討を実施 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災前から震災後におけるエネルギー需要の変化による排熱状況の変化の把握等 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災後のヒートアイランド対策の在り方を考え、ヒートアイランド現象による国民への影響を最小限にすることで、良好な生活環境を保全に寄与する。 |
| (10) ヒートアイランド現象に対する適応策検討 (平成22年度) | 34 | 27 | 30 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市における必要な適応策導入量について定量的に把握することによる効率的な適応策の実施方法の明確化 ・オフィス街や住宅街など実際の生活空間におけるWBGTと気象台におけるWBGTの違いを把握し、よりきめ細やかな情報提供を実施 ・インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適応策を導入すべき場所、適応策効果の評価指標の検討 ・生活環境を考慮したWBGTの推計手法を検討 ・気象庁情報を用いてWBGTの予報値を算出し、WBGTの実測値や熱中症患者数の速報値と併せて、インターネットを通じて情報を提供 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド現象による国民への影響を最小限にすることで、良好な生活環境を保全に寄与する。 |
| (11) 地中熱利用の普及方策の構築 (平成24年度) | - | - | 11 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱利用ヒートポンプシステムの普及促進を図る上での課題となっている地質情報の不足や高い初期コスト、低い認知度等について整理し、導入コスト低減の可能性、認知度向上のための取組等について検討 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱利用ヒートポンプシステム導入に係るコスト構造分析 ・認知度向上に関する検討を実施 ・システムの利用に際し、必要な地盤環境条件項目の把握と活用に資する整理手法の検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出量の削減効果及びヒートアイランド現象緩和の効果を有する地中熱利用ヒートポンプシステムを普及させることで、良好な生活環境保全に寄与する。 |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24- 10)

| 施策名 | 目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む) | | | | 担当部局名 | 環境管理技術室 水環境課 閉鎖性海域対策室 地下水・地盤環境室 海洋環境室 | | | | 作成責任者名 | 西本 俊幸 吉田 延雄 富坂 隆史 宇仁菅 伸介 森 高志 | | | |
|--------------------------------------|--|-------|----------------|--------|---|--|------|------|------|---|---|--|--|---|
| 施策の概要 | 水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制や油及び有害液体物質による海洋汚染の防止、漂流漂着ごみ対策を図る。また、これらの施策と併せ環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上及び油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ごみ対策を図る。また、環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 環境基本法第16条に定める環境基準 湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染防止法 | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | 基準年度 | 基準年度 | 目標年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | | |
| 1 健康項目基準達成率(%) | — | — | 100% | — | — | — | — | — | — | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。 | | | | |
| 2 生活環境項目(BOD/CO D)基準達成率(%) | — | — | 100% | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 3 各湖沼水質保全計画に定める目標値(mg/ℓ) | — | — | — | — | 「別紙のとおり」 | | | | | | | | | |
| 4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(CO D、全窒素、全りん)等 | — | — | — | — | 「別紙のとおり」 | | | | | | | | | |
| 5 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万t) | 384 | H15年度 | 250 | H24年度 | — | — | — | — | — | | | | | 平成19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入したことを踏まえ、平成19年度の海洋投入処分実績の近似値を目標値とした。廃棄物の海洋投入処分は国際条約によって原則禁止とされており、本数値が少ないことが、海洋環境保全に資するものであり、海洋環境保全の状況を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | | | | |
| (1) 水質環境基準検討費(平成24年度) | 321(285) | 237 | 186 | 1.2 | <達成手段の概要> ・環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討 ・適切な科学的判断に基づく、必要な環境基準等の設定及び見直し、類型の適切な当てはめ及び見直し <達成手段の目標(24年度)> ・環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・水質汚濁に係る環境基準等の目標設定に寄与する。 | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--------------------------------------|-------------|-----|----|-----|--|
| (2) 排水対策推進費 (平成23年度組替) | 106 (86) | 97 | 79 | 1.2 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止施策の執行状況やその効果を把握するための調査(公共用水域における水質環境基準の達成状況等) ・現在排水規制の対象となっていない項目等への規制の必要性を検討するための排水実態等の調査 ・暫定排水基準の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及 ・生物応答を用いた新たな排水管理の方策についての調査 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行い、排水基準等の達成状況の改善を図ることに寄与する。 |
| (3) 水質関連情報利用基盤整備費 (平成23年度組替) | 19 (18) | 29 | 17 | 1.2 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質監視業務関連システム」、「水質環境総合管理情報システム」及び「全国水生生物調査システム」について、システムの効率的な一括運営(保守・管理、更新) <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境関連情報の提供・更新等(公共用水域水質データ、水浴場水質データなど) <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを用いて効率的に常時監視結果の収集を行うとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に寄与する。 |
| (4) 地盤沈下等水管理推進費 (平成20年度) | 39 | 24 | 18 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水質測定結果、地盤沈下状況調査結果の取りまとめ ・適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討 ・被災地の地盤沈下地域における地下水利用のあり方検討 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水・地盤環境管理制度の検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理方策の確立により、適正な地下水の利用と保全及び地盤沈下の防止に資する。 |
| (5) 地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費 (平成21年度) | 11 | 17 | 12 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確実かつ安価な漏えい検知技術についての検討及び地下水汚染未然防止施策の充実に向けた検討 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水汚染未然防止策の実効性の確保及び充実に向けた検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水汚染未然防止のための新たな制度、措置のフォローアップを行い、実効性・効果をより高め、また、施策の充実を図ることで、自治体・事業者による地下水汚染対策を推進し、人の健康被害の防止や更なる地下水汚染の未然防止を図る。 |
| (6) 流域視点からの硝酸性窒素対策推進費 (平成23年度) | 0 | 10 | 9 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸性窒素対策促進策及び新たな制度案の検討 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚濁機構の解明及び包括的な取組制度の検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸性窒素による地下水汚染は、窒素負荷量だけでなく、当該流域の水の流量、窒素形態の変化による影響を受けることから、その汚濁機構を解明し、効果的な対策技術を明らかにするとともに、地域全体による包括的な取組制度を構築することで硝酸性窒素による地下水汚染の対策に資する。 |
| (7) 湖沼環境対策等推進費 (平成23年度組替) | 77 (68) | 130 | 90 | 3 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼の水質汚濁メカニズム解明、経済的手法の検討、湖沼の水質保全対策の更なる高度化 ・湖沼の水質保全のための、自然浄化機能活用の検討 ・住民が望む湖沼像、新たな水質指標、現在の水質保全制度の効果の検討、水質保全施策の再構築、水質保全制度の見直し <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な水循環の構築のための方策、汽水湖の汚濁メカニズムの検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼の特性及び汚濁原因に応じた、効果的な水質保全対策の推進に寄与する。 |

| | | | | | | |
|------|-------------------------------|--------------|-----|------|---|---|
| (8) | 総量削減及び瀬戸内海環境保全等施行業務費(昭和53年度) | 102 (84) | 79 | 52 | 4 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源別汚濁負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認 ・さらなる取組の推進に向け解析等の検討を実施 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生負荷量の把握及び水質改善に関する実態調査の実施 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに水質総量削減の目標や達成方を設計、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の水質改善に寄与する。 |
| (9) | 閉鎖性海域環境保全推進等調査費(平成19年度) | 183 (166) | 149 | 119 | 4 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明海・八代海総合調査評価委員会報告を踏まえた環境再生に向けた各種調査の実施 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明海・八代海等における環境基準等達成率の向上 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境悪化の原因・再生方を調査により把握し、環境基準達成率の向上を効率的・効果的に達成すべき方法を提示することで、閉鎖性海域の水質改善に寄与する。 |
| (10) | 閉鎖性海域管理方策検討費(平成22年度) | 68 (61) | 95 | 64 | 4 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海域と陸域が一体となった栄養塩類の円滑な物質循環を達成するための管理方策の確立 ・生物多様性に富み豊かで健全な海域環境の構築 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養塩類等の循環状況の把握及び管理方策の検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養塩類の循環バランスの回復等により富栄養化による水質悪化を防ぐとともに、生物多様性に富む豊かな海域環境の構築に資する。 |
| (11) | 海洋環境関連条約等対応事業(昭和61年度) | 75 | 119 | 47 | 5 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロンドン条約、マルポール条約、OPRC条約やバラスト水管理条約等の関連会合に適切に対処 ・国際的な動向を把握 <p><達成手段の目標(平成24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の削減等 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境保全関連条約に関する海外の動向、国内の状況等の情報を踏まえて廃棄物の海洋投入処分量に関する在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。 |
| (12) | 海洋基本計画推進経費(平成10年度) | 71 | 325 | 156 | 5 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本周辺の海域において、測線及び測点地点を設定し、6~8年で一巡するように汚染物質等を調査 ・衛星画像の活用による油等流出に係るモニタリング手法の検討及びシステムの構築 <p><達成手段の目標(平成24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の削減等 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境モニタリング調査の結果等を踏まえて廃棄物の海洋投入処分量に関する在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。 |
| (13) | ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理費(平成19年度) | 394 | 643 | 1239 | 5 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾について、陸上自衛官の所要の指導監督の下、平成24年度末までに民間事業者において処理 ※4年の国庫債務負担行為として事業を実施 <p><達成手段の目標(平成24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の削減等 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾について、引き続き適正に陸上での処理を行うことで、海洋投入処分量の削減に資する。 |

| | | | | | |
|---|--------------|-----|-----|---|--|
| (14) 水質・底質分析法検討費 (平成23年度組替) | 33 (33) | 31 | 32 | — | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに環境基準等に設定が予定されている物質について公定分析法等の検討・策定 ・先進的・効率的な分析法の検討 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準等の見直しに係る公定分析法の検討、指定物質に係る汚染状況等の調査方法の検討 ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 ・新たな環境基準項目に対応した先進的・効率的な分析方法を早急に確立し、より効果的な測定体制を固め、効率的な水環境のモニタリングの実施や水環境の状況の的確な把握により、水環境保全施策の推進に寄与する。 |
| (15) 水環境保全活動普及促進事業 (平成22年度組替) | 28 (16) | 10 | 5 | — | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの水生生物に注目した水環境保全活動報告の募集、優れた取組の表彰。指導者向けの研修の実施 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども等の国民の意識啓発と取組促進。 ・政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要 ・日常生活での水質汚濁防止などの水環境保全活動を促進するとともに、直接水環境とふれあうことを通じて水環境への関心を喚起し、水辺の水環境問題や自然保護など、環境保全に対する理解と活動の推進に寄与する。 |
| (16) 気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査費 (平成21年度) | 12 (9) | 18 | 11 | — | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動が公共用水域の水質等に与える影響についての、既存の研究調査・長期トレンドデータ等の収集、過去における気候変動と水温上昇及び水質変動等の分析 ・気候変動に伴う公共用水域の水理・水温・水質等の変動を予測するための、モデル水域を選定しシミュレーションモデルによる定量的な影響予測評価 ・特異現象、レジームシフト等の情報収集・整理・分析 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響と適応策検討 <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動が公共用水域の水質及び生態系に与える影響を適切に把握するとともに、将来の気候変動に伴う水環境変化の予測を行い、想定される影響に対して適切な対策を講じることにより、水環境の保全に寄与する。 |
| (17) 国際的水環境改善活動推進費 (平成22年度組替) | 284 (232) | 267 | 251 | — | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国の農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業、国際セミナー等の実施 ・水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援 ・アフリカにおける流域を含めた統合的な湖沼管理計画及び水と衛生に係る効果的な普及啓発の方向性の検討 ・ウォーターフットプリントに関する既往事例や研究事例等調査、水環境への負荷を反映する指標とするための技術的検討 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連水と衛生に関する諮問委員会(UNSGAB)の活動の支援 ・国際的な水環境問題の改善の取組推進 <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境対策の最先進国である我が国が、経験と技術を多くの地域に最大限伝え、国際的な水環境問題を中心にその改善の取組を推進すること、また我が国企業の海外進出を支援することにより国際的な水環境の保全に寄与する。 |
| (18) 海底下CCS実施のための海洋調査事業 (平成23年度) | — | 270 | 270 | — | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海底下CCSに係る環境影響評価の基礎的情報を収集するために日本近海のCCS候補海域等において海洋生態系、海水、底質の炭酸指標に係る化学的性状等の現地調査を実施 ・海底下CCSの超長期的管理体制のあり方について、情報収集、課題の抽出 <p><達成手段の目標(平成24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上で発生した廃棄物の海底下への適切な廃棄及び安全性の構築の検討等 ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 ・海底下CCSに関する環境影響評価、モニタリング等の技術開発、データ収集等を実施し、適切な技術を確立すること等により、海洋環境の保全に資する。 |

| | | | | | |
|--|------------|------------|-----------|----------|--|
| <p>(19) 漂流・漂着・海底ゴミに係る削減方策総合検討事業 (平成19年度)</p> | <p>220</p> | <p>125</p> | <p>78</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握 ・原因究明及び発生源対策について検討 <達成手段の目標(24年度)> ・漂流・漂着・海底ごみの削減 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握、適切な回収・処理手法の検討、原因究明及び発生源対策の検討等により、各地域において漂流・漂着・海底ごみ対策が推進される。</p> |
| <p>(20) 微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針策定費 (平成22年度)</p> | <p>20</p> | <p>19</p> | <p>0</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> ・改正した「微生物によるバイオレメディエーション技術利用指針の解説」の普及 <達成手段の目標(24年度)> ・適合確認済の技術の増加 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・今後利用指針に基づく適合確認済みの技術件数が増加し、安全性が確認された技術の一層の普及が図られる。</p> |

各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/リットル]※COD は、75%値

| | | | 指標年度 | | | | | 目標値 (現行計画) | |
|---------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|------------|
| | | | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H27年度 | |
| 霞ヶ浦 | 西浦 | COD | 9.7 | 9.8 | 10 | 10 | 調査中 | 8.3 | |
| | | T-N | 1.3 | 1.6 | 1.3 | 1.5 | | 1.1 | |
| | | T-P | 0.12 | 0.12 | 0.11 | 0.10 | | 0.088 | |
| | 北浦 | COD | 9.8 | 10 | 11 | 12 | | 8.2 | |
| | | T-N | 1.2 | 1.4 | 1.2 | 1.7 | | 0.99 | |
| | | T-P | 0.14 | 0.17 | 0.13 | 0.14 | | 0.096 | |
| | 常陸利根川 | COD | 9.6 | 9.7 | 9.7 | 10 | | 8.1 | |
| T-N | | 1.1 | 1.2 | 0.97 | 1.1 | 0.89 | | | |
| T-P | | 0.11 | 0.12 | 0.10 | 0.1 | 0.072 | | | |
| 印旛沼 | | COD | 12 | 9.6 | 9.8 | 10 | 調査中 | 9.7 | |
| | | T-N | 2.4 | 2.6 | 2.7 | 2.9 | | 2.7 | |
| | | T-P | 0.14 | 0.11 | 0.11 | 0.14 | | 0.13 | |
| 手賀沼 | | COD | 9.7 | 9.1 | 10 | 9.6 | 調査中 | 8.8 | |
| | | T-N | 2.5 | 2.6 | 2.4 | 2.5 | | 2.4 | |
| | | T-P | 0.16 | 0.15 | 0.14 | 0.16 | | 0.14 | |
| 琵琶湖 | 北湖 | COD | 2.9 | 3.0 | 3.0 | 2.9 | 調査中 | 2.9 | |
| | | T-N | 0.27 | 0.26 | 0.27 | 0.25 | | 0.24 | |
| | | T-P | 0.007 | 0.008 | 0.008 | 0.008 | | 現状維持 | |
| | 南湖 | COD | 4.3 | 4.3 | 4.7 | 5.0 | | 5.0 | |
| | | T-N | 0.31 | 0.26 | 0.26 | 0.28 | | 0.26 | |
| T-P | 0.015 | 0.013 | 0.011 | 0.016 | 0.016 | | | | |
| 児島湖 | | COD | 7.9 | 8.1 | 7.5 | 8.0 | 調査中 | 7.5 | |
| | | T-N | 1.3 | 1.3 | 1.0 | 1.2 | | 1.1 | |
| | | T-P | 0.21 | 0.21 | 0.18 | 0.19 | | 0.17 | |
| 諏訪湖 | | COD | 6.2 | 6.8 | 6.0 | 6.7 | 調査中 | H | 4.8 |
| | | T-N | 0.78 | 0.81 | 0.81 | 0.84 | | 23 | 0.65 |
| | | T-P | 0.048 | 0.045 | 0.050 | 0.053 | | 現状維持 向上 | |
| 釜房ダム貯水池 | | COD | 2.2 | 2.3 | 2.5 | 2.6 | 調査中 | H | 2.5 |
| | | T-N | 0.51 | 0.53 | 0.53 | 0.59 | | 23 | 0.60 |
| | | T-P | 0.014 | 0.017 | 0.018 | 0.019 | | 0.016 | |
| 中海 | | COD | 5.6 | 6.0 | 5.9 | 5.3 | 調査中 | H | 5.1 |
| | | T-N | 0.60 | 0.47 | 0.51 | 0.61 | | 25 | 0.46 |
| | | T-P | 0.072 | 0.060 | 0.059 | 0.062 | | 0.046 | |
| 宍道湖 | | COD | 6.2 | 6.1 | 5.5 | 5.9 | 調査中 | H | 4.6 |
| | | T-N | 0.52 | 0.49 | 0.48 | 0.67 | | 25 | 0.49 |
| | | T-P | 0.056 | 0.056 | 0.040 | 0.073 | | 0.039 | |
| 野尻湖 | | COD | 2.0 | 2.3 | 2.4 | 2.2 | 調査中 | H | 1.5 |
| | | T-P | 0.007 | 0.005 | 0.005 | 0.006 | | 25 | 現状維持 向上 |
| 八郎湖 | 調整池・東部承水路 | COD | 8.1 | 6.9 | 7.0 | 8.6 | 調査中 | 9.4 | |
| | | T-N | 1.2 | 0.74 | 0.71 | 1.0 | | 0.93 | |
| | | T-P | 0.097 | 0.090 | 0.070 | 0.082 | | 0.067 | |
| | 西部承水路 | COD | 9.5 | 10 | 8.8 | 9.7 | | H | 9.5 |
| | | T-N | 1.1 | 0.92 | 0.87 | 1.2 | | 24 | 1.4 |
| T-P | 0.064 | 0.061 | 0.056 | 0.066 | 0.077 | | | | |

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等

| | | | | | | | |
|--|-----|----------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
| 瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 年度 |
| | — | 78 97 | 72 97 | 77 98 | 81 97 | 調査中 | 100 100 |
| 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | — | |
| 大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 年度 |
| | — | 67 67 | 67 67 | 67 67 | 67 100 | 調査中 | 100 100 |
| 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | — | |
| 東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 年度 |
| | — | 63 67 | 74 50 | 68 83 | 63 67 | 調査中 | 100 100 |
| 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | — | |
| 伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 年度 |
| | — | 56 57 | 56 86 | 56 43 | 56 86 | 調査中 | 100 100 |
| 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | — | |
| 赤潮の発生件数(瀬戸内海、有明海、八代海の順)[件] | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 年度 |
| | 20 | 99/41/24 | 116/29/14 | 104/34/16 | 91/35/14 | ○/29/13 | — |
| 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | — | |

赤潮の発生件数(瀬戸内海)の平成22年度実績値(“○”と表記)は未発表(平成24年度内に公表予定)

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-11)

| 施策名 | 目標3-4 土壤環境の保全 | | | | 担当部局名 | 土壤環境課 | | | 作成責任者名 | 粕谷 明博 | |
|---|---|------|----------------------------|-------|------------------------------------|---|--------------------------------|---|------------|--|--|
| 施策の概要 | 土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壤環境等の保全 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 市街地等土壤汚染対策として土壤汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壤環境を保全する。また、指定調査機関の信頼性の確保のため技術管理者試験を実施する。 農用地について、土壤汚染の防止、除去等の必要な措置を講じ、人の健康を損なうおそれがある農作物等の生産等を防止することで、国民の健康を保護する。 ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において、対策事業を実施するとともに、ダイオキシン類による複合汚染時における挙動を明らかにし、科学的知見に基づく調査・対策を可能にする。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 土壤汚染対策法 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| 1 土壤汚染対策法に基づく、要措置区域における汚染の除去等の措置の実施率(%) | - | - | 100% | - | - | - | - | - | - | 土壤汚染対策法では、土壤汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壤汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壤汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置の実施率を指標として選定した。 | |
| 2 農用地土壤汚染対策地域の指定解除率(%) | - | - | 100% | - | - | - | - | - | - | 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壤汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。このことから、農用地土壤汚染対策地域の指定解除率は対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。 | |
| 3 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%) | - | - | 100% | - | - | - | - | - | - | ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。 | |
| 測定指標 | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| 4 複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動調査 | - | - | 複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする | H26年度 | 有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする。 | 有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする。 | 油との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする。 | - | - | ダイオキシン類汚染土壤の下に非汚染土壤が敷設されていれば、ダイオキシン類は当該非汚染土壤で捕捉され、地下水へ移行する可能性は低いことが明らかになった。しかし、有機化合物等との複合汚染の場合にあっては、ダイオキシン類が当該有機化合物等に吸着し、地下水へ移行するという報告が確認されたため、複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにすることを測定指標として設定した。 | |

| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
|---|----------------------|------|----------------------------|------------|--|
| | 22年度 | 23年度 | | | |
| (1) 市街地土壤汚染対策費 (平成14年度) | 438 (228) | 316 | 266 | 1 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 改正土壤汚染対策法の施行状況、土壤汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壤汚染対策の基礎データ収集を実施 指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施 環境基準項目等の追加、基準値の見直しを行うことを目的とした未規制物質の基礎データの調査・検討を実施 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県・政令市へ対し調査票を発送して調査結果を回収し結果の解析を実施 技術管理者試験を実施し技術管理者証を発行 トリクロロエチレン、1-4ジオキサン等についての土壤中での挙動等に関する基礎データの収集 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 土壤汚染対策法の施行状況、土壤汚染対策の実態を把握することにより、土壤汚染対策法に係わる省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料として活用し、土壤環境の保全に寄与する。 技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性確保に寄与し土壤環境の保全に寄与する。 市街地の土壤汚染による人の健康被害を防止するため、未規制物質の環境基準項目等の追加、見直しが必要であり、本事業は環境基準項目等検討の際の基礎データとして活用し土壤環境の保全に寄与する。 |
| (2) 農用地土壤汚染対策費 (平成19年度) | 52 (38) | 55 | 42 | 2 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 土壤汚染対策地域の指定要件の見直しに資するため、土壤及び農作物中の有害物質の濃度の相関関係や農作物がどのように土壤から有害物質を吸収するか等の基礎データを収集 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 畑作物について、土壤及び作物中のカドミウム濃度の相関関係についてのデータを収集 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 得られたデータを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壤汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壤の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。 |
| (3) ダイオキシン類土壤汚染 対策費 (平成12年度) | 42 (52) | 44 | 26 | 3、4 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事がダイオキシン類土壤汚染対策地域として指定したものの、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合、当該負担の一部を補助 ダイオキシン類と有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査 <p><達成手段の目標(平成24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 新たにダイオキシン類土壤汚染対策地域に指定された場合、速やかに対策を完了 カラム試験を用いて、有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類土壤汚染対策地域として指定されたものの、汚染原因者が不明・不存在であること等から、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合において、当該負担の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壤汚染対策に寄与する。 有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を把握することで、科学的知見に基づく調査・対策の実現に寄与する。 |
| (4) 微生物によるバイオレメ ディエーションの普及促進 に係る技術指針策定費 (平成22年度)(関連:24 -10) | 20 | 19 | 0 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 改正した「微生物によるバイオレメディエーション技術利用指針の解説」の普及 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 適合確認済の技術の増加 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後利用指針に基づく適合確認済みの技術件数が増加し、安全性が確認された技術の一層の普及が図られる。 |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-12)

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|---------|----------------|---------------|---|-------------------------|------|------------|---------------|-------------------------------|---|
| 施策名 | 目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策 | | | | 担当部局名 | ダイオキシン対策室 農薬環境管理室 | | 作成責任者名 | 水野 理 西嶋 英樹 | | |
| 施策の概要 | ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | | | | |
| 達成すべき目標 | ダイオキシン類について、次期計画の削減目標を目標期間に達成し、全ての地点で環境基準を達成する。農薬について、農薬登録保留基準を速やかに設定するとともに、農薬の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発を行う。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画 農薬取締法に基づく農薬登録保留基準及び農薬使用基準 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| 1 | ダイオキシン類排出総量 (g-TEQ/年) | 315~343 | H22年度 | 176 | 当面の間 | 176 | 176 | 176 | 176 | 176 | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 |
| 2 | ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%) | - | - | 100 | - | - | - | - | - | - | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 |
| 3 | 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数(累計) | 196 | H23年度 | 371 | H28年度 | 231 | 266 | 301 | 336 | 371 | 農薬取締法に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の迅速かつ的確な設定により、農薬の環境リスクの低減に資することができるため、登録保留基準の設定農薬数を測定指標として設定した。なお、目標値は、過去の農薬登録申請数を踏まえて設定した。 |
| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| 4 | 臭素系ダイオキシン等非意図的生成POPsに係るリスクへの対応 | - | - | 法附則2条に係る情報の充実 | - | 臭素系ダイオキシン類の排出実態に係る情報の充実 | | | | | ダイオキシン類対策特別措置法附則第2条及びPOPs条約COP5にて定められた臭素系難燃剤廃絶に向けた作業プログラムに沿って、また、平成23年度のワークショップにおける討議結果等を踏まえ、臭素化ダイオキシン類の排出実態等の情報を充実させることを目標とした。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | | |
| (1) ダイオキシン類対策環境情報調査(平成17年度) | 16 | 39 | 38 | 1,2 | <達成手段の概要> ・ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ ・ダイオキシン類分析機関の精度管理に係る審査を実施 <達成手段の目標(24年度)> ・ダイオキシンの排出実態等を正確に把握 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。 ・極微量分析にともなう精度管理が要求されるダイオキシン類分析において分析機関の精度管理水準の維持・向上に寄与する。 | | | | | | |
| (2) 臭素系ダイオキシン類解明実態調査(平成13年度) | 47 | 39 | 35 | 4 | <達成手段の概要> ・臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量、周辺一般環境での汚染状況等を測定・データを蓄積 <達成手段の目標(24年度)> ・臭素系ダイオキシン排出量の正確な把握 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・平成23年度のワークショップにおける討議結果等を踏まえ、臭素化ダイオキシン類の排出実態等の情報を充実させることにより、効果的な対策の検討を行うことができる。 | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--------------|-----|-----|------|--|
| (3) POPs条約に基づくダイオキシン類非意図的生成物に係るBAT/BEP推進事業(平成18年度) | 34 | 11 | 7 | 1, 4 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・POPs条約BAT/BEPガイドライン改訂委員会の動向把握、情報収集、情報提供等を実施 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の委員会の活動内容等の情報収集 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非意図的生成POPsの排出抑制等のリスク削減につながる情報等の取得により、我が国でのBAT/BEP利用促進によるダイオキシン類などの非意図的生成物質の削減に貢献する。 |
| (4) 農薬登録保留基準等設定費(平成17年度) | 117 (108) | 109 | 104 | 3 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬登録保留基準の設定に必要な情報収集や毒性データの分析 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準値設定農薬の累計:231 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬登録保留基準は、農薬の毒性等の評価に基づき設定するものであり、そのための情報収集や毒性データの分析が不可欠。 |
| (5) 農薬健康・環境影響対策費(平成22年度) | 135 (99) | 144 | 117 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無人ヘリ散布農薬による人への健康影響や農薬による生物多様性への影響を評価・管理する手法を開発するための調査等を実施 <p><達成手段の目標(24年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の吸入毒性試験や生物群集に対する農薬影響に関する調査等の実施 <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発に向けた知見の集積やそれに基づく検討の実施に資する。 |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-13)

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|------|------------------------|-------------|---|--|------|------|------------|---|---|--|
| 施策名 | 目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査) | | | | 担当部局名 | 大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課 | | | | 作成責任者名 | 山本 光昭 吉田 延雄 森 高志 宇仁菅 伸介 早水 輝好 | |
| 施策の概要 | 被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。また、アスベストの大気濃度調査を踏まえ、更なるアスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 被災地周辺の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 総合モニタリング計画 大気汚染防止法 | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 アスベスト大気濃度暫定基準値(10[f/l])達成率(%) | - | - | 100% | - | - | - | - | - | - | 暫定基準値はWHOにより一般大気中に存在しうるアスベスト濃度として示されているものであり、その達成率は人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | | |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | | | |
| 1 アスベスト大気濃度モニタリング調査(平成23年度) | - | - | 471 | 1 | <達成手段の概要> ・被災地周辺におけるアスベスト大気濃度の調査 <達成手段の目標(24年度)> ・被災地のアスベスト大気濃度の暫定基準値達成率の向上 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。また、アスベストの飛散・ばく露防止対策にフィードバックすることにより、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 | | | | | | | |
| 2 水環境放射性物質モニタリング調査等(平成24年度) | - | - | 532 | - | <達成手段の概要> ・放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)の公共用水域における水質、底質、水生生物の放射性物質のモニタリング調査等 <達成手段の目標(24年度)> ・水環境における放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・水環境中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 | | | | | | | |
| 3 放射性物質地下水質モニタリング調査(平成24年度) | 0 | 0 | 50 | - | <達成手段の概要> ・放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)における地下水の放射性物質濃度のモニタリング調査等 <達成手段の目標(24年度)> ・地下水中の放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・地下水中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|---|-----|-----|---|---|
| <p>(4) 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査 (平成23年度)</p> | - | 325 | 310 | 2 | <p><達成手段の概要> ・東日本大震災の被災海域における海水、海底堆積物の環境基準項目(生活環境項目、健康項目)、有害物質、放射性物質などのモニタリング調査等。 <達成手段の目標(24年度)> ・被災地海域の水質や有害物質濃度の把握及び調査結果の公表 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。</p> |
| <p>(5) 東日本大震災の被災地における化学物質環境実態追跡調査(関連:24-41)</p> | - | 100 | 99 | - | <p><達成手段の概要> ・被災地において、POPs等環境残留性や有害性が高い物質及び被災したPRTR届出事業所の届出データより選定した物質について、水質、底質、生物及び大気を対象とした詳細な調査を実施。 <達成手段の目標(24年度)> ・60地点数、媒体数での調査実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・被災地における化学物質の環境汚染による二次被害の未然防止に貢献し、環境リスク低減及び安全な社会の構築に資する。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-14)

| 施策名 | 目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築 | | | | 担当部局名 | 循環型社会推進室 | 作成責任者名 | 永島 徹也 | | |
|--|---|-------|----------------|-------------|--|-------------------|------------|---------|--|--|
| 施策の概要 | 循環型社会形成推進基本計画等を着実に実施して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成をめざす。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国の経済社会を、大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な循環型社会へ変革する。 | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 資源生産性(GDP/天然資源等投入量)(万円/トン) | 約26 | H12年度 | 42 | H27年度 | — | — | — | | | 循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画(H20年3月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。 |
| 2 循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%) | 約10 | H12年度 | 14~15 | H27年度 | — | — | — | | | 循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画(H20年3月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。 |
| 3 廃棄物最終処分量(百万トン) | 約56 | H12年度 | 23 | H27年度 | — | — | — | | | 循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画(H20年3月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 循環型社会形成年次報告策定事務費(平成13年度) | 14(16) | 11 | 8 | 1,2,3 | <p><達成手段の概要> 循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会白書を作成し、国会に提出する。また白書の国民への普及啓発事業、広く海外等へ情報発信を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 循環型社会白書を作成し、国会に提出する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 循環型社会について、広く国民に向け普及啓発を行うことにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p> | | | | | |
| (2) 循環型社会形成推進基本計画見直しに向けたフォローアップ・高度化推進費(平成13年度) | 61(53) | 64 | 38 | — | <p><達成手段の概要> 循環型社会形成のためのこれまでの指標の精緻化や新たな指標の導入に向けた検討結果や、物質フロー会計等の行動化の検討結果を踏まえ、現行の第二次循環型社会形成推進基本計画を見直し、第三次循環型社会形成推進基本計画を策定する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 第三次循環型社会形成推進基本計画を策定する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|----------|-----|-----|-------|--|
| <p>(3) 適正な資源循環を支える消費を通じた循環型のライフスタイルへの変革推進</p> | 36(32) | 48 | 29 | 1.2.3 | <p><達成手段の概要> 国民の意識の変化を3Rに結びつく具体的な行動の変化につなげ、循環型社会の構築に向けたライフスタイルの変化を促す。また、東北に重点化した実証事業を実施することにより、東北地方の復旧・復興に資する。3R対策の一層の充実に向けて3Rの環境負荷削減効果の明確化、情報提供を通じ、国民における3Rの理解と取組を促進し、個々の課題の解決に努めることで、循環型社会形成がなされる。 また、施策の成果や先進事例を全国に普及する場を設けることにより、循環型社会形成のさらなる加速を図る。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 3R対策の一層の充実を図り、循環型社会形成がなされること。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> リデュース・リユースを重視した3Rによる循環型社会づくりを推進することで、天然資源等の投入量減少による資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p> |
| <p>(4) 分散・自立型の持続的で災害に強い地域循環圏整備推進事業</p> | 64(72) | 57 | 33 | 1.2.3 | <p><達成手段の概要> 各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな地域循環圏を実現することが可能となる。また、エコタウン地域を中核とした地域循環圏を構築することで、循環型社会ビジネスの振興も含めた地域活性化に役立つ循環型社会の形成促進につながる。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環圏を構築することにより、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していく。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の物質循環を形成することで、効率的に3Rを進め、天然資源の投入量の減少に伴う資源生産性の向上、循環利用率向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p> |
| <p>(5) 循環型社会形成推進事業費(地方環境対策分)(平成18年度)</p> | 29(29) | 25 | 20 | 1.2.3 | <p><達成手段の概要> 全国7ブロックにおいて地方環境事務所が主催し、各地域の循環型社会形成に向けた各種の取組の紹介、イベントの実施、マイバックキャンペーン等を通じ、国民一人ひとりの意識改革を図るとともに、「3R推進全国大会」との連携を取りながら、循環型社会に向けた地方からの施策の取組を進める。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 循環型社会の形成に向けた市民運動に対して積極的に支援するとともに、市民の参加を得て全国的な規模で普及啓発事業を展開することにより、循環型社会の形成を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 循環型社会について、地域に密着した形で広く普及啓発を行うことにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に</p> |
| <p>(6) 日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業(平成23年度)</p> | 0(0) | 252 | 250 | — | <p><達成手段の概要> 我が国静脈産業を海外展開するための戦略を策定し、我が国静脈産業の戦略的な海外展開を促進する。 海外展開の計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・提案、我が国静脈産業・技術の海外への情報発信を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 先進的な我が国静脈産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷の低減を実施するとともに、我が国経済の活性化につなげる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p> |
| <p>(7) アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業(平成21年度)</p> | 152(119) | 137 | 84 | — | <p><達成手段の概要> アジアをはじめとして国際社会における3R推進のリーダーシップを発揮するとともに、我が国循環産業の海外展開促進にも貢献するため、アジアにおける循環型社会づくりのための政策立案支援、優良取組事例の支援、政策・技術に関する知見の共有等を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> アジアにおいて温暖化政策にも貢献しつつ、循環型社会の構築を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p> |

| | | | | | | |
|------|--|--------|----|----|-------|--|
| (8) | アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 (平成21年度) | 25(25) | 24 | 22 | — | <p><達成手段の概要> 各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア3R推進フォーラム」を開催するため、国連機関(国連地域開発センター(UNCRD))に対して拠出を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 「アジア3R推進フォーラム」の開催により、ハイレベルでの政策対話が行われ、アジアにおける3Rが促進される。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p> |
| (9) | UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援 (平成20年度) | 16(16) | 15 | 14 | — | <p><達成手段の概要> UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対し、拠出金等の支援を行う事で、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見を同パネルでの議論に反映し、また我が国の関心事項に対応した議論を同パネルで行ってもらう。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 「持続可能な資源管理に関する国際パネル」の活動により、世界の資源消費に伴う環境負荷の低減に関する知見を得て、我が国及び世界の課題解決に寄与する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p> |
| (10) | 日中韓三カ国環境大臣会合関連事業 (平成23年度) | 0(0) | 7 | 6 | — | <p><達成手段の概要> 日中韓共通の課題である、廃棄物の不適切な処理処分に関する問題に三カ国が協力して取組むために、循環型社会に関するプロジェクトの一層の推進を図る。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 環境の現状や課題及び対策について、情報や認識を共有することにより、循環型社会形成に関する政策や活動の充実を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p> |
| (11) | 東北復興に向けた地域循環資源徹底利用促進事業 | 0(0) | 0 | 20 | 1.2.3 | <p><達成手段の概要> 復興に際し廃棄物や循環資源などの静脈側の地域資源を最大限に活用することにより、廃棄物の発生抑制を実現し最終処分場に余裕ができることで、災害廃棄物の早期処理に寄与する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくとともに、最先端の循環ビジネス拠点としての東北地方の復興を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 物質循環を形成することで、効率的に3Rを進め、天然資源の投入量の減少に伴う資源生産性の向上、循環利用率向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-15)

| 施策名 | 目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進 | | | | | 担当部局名 | リサイクル推進室 | 作成責任者名 | 室長 森下 哲 |
|---|---|------|----------|-------------|--------------------------|------------|-------------------|------------|--|
| 施策の概要 | 各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。 | | | | | 政策体系上の位置付け | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 | | |
| 達成すべき目標 | 定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 各リサイクル法、施行令、省令、施行規則、基本方針 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン) | - | - | 「別紙のとおり」 | | | | | | 第6期市町村分別収集計画(平成22年)における分別収集見込量に基づき設定 |
| 2 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%) | - | - | | | | | | | 特定家庭用機器再商品化法施行令に基づき設定 |
| 3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%) | - | - | | | | | | | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定 |
| 4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%) | - | - | | | | | | | 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針に基づき設定 |
| 5 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%) | - | - | | | | | | | パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令に基づき設定 |
| 6 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%) | - | - | | | | | | | 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定 |
| 7 (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)] | - | - | | | | | | | 第6期市町村分別収集計画(平成22年)における分別収集見込量に基づき設定 |

| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
|--|----------------------|------|----------------------------|------------|---|
| | 22年度 | 23年度 | | | |
| (1) 循環型社会づくりビジネス 支援事業(平成22年度) | 220 (207) | 180 | 107 | - | <p><達成手段の概要> 循環ビジネスの底上げにつながる新たな取組であるが、単独の事業者で取り組むには限界があるものについて実証支援を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 循環型社会ビジネス市場の規模を拡大させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> -</p> |
| (2) 容器包装リサイクル推進 事業費(平成18年度) | 73 (73) | 58 | 55 | 1.7 | <p><達成手段の概要> 容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量を増加させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行・住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量の増加に寄与する。</p> |
| (3) 家電リサイクル推進事業 費(平成19年度) | 31 (16) | 12 | 8 | 2 | <p><達成手段の概要> 家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 特定家庭用機器の再商品化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 家電リサイクル法の高度化および適正施行を推進することで、特定家庭用機器の再商品化率の向上に寄与する。</p> |
| (4) 資源の有効利用促進に係 る適正化事業費(平成19 年度) | 13 (0) | 12 | 5 | 5 | <p><達成手段の概要> 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の回収率・再資源化率の更なる向上等のための調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> パソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率を向上向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 指定再資源化製品に関する法の施行状況の把握及び製造事業者等による適正な回収・リサイクルの確保等により、再資源化率の向上に寄与する。</p> |
| (5) 食品リサイクル推進事業 費(平成19年度) | 17 (5) | 15 | 6 | 3 | <p><達成手段の概要> 食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品リサイクルループの形成を促進するための事業を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、リサイクルループの形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。</p> |
| (6) 建設リサイクル推進事業 費(平成19年度) | 14 (3) | 10 | 5 | 4 | <p><達成手段の概要> 解体工事に伴い発生する廃石膏ボードに係る再資源化方策の検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 廃石膏ボードに係るより適正かつ効率的な再資源化方策を検討する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃石膏ボードの再資源化等を進めることにより建設リサイクルの推進を図り、ひいては特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。</p> |

| | | | | | | |
|------|---|------------|-----|-----|---|---|
| (7) | 自動車リサイクル推進事業費(平成22年度) | 10 (7) | 11 | 9 | 6 | <p><達成手段の概要> 自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るための調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率の目標を達成する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。</p> |
| (8) | 日系静脈産業メジャーの育成・海外展開事業(平成22年度)(関連:24-14,17) | 300 (0) | 253 | 212 | - | <p><達成手段の概要> 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が次世代の静脈産業メジャーとして海外展開できるよう、ビジネスモデル構築を支援する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 循環型社会ビジネス市場の規模を拡大させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> -</p> |
| (9) | 使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費(平成24年度) | - | - | 242 | - | <p><達成手段の概要> 使用済小型電気電子機器のリサイクル制度の創設・導入に向けて、いくつかの地域で先行的に小電の回収等を行う実証事業等を実施する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 新たなりサイクル制度の創設・導入に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> -</p> |
| (10) | 東北復興に向けた地域循環資源徹底利用促進事業(平成24年度)(関連:24-14) | - | - | 29 | - | <p><達成手段の概要> 自治体・事業者等が連携して行う製品プラスチックリサイクル促進事業、食品リサイクル事業、びんリユース促進事業の実証事業を実施する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 東北地方における静脈側の地域資源を最大限活用し、最先端の循環ビジネス拠点としての東北地方の復興を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> -</p> |

| 測定指標 | | 1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト] <p>ア. 無色のガラス製容器 イ. 茶色のガラス製容器 ウ. その他の色のガラス製容器 エ. 紙製容器包装 オ. ペットボトル カ. プラスチック製容器包装 キ. スチール製容器 ク. アルミ製容器 ケ. 段ボール製容器 コ. 飲料用紙製容器</p> 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%] <p>ア. 家庭用エアコン イ. ブラウン管式テレビ ウ. 液晶・プラズマテレビ エ. 冷蔵庫・冷凍庫 オ. 洗濯機・衣類乾燥機</p> 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] <p>ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業</p> 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%] <p>ア. コンクリート塊 イ. アスファルト・コンクリート塊 ウ. 建設発生木材</p> 5. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%] (※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合) <p>ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置 エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池 ク. 小形制御弁式鉛蓄電池</p> 6. 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] <p>ア. 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類)</p> 7. (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)] <p>ア. 無色のガラス製容器 イ. 茶色のガラス製容器 ウ. その他の色のガラス製容器 エ. 紙製容器包装 オ. ペットボトル カ. プラスチック製容器包装 キ. スチール製容器 ク. アルミ製容器 ケ. 段ボール製容器 コ. 飲料用紙製容器</p> | | | | | | |
|--------------|---|--|------|------|------|------|------|--------------|
| 年度ごとの 目標値 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 目標年度 | 目標値 |
| 指標 | 1 | | | | | | 27年度 | 337 (計画値) |
| | ア | 341 | 339 | 338 | 337 | — | | 290 (計画値) |
| | イ | 293 | 292 | 291 | 290 | — | | 179 (計画値) |
| | ウ | 180 | 179 | 179 | 179 | — | | 139 (計画値) |
| | エ | 130 | 133 | 137 | 139 | — | | 308 (計画値) |
| | オ | 305 | 306 | 307 | 308 | — | | 866 (計画値) |
| | カ | 818 | 846 | 857 | 866 | — | | 244 (計画値) |
| | キ | 248 | 247 | 245 | 244 | — | | 141 (計画値) |
| | ク | 141 | 141 | 141 | 141 | — | | 698 (計画値) |
| | ケ | 697 | 697 | 698 | 698 | — | | 24 (計画値) |
| | コ | 23 | 23 | 24 | 24 | — | 各年度 | 70 |
| | 2 | | | | | | | 55 |
| | ア | — | — | — | — | — | | 50 |
| | イ | — | — | — | — | — | | 60 |
| | ウ | — | — | — | — | — | | 65 |

| | | | | | | | | |
|---|---|------------------|------------------|------------------|------------------|---|------|---------------------------|
| 3 | ア | 85 | — | — | — | — | 24年度 | 85 |
| | イ | 70 | — | — | — | — | | 70 |
| | ウ | 45 | — | — | — | — | | 45 |
| | エ | 40 | — | — | — | — | | 40 |
| 4 | ア | — | — | — | — | — | 22年度 | 95 |
| | イ | — | — | — | — | — | | 95 |
| | ウ | — | — | — | — | — | | 95 |
| 5 | ア | — | — | — | — | — | 各年度 | 50 |
| | イ | — | — | — | — | — | | 20 |
| | ウ | — | — | — | — | — | | 55 |
| | エ | — | — | — | — | — | | 55 |
| | オ | — | — | — | — | — | | 60 |
| | カ | — | — | — | — | — | | 55 |
| | キ | — | — | — | — | — | | 30 |
| | ク | — | — | — | — | — | | 50 |
| 6 | ア | — | — | — | — | — | 各年度 | 50(～26年度) 70(27年度～) |
| | イ | — | — | — | — | — | | 85 |
| 7 | ア | 1709 (97.7%) | 1714 (97.9%) | 1714 (97.9%) | 1719 (98.2%) | — | 27年度 | 1,719 (98.2%) (計画値) |
| | イ | 1710 (97.7%) | 1714 (97.9%) | 1714 (97.9%) | 1719 (98.2%) | — | | 1,719 (98.2%) (計画値) |
| | ウ | 1712 (97.8%) | 1714 (97.9%) | 1714 (97.9%) | 1719 (98.2%) | — | | 1,719 (98.2%) (計画値) |
| | エ | 886 (50.6%) | 897 (51.3%) | 912 (52.1%) | 920 (52.6%) | — | | 920 (52.6%) (計画値) |
| | オ | 1722 (98.4%) | 1724 (98.5%) | 1726 (98.6%) | 1,730 (98.9%) | — | | 1,730 (98.9%) (計画値) |
| | カ | 1386 (79.2%) | 1396 (79.8%) | 1401 (80.1%) | 1,411 (80.6%) | — | | 1,411 (80.6%) (計画値) |
| | キ | 1743 (99.6%) | 1743 (99.6%) | 1743 (99.6%) | 1,743 (99.6%) | — | | 1,743 (99.6%) (計画値) |
| | ク | 1,745 (99.7%) | 1,745 (99.7%) | 1,745 (99.7%) | 1,745 (99.7%) | — | | 1,745 (99.7%) (計画値) |
| | ケ | 1683 (96.2%) | 1683 (96.2%) | 1,685 (96.3%) | 1,685 (96.3%) | — | | 1,685 (96.3%) (計画値) |
| | コ | 1519 (86.8%) | 1520 (86.9%) | 1522 (87.0%) | 1,523 (87.0%) | — | | 1,523 (87.0%) (計画値) |

| 測定指標 | | 実績値 | | | | | 目標年度 | 目標値 |
|--|--|------|------|------|------|------|-------------|------------------------|
| | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | | |
| 指標 | 1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト] | | | | | | 27年度 | |
| | ア. 無色のガラス製容器 | 332 | 327 | 328 | 327 | 調査中 | | 356 (計画値) |
| | イ. 茶色のガラス製容器 | 291 | 287 | 284 | 283 | 調査中 | | 307 (計画値) |
| | ウ. その他の色のガラス製容器 | 186 | 181 | 189 | 188 | 調査中 | | 184 (計画値) |
| | エ. 紙製容器包装 | 83 | 84 | 89 | 93 | 調査中 | | 171 (計画値) |
| | オ. ペットボトル | 283 | 284 | 287 | 297 | 調査中 | | 340 (計画値) |
| | カ. プラスチック製容器包装 | 644 | 672 | 688 | 709 | 調査中 | | 1,004 (計画値) |
| | キ. スチール製容器 | 275 | 249 | 245 | 226 | 調査中 | | 307 (計画値) |
| | ク. アルミ製容器 | 126 | 124 | 133 | 131 | 調査中 | | 152 (計画値) |
| | ケ. 段ボール製容器 | 583 | 554 | 598 | 603 | 調査中 | | 781 (計画値) |
| | コ. 飲料用紙製容器 | 17 | 15 | 15 | 16 | 調査中 | 28 (計画値) | |
| | 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%] | | | | | | 各年度 | 60(~20年度) 70(21年度~) |
| | ア. 家庭用エアコン | 87 | 89 | 88 | 88 | 89 | | 55 |
| | イ. ブラウン管式テレビ | 86 | 89 | 86 | 85 | 79 | | 50 |
| | ウ. 液晶・プラズマテレビ | - | - | 74 | 79 | 83 | | 50(~20年度) 60(21年度~) |
| | エ. 冷蔵庫・冷凍庫 | 73 | 74 | 75 | 76 | 79 | | 50(~20年度) 65(21年度~) |
| | オ. 洗濯機・衣類乾燥機 | 82 | 84 | 85 | 86 | 87 | | |
| | 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] | | | | | | 24年度 | 85 |
| | ア. 食品製造業 | 81 | 93 | 93 | 調査中 | 調査中 | | 70 |
| | イ. 食品卸売業 | 62 | 59 | 58 | 調査中 | 調査中 | | 45 |
| ウ. 食品小売業 | 35 | 37 | 36 | 調査中 | 調査中 | 40 | | |
| エ. 外食産業 | 22 | 13 | 16 | 調査中 | 調査中 | | | |
| 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%] | | | | | | | | |
| ア. コンクリート塊 | | | | | | | | |
| イ. アスファルト・コンクリート塊 | | | | | | | | |
| ウ. 建設発生木材 | | | | | | | | |
| 5. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%] (※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合) | | | | | | | | |
| ア. デスクトップパソコン | | | | | | | | |
| イ. ノートブックパソコン | | | | | | | | |
| ウ. ブラウン管式表示装置 | | | | | | | | |
| エ. 液晶式表示装置 | | | | | | | | |
| オ. ニカド電池 | | | | | | | | |
| カ. ニッケル水素電池 | | | | | | | | |
| キ. リチウムイオン電池 | | | | | | | | |
| ク. 小形制御弁式鉛蓄電池 | | | | | | | | |
| 6. 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] | | | | | | | | |
| ア. 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト) | | | | | | | | |
| イ. ガス発生器(エアバッグ類) | | | | | | | | |
| 7. (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)] | | | | | | | | |
| ア. 無色のガラス製容器 | | | | | | | | |
| イ. 茶色のガラス製容器 | | | | | | | | |
| ウ. その他の色のガラス製容器 | | | | | | | | |
| エ. 紙製容器包装 | | | | | | | | |
| オ. ペットボトル | | | | | | | | |
| カ. プラスチック製容器包装 | | | | | | | | |
| キ. スチール製容器 | | | | | | | | |
| ク. アルミ製容器 | | | | | | | | |
| ケ. 段ボール製容器 | | | | | | | | |
| コ. 飲料用紙製容器 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|------------------|------------------|------------------|------------------|-----|------|---------------------------|
| 4 | ア | - | 97 | - | - | - | 22年度 | 95 |
| | イ | - | 98 | - | - | - | | 95 |
| | ウ | - | 89 | - | - | - | | 95 |
| 5 | ア | 75.1 | 77.3 | 76.9 | 76.1 | 調査中 | 各年度 | 50 |
| | イ | 53.7 | 54.1 | 56.8 | 55.6 | 調査中 | | 20 |
| | ウ | 78.1 | 75.4 | 74.3 | 74.8 | 調査中 | | 55 |
| | エ | 70.7 | 70.8 | 69.4 | 69.8 | 調査中 | | 55 |
| | オ | 73.5 | 73.3 | 73.6 | 73.2 | 調査中 | | 60 |
| | カ | 76.6 | 76.6 | 76.6 | 76.6 | 調査中 | | 55 |
| | キ | 64.1 | 63.3 | 72.5 | 73.5 | 調査中 | | 30 |
| | ク | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 調査中 | | 50 |
| | ケ | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 調査中 | | 50 |
| 6 | ア | 64.2~78.0 | 72.4~80.5 | 77.5~82.1 | 79.9~87 | 調査中 | 各年度 | 30 |
| | イ | 92.0~94.7 | 94.1~94.9 | 93.2~100 | 93~100 | 調査中 | | 85 |
| 7 | ア | 1,736 (95.6%) | 1,723 (95.7%) | 1,689 (96.5%) | 1,660 (94.9%) | 調査中 | 27年度 | 1,784 (97.9%) (計画値) |
| | イ | 1,741 (95.9%) | 1,724 (95.8%) | 1,690 (96.5%) | 1,662 (95.0%) | 調査中 | | 1,786 (98.0%) (計画値) |
| | ウ | 1,731 (95.3%) | 1,716 (95.3%) | 1,687 (96.3%) | 1,657 (94.7%) | 調査中 | | 1,794 (98.2%) (計画値) |
| | エ | 696 (38.3%) | 644 (35.8%) | 637 (36.4%) | 627 (35.8%) | 調査中 | | 974 (53.3%) (計画値) |
| | オ | 1,765 (97.2%) | 1,765 (98.1%) | 1,736 (99.1%) | 1,711 (97.8%) | 調査中 | | 1,806 (98.9%) (計画値) |
| | カ | 1,304 (71.8%) | 1,308 (72.7%) | 1,287 (73.5%) | 1,303 (74.5%) | 調査中 | | 1,517 (83.0%) (計画値) |
| | キ | 1,795 (98.8%) | 1,780 (98.9%) | 1,749 (99.9%) | 1,722 (98.4%) | 調査中 | | 1,821 (99.7%) (計画値) |
| | ク | 1,799 (99.1%) | 1,780 (98.9%) | 1,749 (99.9%) | 1,718 (98.2%) | 調査中 | | 1,822 (99.7%) (計画値) |
| | ケ | 1,627 (89.6%) | 1,620 (90.0%) | 1,621 (92.6%) | 1,583 (90.5%) | 調査中 | | 1,759 (96.3%) (計画値) |
| | コ | 1,405 (77.4%) | 1,390 (77.2%) | 1,354 (77.3%) | 1,357 (77.5%) | 調査中 | | 1,591 (87.1%) (計画値) |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-16)

| 施策名 | 目標4-3一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) | | | | 担当部局名 | 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 | | 作成責任者名 | 山本 昌宏 | |
|-----------------------------------|--|----------------|----------------|-------------|---|----------------------------|------|------------|---------|--|
| 施策の概要 | 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 廃棄物処理施設整備計画等 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 一般廃棄物の排出量(百万トン) | 52 | H19年度 | 50 | H24年度 | - | - | - | - | - | 廃棄物処理施設整備計画に基づき設定 |
| 2 一般廃棄物のリサイクル率(%) | 20 | H19年度 | 25 | H24年度 | - | - | - | - | - | 廃棄物処理施設整備計画に基づき設定 |
| 3 一般廃棄物の最終処分量(百万トン) | 6.4 | H9年度 | 5.0 | H27年度 | - | - | - | - | - | 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 |
| 4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年) | 71 | H15年度 | 51 | H22年度 | - | - | - | - | - | 我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画(改訂中) |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 循環型社会形成推進交付金(公共)(平成17年度) | 63,852(58,860) | 58,521(45,862) | 37,287 | | <達成手段の概要> ・市町村等が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業の費用に交付金を交付する。 ・効率的かつ的確な施設整備事業の実施のため必要な調査を実施する。 1・東日本大震災等に起因する電力不足が生じている状況に鑑み、発電効率23%相当以上の「高効率ごみ発電施設」の早期整備を推進する。 2 3 <達成手段の目標> 市町村等の自主性と創意工夫を活かした総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、地域における循環型社会の形成を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進 | | | | | |
| (2) 廃棄物処理等に係る情報提供経費(平成10年度) | 24(27) | 19(8) | 11 | | <達成手段の概要> ・廃棄物処理業関係PRTR届出支援システムの改善 1・廃棄物処理技術等情報提供システムの改善 2・廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理運営 3 <達成手段の目標> 4 循環型社会構築の促進・普及啓発等 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の促進。 | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|--|------------------|------------------|-------|-------------|---|
| (3) | 災害等廃棄物処理事業費補助金 (昭和49年度) | 312 (145) | 1,994 (1,868) | 200 | - | <p><達成手段の概要> 市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業に対し補助を行う。</p> <p><達成手段の目標> 災害等により発生した廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進</p> |
| (4) | ダイオキシン削減対策総合推進費 (平成11年度) | 12 (10) | 5 (2) | 5 | 4 | <p><達成手段の概要> ・ダイオキシン類排出実態調査 ・一般廃棄物処理施設の技術管理者に対する講習会</p> <p><達成手段の目標> ダイオキシン類による環境汚染の防止又はその除去等のための施設の設置又は改善</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の促進</p> |
| (5) | 環境研究総合推進費補助金 (循環型社会形成推進科学研究費補助金は平成23年度より環境研究総合推進費と統合) (平成13年度) | 1,758 (1,736) | 2,304 (2,246) | 1,836 | 2 3 4 | <p><達成手段の概要> ・循環型社会形成推進研究事業(廃棄物の適正処理、循環型社会推進、科学技術水準の向上に関する研究) ・次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業(廃棄物の適正処理、循環型社会形成等の推進に関する実用化が見込まれ、経済性、効率性に優れた技術の開発)</p> <p><達成手段の目標> 学際的、国際的な観点から総合的に調査研究及び技術開発を推進し、もって持続可能な社会構築のための環境保全に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物のリサイクル、適正処理の推進</p> |
| (6) | し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用推進業務 (平成22年度) | 50 (47) | 42 (32) | 29 | 2 | <p><達成手段の概要> ・リン回収・利活用に関する現状、課題及び今後必要な施策等を把握し、未利用リン資源のひとつであるし尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用システムの構築を推進する。</p> <p><達成手段の目標> 未利用リン資源のひとつであるし尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用システムの構築を推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物のリサイクルの推進</p> |
| (7) | 廃棄物系バイオマス利用推進事業 (平成23年度) | - | 46 (21) | 35 | 2 | <p><達成手段の概要> ・バイオマスの種類ごとに、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用を促進する。</p> <p><達成手段の目標> バイオマス活用推進基本計画に定められる予定の目標を達成するための具体的な方策について検討を行うとともに、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの大幅な利活用の促進を図る</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物のリサイクルの推進</p> |
| (8) | 廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業 (平成23年度) | - | 57 (23) | 43 | 1 2 | <p><達成手段の概要> ・市町村における廃棄物処理の更なる3R化・低炭素化を促進するための方策を検討し、制度改正、ガイドライン化、施設整備計画等への反映を図る。</p> <p><達成手段の目標> 市町村における廃棄物処理の更なる3R化・低炭素化を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進</p> |

| | | | | | |
|---|---|-------------------|-------|---|---|
| <p>(9) 廃棄物処理施設災害復旧費補助金 (平成23年度)</p> | - | 16,606 (4,165) | 3,946 | - | <p><達成手段の概要> 市町村が実施した災害により被災した一般廃棄物処理施設の復旧に係る事業に対し補助を行う。</p> <p><達成手段の目標> 災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設を復旧させることで、廃棄物処理体制の回復を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進</p> |
| <p>(10) 震災廃棄物対策指針の改訂 (平成24年度)</p> | - | - | 9 | - | <p><達成手段の概要> 現行指針を見直し、地方公共団体に対して、津波による被害をも想定した新たな計画策定を要請し、今後の震災に備える。</p> <p><達成手段の目標> ・津波を含む大規模な震災による災害廃棄物の迅速・円滑な処理を目指した計画を作成する地方公共団体を支援する。 ・災害廃棄物等の広域的な処理・処分計画の策定率の向上を図るとともに計画内容の充実を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-17)

| 施策名 | 目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) | | | | 担当部局名 | 産業廃棄物課 | 作成責任者名 | 廣木 雅史 | | |
|------------------------|--|------------|----------------|-------------|--|-------------------|------------|-------|------|--|
| 施策の概要 | 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | | 政策評価実施予定時期 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 廃棄物処理システム開発費(18年度) | 419 | H19年度 | 423 | H27年度 | - | - | - | 423 | - | 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 |
| 3 産業廃棄物のリサイクル率(%) | 52 | H19年度 | 53 | H27年度 | - | - | - | 53 | - | 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 |
| 4 産業廃棄物の最終処分量(百万トン) | 20 | H19年度 | 18 | H27年度 | - | - | - | 18 | - | 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 |
| 測定指標 | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 測定指標 | 目標 | | 目標年度 | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 廃棄物処理システム開発費(18年度) | 40 (15) | 11 (10) | 14 | - | <達成手段の概要> ・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。 <達成手段の目標> ・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分の実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・処理業者による適正処理の確保・推進。 | | | | | |
| (2) 廃棄物処分基準等設定費(4年度) | 51 (38) | 69 (49) | 57 | 1.2.3. | <達成手段の概要> ・既存の最終処分場等産業廃棄物処理施設について、環境負荷を低減するために必要な処分基準等の設定・改正に向けた調査等を行う。 <達成手段の目標> ・廃棄物を巡る諸条件の変化に即した、処理基準及び施設の技術上の基準等の設定 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・安心・安全な産業廃棄物最終処分場の確保。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------|-------------------------------|---------------|----------------|-------|--------|---|
| (3) | 移動式廃棄物処理施設に係る基準設定検討事業(22年度) | 21 (9) | 16 (0) | 11 | 1.2.3. | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式廃棄物処理施設による課題と対応についての調査検討及び、施設基準の検討。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式廃棄物処理施設の共通・個別基準の策定 ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 ・移動式処理施設の基準を策定することによる、廃棄物リサイクルや有害廃棄物の適正処理の推進。 |
| (4) | 産業廃棄物等処理対策推進費(23年度組み替え) | 18 (6) | 24 (14) | 22 | 1.2.3. | <p><達成手段の概要></p> <ol style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物の排出実態を調査。 ②産業廃棄物の検定方法の改正について検討を行う。 ③環境大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)の現地調査。 ④大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の調査、検討。 <p><達成手段の目標></p> <ol style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物の排出・処理状況のとりまとめ ②産業廃棄物の検定方法の改正等について検討を行う。 ③大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保 ④大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の認定基準の策定 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ol style="list-style-type: none"> ①新たな目標設定や公共関与による効果的な施設整備の実施にあたっての基礎資料とする。 ②産業廃棄物の検定方法について、現状に則した見直しを行うための基礎資料を作成する。 ③大臣の認定制度において、効率的な廃棄物の適正処理が確保されることを目指す。 ④再生利用認定制度の対象の拡充等を図ることにより、循環型社会推進形成基本計画掲げる再生利用量の目標の達成に寄与。 |
| (5) | 産業廃棄物処理業優良化推進事業費(22年度) | 33 (35) | 6 (1) | 5 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士等暴力団排除の専門家を講師に招き、産廃業者、自治体等に対する講習会を開催、資料の配布等により、積極的な啓発活動を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団の徹底的な排除による健全な産廃処理業界の構築 ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 ・処理業者による適正処理の確保・推進。 |
| (6) | 産業廃棄物処理業経営基盤安定化・振興対策検討費(22年度) | - | 13 (7) | 9 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の産業廃棄物処理業者を対象として、多様な産業廃棄物処理業の経営及び業務内容等実態を把握するための調査、とりまとめを行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業に係る経営状況等の詳細な情報を把握する ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 ・産業廃棄物処理業の経営基盤の健全化・安定化を図る。 |
| (7) | ITを活用した循環型社会づくり基盤整備事業(16年度) | 159 (158) | 154 (121) | 96 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの機能強化及び、電子マニフェストの普及のための説明会等を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの推進を図る ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 ・産廃排出事業者、処理業者の情報管理及び行政の監視業務の合理化を図る。 |
| (8) | 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業(19年度) | 12 (12) | 12 (8) | 8 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する事業者を国が認定する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。 |
| (9) | 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業(12年度) | 1100 (508) | 1189 (1188) | 1,069 | 1.2.3. | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行うもの。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共関与による産業廃棄物処理施設整備を促進することにより、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保することが可能となる。 |
| (10) | 安全性等確保事業(平成6年度) | 22 (0) | 0 | 0 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理センターが整備する一般廃棄物の最終処分場の安全性及び信頼性を確保するための事業について補助を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共関与による安全性及び信頼性確保のための事業を推進することにより、周辺住民の理解を得やすい施設整備が可能となり、廃棄物の適正な処理を図ることが可能となる。 |

| | | | | | | |
|------|---|------------------|-------------------|-------|--------|--|
| (11) | 廃棄物エネルギー導入・ 低炭素化促進事業(15年 度) | 1300 (765) | 789 (566) | 775 | 2 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等による廃棄物高効率熱回収施設やバイオマスエネルギー利用施設、電動式塵芥収集車の導入等を支援することにより、エネルギー起源CO2の削減を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・廃棄物の減量や適正処理を確保しつつ、廃棄物エネルギー利用施設や電動式塵芥収集車の導入を促進することにより、エネルギー起源CO2の削減を図ることが可能となる。 |
| (12) | 廃棄物処理センター整備 基本計画調査(3年度) | 13 (13) | 14 (14) | 11 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理センターによる廃棄物処理施設整備に係る基礎調査を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・本調査により、施設の基本構想の策定を支援することにより、廃棄物処理センターによる適正な処理を図ることが可能となる。 |
| (13) | PCB廃棄物処理に係る 拠点的広域処理施設の整 備(13年度) | 6,400 (3,576) | 9,400 (14,107) | 7,720 | 1.2.3. | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 <達成手段の目標> ・北海道増設事業進捗率:46% <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・PCB廃棄物の拠点的広域処理施設の処理体制を確保する。 |
| (14) | PCB廃棄物対策推進費 補助金(13年度) | 2,000 (2,000) | 1,500 (1,500) | 1,500 | 1.2.3. | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理費用負担能力の小さい中小企業者のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う。 <達成手段の目標> ・中小事業者に対する助成額の合計:約30億円 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・中小企業者等が保有するPCB廃棄物の適正な処理を確保する。 |
| (15) | PCB廃棄物適正処理対 策推進事業(23年度組み 替え) | 107 (99) | 97 | 114 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理困難なPCB廃棄物の適正処理や、微量PCB汚染廃電気機器等、PCB汚染物に関する適正な処理を推進するため、技術的な観点から調査を行う。 <達成手段の目標> ・実証試験評価数:9 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・多種多様なPCB廃棄物の適正処理の確保を図る。 |
| (16) | 日系動脈産業の海外進出 と連動する静脈産業育成 支援事業(23年度) | 0 | 94 (91) | 74 | - | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民、排出事業者、産廃処理業者の関心を高めるための国民運動の実施 <達成手段の目標> ・認定又は参加事業者数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・事業の実施により、国民、排出事業者、産廃処理業者の意識の醸成と、行動の実践へと動かせる社会環境作り |
| (17) | 廃棄物処理に係る認定審 査体制強化モデル事業 (地方環境対策)(21年 度) | 6 (1) | 6 (6) | 0 | 2 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)に精通した地方環境事務所を活用し、モデル事業を実施する。 <達成手段の目標> ・環境大臣認定者数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・地域に根付いた認定制度の運用を行うことにより、リサイクル及び有害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施する。 |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-18)

| 施策名 | 目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等 | | | | 担当部局名 | 適正処理・不法投棄対策室 | | 作成責任者名 | 吉田一博 | |
|---------------------------|--|-------|--------------|-------------|--|-------------------|------------|---------|------|---|
| 施策の概要 | 不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を推進する | | | 目標設定の考え方・根拠 | ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) ○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法) ○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法) | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年8月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 産業廃棄物の不法投棄件数 | 1,049 | H11年度 | H11年度に対し概ね半減 | H22年度 | - | - | - | - | - | 不法投棄撲滅アクションプランに規定されているため。 |
| 2 産業廃棄物の不法投棄量(万トン) | 43.3 | H11年度 | H11年度に対し概ね半減 | H22年度 | - | - | - | - | - | 不法投棄撲滅アクションプランに規定されているため。 |
| 3 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数 | - | H11年度 | 0 | H21年度 | - | - | - | - | - | 不法投棄撲滅アクションプランに規定されているため。 |
| 4 有害廃棄物の適正な処理の確保 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 有害廃棄物は、排出の段階から処理までの間、特に注意して取り扱わなければならないもので、普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められ、区別されているため。 |
| 5 クリアランス物のトレーサビリティの確保 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の厳格な運用を行うため。 |
| 6 バーゼル法輸出承認件数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。 |
| 7 バーゼル法輸入承認件数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。 |
| 8 廃棄物処理法輸出確認件数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 廃棄物の適正な輸出入等の確保については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。 |
| 9 廃棄物処理法輸入許可件数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 廃棄物の適正な輸出入等の確保については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。 |

| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
|--|----------------------|-------|----------------------------|------------|---|
| | 22年度 | 23年度 | | | |
| (1) 産業廃棄物不法投棄等防止ネットワーク強化事業 (平成17年度) | 10 (10) | 10 | 4 | 1,2,3 | <p><達成手段の概要> 全国7地方環境事務所等を核とするネットワークを強化し、都道府県等との連携を確保しながら、ブロック連絡会議や、パンフレット等による啓発活動等を合同で実施する。また、都道府県等向けの研修として、知識が豊富な都道府県等職員等や専門家をこうして、管内の都道府県等の担当職員に対し、現場対応、法令研究、事例研究等の研修を実施する。さらに、不法投棄等事案の現場調査やパトロール等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 地方環境事務所等を核とした関係機関によるネットワークの確率及び都道府県等と連携した立入検査等の円滑かつ効率的な実施により、産業廃棄物不法投棄の未然防止や早期解決等に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県と連携して、情報共有や監視体制を強化することにより、不法投棄等の未然防止等を図り、目標値の達成に寄与することができる。</p> |
| (2) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 (平成10年度) | 3,670 (3,544) | 7,870 | 170 | — | <p><達成手段の概要> 平成9年の廃棄物処理法改正法の施行日である平成10年6月17日以降に行われた不法投棄等に起因する支障の除去等の措置の円滑な実施のために、基金の造成に必要な経費を補助する。また、平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等に起因する支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し必要な経費を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 平成10年6月17日以降の不法投棄等については、都道府県等が円滑に不法投棄等による支障の除去等を行えるよう基金の造成を図り、産業界からの出えんが安定的に行われるよう努めていく。平成10年6月16日以前の不法投棄等については、各事業について支障の除去等が行われるよう、都道府県等における取組を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県等に対し必要額を補助することにより、計画的に生活環境保全上の支障除去等を行うことができる。</p> |
| (3) 産業廃棄物適正処理推進費 (平成10年度) | 154 (142) | 145 | 58 | 1,2,3 | <p><達成手段の概要> 専門家チームの現地への派遣による不法投棄等事案に係る現地調査・支障除去等対策の円滑かつ適正な実施の支援、不法投棄の残存件数などの網羅的な調査等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 不法投棄等の未然防止・拡大防止等を図る。また、都道府県等に対し不法投棄等の関与者への責任追及や支障除去等の手法について助言を行うことで支障除去等措置に係る公費負担を軽減させる。さらに、不法投棄等の残存事案に対する対応方針を策定する。(残存事案に対するきめ細やかな対応を行い、行政に対する国民の不信感を払拭し、安心・安全を確保する。)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県と連携し、情報共有や監視体制の強化等の不法投棄等の未然防止等を進めることにより、目標値の達成に寄与することができる。</p> |
| (4) 特別管理廃棄物処理基準設定費 (平成4年度) | 11 (16) | 36 | 28 | 4 | <p><達成手段の概要> 「特別管理廃棄物」については通常の廃棄物とは別に処理基準を定めているが、次々と新たな化学物質が製造・使用されている状況において、化学物質管理に係る国際的動向等を踏まえた的確な対応を行う。</p> <p><達成手段の目標> 水銀条約化対策、有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組の推進等を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境中で有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減し、有害性が懸念される廃棄物による生活環境保全上の支障等の発生などの社会問題化の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築する。</p> |

| | | | | | |
|--|--------------------|-----------|-----------|----------------|---|
| <p>クリアランス廃棄物対策関連 (5) 連費 (平成18年度)</p> | <p>18 (7)</p> | <p>20</p> | <p>9</p> | <p>5</p> | <p><達成手段の概要> 原子力施設の解体や研究施設等から発生する放射性物質に汚染された物質のうち、放射線防護の観点から安全上問題がないクリアランスレベル以下であることが確認された「クリアランス物」については、再生利用または通常の廃棄物として処分することを可能とする「クリアランス制度」において、クリアランス物の適正かつ円滑な処理を確保する。 <達成手段の目標> クリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等をするとともに地方環境事務所による立ち入り検査の実施及びそれに伴う知識の習得・放射線測定機器の点検整備を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> クリアランス物のトレーサビリティを確保し、万一の事態への迅速かつ適切な対応を図る体制を整備することにより、クリアランス制度の社会的受容性が高まり、クリアランス制度の適正かつ円滑な運用が可能となる。</p> |
| <p>廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費 (平成13年度)</p> | <p>76 (69)</p> | <p>69</p> | <p>60</p> | <p>6.7.8.9</p> | <p><達成手段の概要> バーゼル条約に基づく有害廃棄物等の適正な輸出入を確保するための、事業者等への国内法規制の周知徹底、不正輸出を防止する為の水際対策及び国内法の規制対象の明確化等の実施。 <達成手段の目標> 国内法の規制内容の周知徹底及び廃棄物等の不正輸出防止のための水際対策の強化を行うとともに、環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を検討する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・輸出入業者等に対する国内外法規制度についての全国各地での説明会の実施により、効率的に法令の周知徹底を図ることができる。 ・廃棄物等輸出入管理システムを用いた廃棄物輸出入状況についての税関等関係者との即時的な情報共有や税関での規制対象物の即物的判断指針の構築により、不正輸出の防止の為の水際対策の効率的実施を図ることができる。 ・アジア圏の循環資源の流通動向や廃棄物処理の実態の調査をもとに、環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を展開し、規制の重点化・効率化ひいては国際資源循環に資する。</p> |
| <p>コンピュータ機器廃棄物適正管理事業等拠出金 (平成18年度)</p> | <p>34 (34)</p> | <p>32</p> | <p>29</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> コンピュータ機器廃棄物及びアジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理のための各種プロジェクト支援事業及びアジアにおける有害廃棄物等の不法輸出入防止のための国際ネットワーク(アジアネットワーク)事業等の実施。 <達成手段の目標> コンピュータ機器廃棄物等の環境上適正な管理により環境汚染・健康被害を未然防止するとともに、近隣諸国との連携強化によりアジアにおける条約実施能力を向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国際機関であるバーゼル条約事務局が実施しているコンピュータ機器廃棄物適正管理プロジェクト等は、アジア太平洋地域の国々が広く参加していることから、我が国単独で施策を進めるより同プロジェクトに拠出を行うことによって、効率的にアジアの関係諸国における政策連携を図ることができ、アジア地域の国々におけるコンピュータ機器廃棄物等による環境汚染・健康被害等の問題の解決に資する。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-19)

| | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|----------------|------------------|--|-------------------|---------|------------------|------|--|
| 施策名 | 目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理 | | | | 担当部局名 | 浄化槽推進室 | 作成責任者名 | 浄化槽推進室長 藤塚 哲朗 | | |
| 施策の概要 | 環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。 | | | | 政策体系上の位置付け | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 中山間地域等の汚水処理施設整備として、浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。 | | 目標設定の考え方・根拠 | 浄化槽法、廃棄物処理施設整備計画 | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%) | 8.82 | H19年度 | 12.0 | H24年度 | - | - | - | - | - | 廃棄物処理施設整備計画(平成20年3月25日閣議決定)において、平成24年度までに、浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)を、12%とすることとされているため。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 浄化槽指導普及事業費(昭和63年度) | 53(32) | 44 | 37 | 1 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)は、自治体において対応の度合いにばらつきがあるため、実態等を調査し、維持管理に係る制度・手法の見直しに関する検討を行う。 ・市町村が主体となって、浄化槽の整備・維持管理を推進する市町村整備事業を推進するため、ガイドライン等を策定し支援する。 ・平成12年の浄化槽法改正により原則新設禁止となった単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するための有効な手法の検討を行う。 <p><達成手段の目標></p> <p>浄化槽整備手法の知見の普及と単独転換に関する意識啓発</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進され、浄化槽処理人口普及率が向上する。</p> | | | | | |
| (2) 浄化槽管理士国家試験費(昭和59年度) | 4(3) | 3 | 3 | 1 | <p><達成手段の概要></p> <p>試験合格者、講習修了者からの免状交付申請書の内容を確認し、免状を作成・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書換等に対応するため、これまでに交付した浄化槽管理士の情報を台帳として整備・更新する。</p> | | | | | |
| (3) 浄化槽整備推進費(平成16年度) | 52(14) | 28 | 13 | 1 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・市町村の浄化槽行政担当者に対し、浄化槽の具体的な整備内容・方法や課題への取り組み等に関して、環境省調査情報の還元や自治体との情報交換等の実施を通じ、国及び自治体間での連携を高め、ネットワークを構築・情報交換を活発化させる(浄化槽行政ブロック会議)。 ・NPOとの連携により浄化槽に関する情報を提供・共有することによりネットワークの形成を促進する(浄化槽フォーラム)。 <p><達成手段の目標></p> <p>浄化槽整備手法の知見の普及と単独転換に関する意識啓発</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進され、浄化槽処理人口普及率が向上する。</p> | | | | | |
| (4) 民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方検討調査費(平成23年度) | 0 | 7 | 6 | 1 | <p><達成手段の概要></p> <p>民間業者を活用して効率的な浄化槽整備、適正な管理を行うため、業界団体(メーカー、保守点検業者、清掃業者等)、地方自治体、学識経験者、等の関係者を参集の上、PFI事業の活用(より民間活用が可能な整備方式の検討)等のあり方や内容を中心に検討を行う。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>民間活力を利用した浄化槽整備手法の検討</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進され、浄化槽処理人口普及率が向上する。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------------------------|--------|----|----|---|--|
| し尿処理システム国際普及推進事業費 (5) (平成21年度) | 20(19) | 16 | 15 | — | <達成手段の概要> ・海外の関係者へ日本のし尿処理に関する経験と技術を発信し、及び途上国等におけるし尿処理の課題を共有するためのネットワークを構築する。 ・各国の研究者と協同して現地に適したし尿処理技術の開発を行う。 ・現地での指導的立場にある技術者に対して日本のし尿処理に係る法制度や技術の教育を行うとともに、現地における技術者養成プログラムの構築、実践を行う。 ・上記の取組を展開していくために、各種事例のケーススタディ、プロジェクト調査や開発の検討を連携して行うワーキングチームを構築する。 |
|-----------------------------------|--------|----|----|---|--|

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-20)

| | | | | | | |
|---|------------------------------------|---|----------------------------------|----------------------------|---|---------|
| 施策名 | 目標4-7東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理) | | 担当部局名 | 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 | 作成責任者名 | 山本 昌宏 |
| 施策の概要 | 東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。 | | 政策体系上の 位置付け | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 | | |
| 達成すべき目標 | 平成26年3月末までを目途に災害廃棄物の処理・処分を完了する。 | 目標設定の 考え方・根拠 | 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針 (マスタープラン) | | 政策評価実施 予定時期 | 平成25年6月 |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | |
| 1 災害廃棄物の処理・処分 割合(%) | 100 | H25年度 ※木くず、コンクリートく ずで再生利用を予定し ているものについては、 適切な期間を設定。 | マスタープランに基づき設定 | | | |
| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | |
| (1) 災害等廃棄物処理事業費 補助金 | — | 664,904 (267,650) | 295,842 | 1 | 市町村が実施した東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し補助率を嵩上げて補助を行う。 | |
| (2) 災害廃棄物処理代行事業 | — | 4,769 (84) | 16,068 | 1 | 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、特定被災地方公共団体である市町村から要請があった場合、必要があると認められるときは、当該市町村における災害廃棄物処理事業を国が代行して行う。 | |
| (3) 震災がれき処理促進地方 公共団体緊急支援基金事 業(グリーンニューデー ル基金) | — | 67,964 (50,887) | 32,137 | 1 | 地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金を活用し、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体である市町村が行う災害廃棄物処理事業の負担費用の軽減、その他災害廃棄物の処理の促進を行う。 | |
| (4) 災害廃棄物広域処理等支 援事業 | — | 250 (136) | 198 | 1 | 東日本大震災により生じた多量かつ多種・多様な災害廃棄物の円滑かつ早期な処理を行うため、被災地に専門家(コンサルタント等)を派遣し、当該市町村の処理事業を支援するとともに、環境省の職員と専門家が被災自治体を個別に訪問し、災害廃棄物処理に係る指導、助言を行う。 | |
| (5) 循環型社会形成推進交付 金 | — | 12,561 (4,284) | 17,620 | 1 | 被災地の市町村等や広域処理により災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対して財政措置による支援を行う。 | |

| 施策名 | 目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組 | | | | 担当部局名 | 自然環境計画課 野生生物課 | 作成責任者名 | 塚本 瑞天 亀澤 玲治 | | |
|--|---|--------|-------------|---------------|------------|-----------------------|---------|----------------|---|--|
| 施策の概要 | 生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 生物多様性国家戦略2010に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。 | | 目標設定の考え方・根拠 | 生物多様性国家戦略2010 | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 「生物多様性」の認識状況 | 30% | 平成16年度 | 50% | 平成24年度 | 50% | - | - | - | - | 生物多様性国家戦略2010において、おおむね平成24年度までの間に重点的に取り組むべき施策の方向性を示した基本戦略の一つとして「生物多様性を社会に浸透させる」ことを掲げており、国民全体で生物多様性を意識した行動を進めていく際の数値目標として、同測定指標を用いているため。 |
| 2 生物多様性地域戦略策定着手済数 | 6県 | 平成21年度 | 47都道府県 | 平成24年度 | 47都道府県 | - | - | - | - | 生物多様性国家戦略2010において、おおむね平成24年度までの間に重点的に取り組むべき施策の方向性を示した基本戦略の一つとして「生物多様性を社会に浸透させる」ことを掲げており、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進していく際の数値目標として、同測定指標を用いているため。 |
| 3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数] | 国土の約35% | 平成18年度 | 国土の約64% | 平成23年度 | 国土の約64% | - | - | - | - | 生物多様性国家戦略2010等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万植生図については、平成24年3月までに全国の1/2.5万地形図面数に対して約6割整備するとしており、今後も需要が多い地域を中心に、整備を進める必要があるため。 |

| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------|------------|---|
| | 22年度 | 23年度 | | | |
| (1) 熱帯林等森林保全対策 調査経費(平成19年度) | 40 百万円 (40 百万円) | 26 百万円 (25 百万円) | 21 百万円 | — | <p><達成手段の概要> 世界の森林の保全及び持続可能な経営、砂漠化対処に関する国際的枠組みの推進に向けた自然資源の保全・管理手法の検討。</p> <p><達成手段の目標> 世界の森林の持続可能な利用と生物多様性の保全を図るためのモデル・ガイドラインを検討すること、また、乾燥地における持続可能な牧草地管理のための住民参加による計画立案・管理モデルの検討を行うこと。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 世界の森林の保全及び持続可能な経営の推進方策の検討及び砂漠化対処手法の検討調査等を実施し、生物多様性条約、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に積極的に貢献することで、世界の森林地域及び乾燥地域における生物多様性の保全等に寄与する。</p> |
| (2) 南極地域自然環境保全 対策費(平成9年度) | 21 百万円 (14 百万円) | 30 百万円 (22 百万円) | 24 百万円 | — | <p><達成手段の概要> 南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。</p> <p><達成手段の目標> 南極地域の環境実態把握モニタリングの実施、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約議定書に基づく査察結果の報告、南極環境保護法に基づく手続きの更なる周知徹底を行うこと。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国昭和基地における観測活動による環境影響のモニタリング、南極条約・議定書に基づく査察結果の報告を行うとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図ることで、南極地域の保全に寄与する。</p> |
| (3) 国際分担金等経費(昭和 54年度) | 2,205 百万円 (2,198 百万円) | 4,236 百万円 (4,236 百万円) | 255 百万円 | — | <p><達成手段の概要> ・生物多様性条約事務局に長期専門家派遣し連絡調整を図るとともに、生物多様性日本基金の運営管理を通じて、愛知目標の達成に向けた取組を推進する。 ・国連大学に拠出し、SATOYAMAイニシアティブの推進に向け国際パートナーシップの運営や広報、SATOYAMAイニシアティブを具現化する各国でのパイロットプロジェクトを行う。</p> <p><達成手段の目標> ・愛知目標達成に向け、各国の国家戦略の策定・改定を進めるための国際ワークショップが世界各地で開催される。 ・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国際ワークショップの開催等により、各国の愛知目標達成に向けた取組が促進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化を図る。 ・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させることで取組の裾野を広げ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組が強化される。</p> |
| (4) 生物多様性センター維持 運営費(平成10年度) | 72 百万円 (69 百万円) | 69 百万円 (59 百万円) | 68 百万円 | — | <p><達成手段の概要> 生物多様性センターの維持運営に必要な施設維持管理、標本等資料の収集・保管、等</p> <p><達成手段の目標> 適切な施設の維持・運営</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種具体的な施策に必要な情報の収集を進める。」に寄与する。</p> |

| | | | | | | |
|-----|------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------|---|---|
| (5) | 自然環境保全基礎調査費(昭和48年度) | 270 百万円 (266 百万円) | 250 百万円 (248 百万円) | 221 百万円 | — | <p><達成手段の概要> 1/2.5万植生図の整備、人間活動や開発等による生態系の変化状況の把握等、自然環境に関する全国的な基盤情報データを着実に蓄積</p> <p><達成手段の目標> 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合:国土の約60%</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種具体的な施策に必要な情報の収集を進める」に寄与する。</p> |
| (6) | 地球規模生物多様性モニタリング推進事業費(平成15年度) | 500 百万円 (464 百万円) | 510 百万円 (475 百万円) | 437 百万円 | — | <p><達成手段の概要> 国内の各生態系の調査サイトにおけるモニタリングの実施、データの整理・発信。 東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備、分類学能力構築のための研修の実施。</p> <p><達成手段の目標> モニタリングサイト1000調査の継続実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種具体的な施策に必要な情報の収集を進める」に寄与する。また、AP-BONや東・東南アジアにおける生物多様性情報の整備などは、「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全」に寄与する。</p> |
| (7) | 地球規模生物多様性情報システム整備推進費(平成6年度) | 103 百万円 (102 百万円) | 96 百万円 (96 百万円) | 95 百万円 | — | <p><達成手段の概要> 生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利活用の推進を図る。</p> <p><達成手段の目標> J-IBISの機器更新を実施。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種具体的な施策に必要な情報の収集・整備・提供を進める」に寄与する。</p> |
| (8) | 海洋生物多様性保全関係経費(平成19年度) | 58 百万円 (52 百万円) | 44 百万円 (30 百万円) | 15 百万円 | — | <p><達成手段の概要> 海洋基本法・海洋基本計画・海洋生物多様性保全戦略に基づき、海洋の生物多様性保全を推進するため、保護すべき重要な海域を抽出し、海洋保護区の設定を進める。また、サンゴ礁生態系保全行動計画の実施を促進する。</p> <p><達成手段の目標> 重要海域抽出のための検討会を立ち上げ、抽出方法を定める。サンゴ礁生態系保全行動計画の点検を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> サンゴ礁生態系を含めた海洋生物多様性への理解を促進する。</p> |
| (9) | 生物多様性基本施策関係経費(平成20年度) | 47 百万円 (31 百万円) | 47 百万円 (41 百万円) | 35 百万円 | — | <p><達成手段の概要> ・平成22年10月に開催されたCOP10の成果及び平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、生物多様性国家戦略を改定する。 ・生物多様性の状況及び政府の施策に関する年次報告を作成し、国会に提出する。 ・生物多様性の状況等に関する評価地図を作成し、広く国民が活用しやすいよう提供する。</p> <p><達成手段の目標> ・平成24年10月に開催予定のCOP11までに生物多様性国家戦略を改定する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画であり、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全に関する施策実施の根拠となることから、同戦略の見直しは、施策の達成すべき目標に対して直接寄与する。 ・年次報告は広く国民にも読まれるため、普及啓発、理解の促進につながる。 ・評価地図の作成は、生物多様性の状況を可視化し、自然環境保全のための政策決定に寄与する。</p> |

| | | | | | |
|--|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------|---|--|
| <p>(10) 生物多様性の10年推進事業(平成23年度)</p> | - | <p>59 百万円 (61 百万円)</p> | <p>21 百万円</p> | - | <p><達成手段の概要> 「国連生物多様性の10年日本委員会」を主要なセクターの参画を得て設立し、各セクターや地域における取組のサポート、セクター間の連携促進、国民的理解と参画の増進、生物多様性国家戦略改定へのインプット、他国の委員会とのネットワーク構築を実施する。 <達成手段の目標> ・愛知目標の達成に向け、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域セミナーの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの作成等を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国連生物多様性の10年の記念事業を実施・推進することで、「生物多様性」に関する国民的な認知度向上、理解増進に寄与する。 ・生物多様性に関する各セクターの取組を後押しすることで、生物多様性の保全と持続的な利用を促進し、生物多様性を社会に浸透させることに寄与する。</p> |
| <p>(11) 愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費(平成24年度) (平成23年度:ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費)</p> | - | <p>96 百万円 (89 百万円)</p> | <p>90 百万円</p> | - | <p><達成手段の概要> ・名古屋議定書の締結に向けた国内措置の具体的検討を行う。 ・生物多様性民間参画ガイドラインの普及状況を含めた事業者の取組状況の調査を行うとともに、生物多様性に関する国際的議論・取組等に関する情報を収集する。 ・国内の自然保護地域や自然環境保全施策により保全される生物多様性が有する経済的価値を行う。 <達成手段の目標> ・名古屋議定書に対応する国内措置案を策定する。 ・「経済社会における生物多様性の主流化」に関する情報の集約及び発信を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国内措置案を策定することで名古屋議定書を締結し、早期発効に貢献する。 ・経済社会における生物多様性の主流化に関する情報を一元的に扱うホームページを作成・公開することにより、民間部門における自発的な生物多様性の取組が推進され、自然環境の保全に寄与する。 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及広報等を推進することで、生物多様性の主流化に貢献する。</p> |
| <p>(12) アジア太平洋地域生物多様性保全推進費(昭和57年度)</p> | <p>134 百万円 (114 百万円)</p> | <p>104 百万円 (100 百万円)</p> | <p>66 百万円</p> | - | <p><達成手段の概要> ・アジア・オセアニア地域において国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の活動を主導し、サンゴ礁保護区ネットワークの実現を目指す。 ・アジアの重要湿地において登録湿地数が増加するよう普及啓発活動等を実施する。 <達成手段の目標> ・カンボジアにおいて第7回ICRI東アジア地域会合を開催し、地域の意見をまとめ、ICRI総会にも出席する。 ・ラムサールCOP11までに当該業務によるアジアにおけるラムサール登録湿地を増やす。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全」に寄与する。</p> |
| <p>(13) 生物多様性保全活動支援事業(環境省23-20)(平成20年度)</p> | <p>239 百万円 (217 百万円)</p> | <p>245 百万円 (184 百万円)</p> | <p>211 百万円</p> | - | <p><達成手段の概要> 地方公共団体が生物多様性地域戦略の案を作成するために必要となる経費について支援する。 <達成手段の目標> 地方公共団体における新たな生物多様性地域戦略の案の作成数を6とする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 採択事業のうち、都道府県が実施する生物多様性地域戦略の案を作成する事業は、測定指標2. の達成に直接的に寄与する。</p> |

(環境省23-22)

| 施策名 | 目標5-2自然環境の保全・再生 | | | | 担当部局名 | 自然環境計画課 国立公園課 | 作成責任者名 | 塚本 瑞天 桂川 裕樹 | | |
|----------------------------------|---|--------|------|--------|-------------|--|----------------|----------------|------|---|
| 施策の概要 | 原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 生物多様性国家戦略2010 自然再生推進法 自然公園法 国立・国定公園の総点検事業 生物多様性地域連携促進法 | 政策評価実施 予定時期 | 平成25年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 自然再生協議会の数 | 21ヶ所 | 平成21年度 | 29ヶ所 | 平成24年度 | 29ヶ所 | - | - | - | - | 自然再生協議会の数は、多様な主体の参画による自然再生事業の枠組みであり、自然再生の実施状況を端的に示す指標となるため。根拠:生物多様性保全戦略2010において、「平成24年度までに自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに8ヶ所増やすことを目指す」と定めている。 |
| 2 自然再生事業実施計画策定数 | 21ヶ所 | 平成21年度 | 29ヶ所 | 平成24年度 | 29ヶ所 | - | - | - | - | 自然再生事業の実施計画策定数は、自然再生事業を実施することによる、地域の特性に応じた自然環境や生態系の保全・維持管理状況を示す指標となるため。 |
| 3 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率 | - | - | 100% | - | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 国立・国定公園の保護管理を適正に行うため、公園区域及び公園計画について点検等の見直しを必要に応じて行っている。見直しを行う場合は、あらかじめ基本方針とスケジュールを含む見直しの計画を立てて行うこととしており、当該計画の着実な実施が目標の達成に最も寄与すると考えられる。 このため、当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等の見直し計画のうち、計画のとおり実現ができたものの数が100%となることを指標とする。 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|----------------------------|--------------------------|---------------------|------------|---|---|----|----|----|---|
| 4 | 地域連携保全活動協議会設置数 | 0 | 平成23年度 | 2 | 平成25年度 | 0 | 2 | 10 | 12 | 14 | 地域連携保全活動協議会の設置数は、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性の保全のための活動の進捗状況を示す指標となるため。 |
| 達成手段 (開始年度) | | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) | 生物多様性保全活動支援事業(H20年度)(23-19) | — (目標5-1(14)に記載) | — (目標5-1(14)に記載) | — (目標5-1(14)に記載) | 2 | <p><達成手段の概要> 生物多様性の保全上重要な地域における法定計画の作成、法定計画に基づく実証を支援。また、世界自然遺産地域における生物多様性の保全・再生に資する地域の活動を支援。</p> <p><達成手段の目標> 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本達成手段は、自然再生実施計画の作成支援に加え、ラムサール条約湿地、世界自然遺産地域、自然公園といった生物多様性の保全上重要な地域の保全・再生活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献。</p> | | | | | |
| (2) | 遺産地域等貴重な自然環境保全推進費(H21年度) | 108 百万円 (100 百万円) | 84 百万円 (81 百万円) | 92 百万円 | — | <p><達成手段の概要> 世界自然遺産の既登録地・新規登録地については、植生の変化、シカの食害、外来種の影響など長期的なモニタリングを実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理を一層充実させる。また、候補地については、世界遺産の新規登録に向けた必要な価値の整理や保全措置を講じる。</p> <p><達成手段の目標> 順応的な保全管理体制の構築(遺産地域等の適切な保全管理)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 最新の科学的知見に基づく保全管理体制の強化などにより、遺産地域等の保全管理の質を高めるとともに、生物多様性保全の先進地域としてのモデルを示し、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進を図ることができるため。</p> | | | | | |
| (3) | 自然再生活動推進費(H15年度) | 35 百万円 (33 百万円) | 26 百万円 (26 百万円) | 11 百万円 | 1、2 | <p><達成手段の概要> 自然再生協議会設立の意向を持つ団体と既存協議会との意見交換、地域における自然再生のための手法の試行、自然再生に関する情報収集・提供等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 自然再生協議会の設立に向けた事業の実施(新たな自然再生協議会の設立)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然再生協議会の設立に向けた課題解消を図るとともに、自然再生の具体的な取組に関する情報を広く提供することは、新たな協議会の設立に直接的に寄与。</p> | | | | | |
| (4) | 里地里山保全活用行動推進事業費(H23年度)(H22以前:SATOYAMAイニシアティブ推進事業費) | 91 百万円 (83 百万円) | 91 百万円 (90 百万円) | 24 百万円 | — | <p><達成手段の概要> 保全再生の取組を全国的に推進するため特徴的な取組事例の調査・分析と、その成果の発信。また、地域での自律的な保全再生を促進するため自然資源の管理・利活用方策や保全再生活動への多様な主体の参加手法について検討を実施。</p> <p><達成手段の目標> 保全活動の推進に資する効果的な情報発信と手法の構築に向けた検討の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 保全活動を進めるために有効な取組事例や技術方策等の発信により、地域の活動の継続・促進が図られるとともに、里地里山の自然資源の有効活用手法や多様な主体の参加を得るための社会システムを構築することにより、地域での自立的な里地里山の保全再生を図ることができるため。</p> | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|----------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------|---|--|
| (5) | 特定地域自然林保全整備事業費(H4年度) | 13 百万円 (12 百万円) | 11 百万円 (11 百万円) | 7 百万円 | — | <p><達成手段の概要> 世界自然遺産地域等において、モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 遺産地域等の基幹的施設の整備・更新(遺産地域等の適切な保全管理)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行うことにより、世界自然遺産地域等の適切な保全管理を実施することができ、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進を図ることができるため。</p> |
| (6) | 原始的な自然環境の危機対策事業(H22年度) | 10 百万円 (10 百万円) | 13 百万円 (15 百万円) | 7 百万円 | — | <p><達成手段の概要> 自然環境保全地域等について、危機状況を把握するための調査を実施する。また、調査結果を分析・評価した上で、必要な対策を検討・実施する。</p> <p><達成手段の目標> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等の実施(自然環境保全地域等の適切な保全管理)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施することにより、当該地域の適切な保全管理を実施することができ、これにより自然資源の保全、生物多様性の保全の一層の促進を図ることができるため。</p> |
| (7) | 国立・国定公園総点検事業費(H19年度) | 36 百万円 (35 百万円) | 33 百万円 (34 百万円) | 32 百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 国立公園の新規指定又は大規模拡張の候補地とされた地域について、公園計画の変更等に用いる資料を作成する。また、自然資源や公園利用に関するデータを収集する。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園の再配置の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の新規指定又は大規模拡張の候補地における自然環境や公園利用に関するデータを収集することで、関係者の理解のもとで調整が進み、点検等の見直しが円滑に進む。</p> |
| (8) | 海域の国立・国定公園保全管理強化事業費(H20年度) | 95 百万円 (91 百万円) | 96 百万円 (93 百万円) | 81 百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 現地調査、文献調査等により海域公園地区の新規指定候補地を抽出する。</p> <p><達成手段の目標> 海域公園地区の新規指定の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の海域について、特に干潟、藻場、サンゴ、岩礁域、沖合等に着目し、自然資源や公園利用に関するデータを収集することで、関係者の理解のもとで調整が進み、海域公園地区の新規指定等を内容とする点検等の見直しが円滑に進む。</p> |
| (9) | 地域連携保全活動推進費(H24年度) | — | — | 14 百万円 | 4 | <p><達成手段の概要> 生物多様性保全のための活動を実施するための体制整備が不十分な地域等において、地域の特性に応じた活動を行うための情報充実や理解向上を図り、地域における地域連携保全活動協議会の設置に向けての気運醸成・支援を図る。また、地域連携保全活動の促進に資する情報を提供するホームページを作成する。</p> <p><達成手段の目標> 地域連携保全活動協議会の設立に向けた事業の実施(新たな地域連携保全活動協議会の設立)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本達成手段を実施することにより、地域の多様な主体の連携が促進され、地域連携保全活動協議会の設置が進むとともに、協議会が策定する地域連携保全活動計画に基づいた事業の実施により、過去に失われた自然の再生をはじめ、地域の特性に応じた生物多様性の保全・維持管理に貢献する。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-23)

| | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------|----------------------------|-------------|--|-----------------------|-------------|----------------|-------------|--|--|
| 施策名 | 目標5-3野生生物の保護管理 | | | | 担当部局名 | 野生生物課 | 作成責任者名 | 亀澤 玲治 | | | |
| 施策の概要 | 希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。 | | | | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 種の保存法 鳥獣保護法 外来生物法 | | | 政策評価実施 予定時期 | 平成25年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| 1 希少野生動植物の現状把握と保護増殖の進捗状況 | - | - | レッドリストの継続的見直し | - | 第4次レッドリストの公表 | レッドデータブックの作成 | レッドリストの改訂作業 | レッドリストの改訂作業 | レッドリストの改訂作業 | 希少野生動植物の保全を効果的に推進するためには、レッドリストの改訂等による定期的な現状把握を行い、その結果をもとに必要に応じ、種の保存法に基づく種の指定や見直し等を行う必要があるため。 | |
| 2 特定外来生物の国内における定着防止や防除の進捗状況(特定外来生物の防除事業の実施箇所数) | 9カ所 | 平成18年度 | 特定外来生物の防除事業の実施 | - | 20カ所 | 20カ所 | 20カ所 | 20カ所 | 20カ所 | 既に野外に定着し、影響を及ぼしている特定外来生物について、生態系等への影響を防止するため、防除の取組状況を指標とするもの。 | |
| 3 野生鳥獣の保護管理の進捗状況 | - | - | 鳥獣保護法制度の継続的見直し | - | 法の施行状況の点検 | 点検結果を踏まえた見直しの検討 | - | - | - | 野生鳥獣の安定的・長期的な存続や生態系への被害防止のためには、自然的・社会的な状況に応じた鳥獣保護制度の継続的な見直しを行い、鳥獣の適切な保護管理を効果的に推進する必要があるため。 | |
| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | | |
| (1) 希少種保護推進費 (平成5年度) | 468百万円 (461百万円) | 453百万円 (437百万円) | 200百万円 | 1 | <達成手段の概要> レッドリストの見直し、保護増殖事業の実施等の絶滅危惧種の保全に関する事業 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 希少野生動植物の生息状況等の現状把握、保護増殖事業の実施等により巢の保存に寄与。 | | | | | | |
| (2) トキ生息環境保護推進協力費 (平成13年度) | 22百万円 (23百万円) | 20百万円 (20百万円) | 16百万円 | - | <達成手段の概要> 日中のトキ保護協力に関する事業 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中国におけるトキの生息状況等の現状把握等により、日本のトキ野生復帰の取組等に寄与。 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------|---|--|
| (3) | 野生生物保護センター等維持費 (平成4年度) | 121百万円 (116百万円) | 121百万円 (118百万円) | 125百万円 | - | <p><達成手段の概要> 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター、世界遺産センター等維持管理</p> <p><達成手段の目標> 施設の適切な維持・運営</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅危惧種の調査や野生復帰、利用者への普及啓発により種の保存等に寄与。</p> |
| (4) | 野生生物専門家活用事業 (平成19年度) | 30百万円 (37百万円) | 30百万円 (33百万円) | 30百万円 | - | <p><達成手段の概要> 希少野生動植物の生息状況調査等を実施するための野生生物専門家を雇用</p> <p><達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 専門家が実施する絶滅危惧種の生息状況調査等により種の保存に寄与。</p> |
| (5) | 野生生物との共生推進費 (平成23年度) | 12百万円 (5百万円) | 15百万円 (13百万円) | 9百万円 | - | <p><達成手段の概要> ジュゴンの生息状況等の把握及び保護し共生する社会づくりの検討</p> <p><達成手段の目標> ジュゴンの生息海域周辺での共生施策の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅のおそれのあるジュゴンの生息する地域社会との共生を図り、その保全に寄与。</p> |
| (6) | 野生動植物資源管理・利用ネットワーク事業 (平成22年度) | 160百万円 (136百万円) | 126百万円 (126百万円) | 30百万円 | - | <p><達成手段の概要> 希少野生動植物資源及び情報を管理・利用するための情報収集及びネットワークの構築</p> <p><達成手段の目標> 希少野生動植物資源に係る情報収集の推進とネットワーク構想の構築</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 希少野生動植物資源及び情報を効率的に管理・利用することにより種の保存に寄与。</p> |
| (7) | 野生生物保護管理施設等整備費 (平成20年度) | 230百万円 (224百万円) | 354百万円 (343百万円) | 230百万円 | - | <p><達成手段の概要> 希少野生動植物の保護増殖の推進、水鳥の観察等を通じた自然環境学習の推進等を図るための施設整備</p> <p><達成手段の目標> ツシマヤマネコ順化施設の測量設計、及び国指定鳥獣保護区における自然環境学習拠点の整備に向けた調査・設計</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅のおそれの最も高い種の1つであるツシマヤマネコの順化施設の整備による種の保存に寄与。また、「国指定瀧沸湖鳥獣保護区」において、自然環境学習等の場としての拠点施設を整備することにより、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与</p> |
| (8) | ワシントン条約対策費 (昭和61年度) | 9百万円 (10百万円) | 9百万円 (10百万円) | 8百万円 | - | <p><達成手段の概要> ワシントン条約の科学当局としての任務(①野生動植物の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること、②標本の同定等、条約の適正な実施に必要な科学的知見の集積・提供等を行うこと)を遂行するため、条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データの整備等の業務を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データの把握。</p> <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容> ワシントン条約締約国としての責任を遂行し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることに寄与する。</p> |

| | | | | | |
|--|--------------------|--------------------|--------|---|---|
| (9) 外来生物法及び外来生物対策費 (平成16年度) | 85百万円 (67百万円) | 59百万円 (45百万円) | 50百万円 | 2 | <p><達成手段の概要> ①特定外来生物等の選定作業、②外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態等の調査(水際における定点モニタリング調査等を含む)、③「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用等。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 達成手段の概要の①～③の通常業務を継続する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 特定外来生物等への選定は、外来生物法に基づく規制対象の追加に資する。外来生物全般に係る調査は、海外から我が国に侵略的な外来生物が導入されること等を阻止し、また今後の防除等の対策のための基礎的情報を提供する。「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用は、外来生物法に基づき規制されている特定外来生物の飼養等の規制を担保するために必要なシステムの維持に貢献する。</p> |
| (10) 外来生物法及び外来生物対策管理事業地方事務費 (平成18年度) | 41百万円 (37百万円) | 40百万円 (27百万円) | 23百万円 | 2 | <p><達成手段の概要> ①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇用する。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発事業を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> ①及び②の業務を継続し、外来生物法の実効性を確保する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 外来生物法関連の諸業務を実施するために必要な派遣職員の雇用により、同法に基づく特定外来生物の飼養等の規制を担保する。また、任意放棄された特定外来生物の引取等により、特定外来生物の野外における拡散や被害を防ぐ。</p> |
| (11) 特定外来生物防除等推進事業費 (平成18年度) | 349百万円 (334百万円) | 372百万円 (366百万円) | 325百万円 | 2 | <p><達成手段の概要> 特定外来生物について、外来生物法第11条に基づく防除を実施するもの。①希少種の生息地域や国立公園など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域において特定外来生物の防除を行い生態系等への被害を防止するとともに、②全国的に分布し被害を発生させている特定外来生物について、各地域の行政機関、民間団体及び地域住民が連携して防除を行えるよう、防除モデル事業により防除技術や実施体制について検討を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> ①及び②の業務を継続することにより、特定外来生物の防除の取組を推進し、特定外来生物による被害を軽減することで、外来生物法の実効性を確保する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①希少種の生息地域や国立公園など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域における特定外来生物の防除を自ら実施し、生息数を削減することで生態系等への被害を防止する。 ②防除モデル事業により特定外来生物の防除を自ら実施し、生態系等への被害を防止するとともに、その成果をマニュアル化して周知することで、地域における防除の推進に資する。</p> |
| (12) 遺伝子組換え生物対策事業費 (平成14年度) | 34百万円 (22百万円) | 29百万円 (25百万円) | 23百万円 | — | <p><達成手段の概要> 遺伝子組換え生物の使用承認にあたっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催、立入検査の実施、遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討、野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視、ホームページ(J-BCH)による国民への情報提供等を実施。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 国内における遺伝子組換え生物の使用等の規制 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、わが国の生物多様性の確保に寄与する。</p> |
| (13) 鳥獣保護基盤整備費 (平成10年度、一部平成19年度、21年度) | 109百万円 (101百万円) | 52百万円 (76百万円) | 38百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 科学的で計画的な鳥獣保護管理の推進の基礎となる情報収集等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 情報収集等による鳥獣保護管理の基盤整備。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 鳥獣保護管理の基盤を整備することにより、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p> |

| | | | | | |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------|--------|---|--|
| (14) 鳥獣保護管理対策費 (平成12年度、一部平成16年度) | 76百万円 (68百万円) | 110百万円 (68百万円) | 0 | 3 | <p><達成手段の概要> 特定鳥獣や広域的に分布する鳥獣の保護管理の適切な推進を図るため、特定計画策定のためのガイドライン検討や、広域管理の検討、その他各種調査等を実施。</p> <p>24年度以降は(15)に統合</p> <p><達成手段の目標> 特定鳥獣や広域的に分布する鳥獣の保護管理の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 特定鳥獣や広域に分布する鳥獣の保護管理を推進することにより、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p> |
| (15) 鳥獣保護管理強化事業費 (平成24年度) | 0 | 0 | 285百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 鳥獣保護管理を担う人材の確保・育成に係る人材登録事業や技術者研修、地域ぐるみの捕獲を推進するモデル事業、特定鳥獣や広域的に分布する鳥獣の保護管理の適切な推進を図るための特定計画策定に係るガイドライン検討や、広域管理の検討その他各種調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成、地域ぐるみでの捕獲の推進、特定鳥獣や広域的に分布する鳥獣の保護管理の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 鳥獣保護管理の担い手の確保・育成、地域ぐるみでの捕獲、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護管理の強化に寄与する。</p> |
| (16) 野生鳥獣感染症対策事業費 (平成17年度) | 80百万円 (160百万円) | 98百万円 (115百万円) | 76百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング、各種調査等の実施による危機管理体制の整備。</p> <p><達成手段の目標> 通常時のサーベイランス等を適切に実施し、発生時に備える。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生鳥獣の感染症対策を実施することにより、国民の安全・安心な生活の確保とともに、野生鳥獣の保護管理の適正に推進に寄与する。</p> |
| (17) 国指定鳥獣保護区対策費 (昭和46年度、一部平成21年度) | 58百万円 (57百万円) | 48百万円 (58百万円) | 27百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進すること等により、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-24)

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------------|------------------------|-------------|---|-----------------------|--------|------------|---------|--|
| 施策名 | 目標5-4動物の愛護及び管理 | | | | 担当部局名 | 動物愛護管理室 | 作成責任者名 | 西山 理行 | | |
| 施策の概要 | 自治体、動物取扱業者による飼い主等への適切な指導、適正な飼養管理に関する普及啓発、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号) | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | |
| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 自治体における犬及び猫の引取り数の半減 | 418千頭 | 平成16年度 | 209千頭 | 平成29年度 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 国が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成29年度までに図られるよう努めるものとされているため。 |
| 2 犬及び猫の殺処分率の減少 | 94% | 平成16年度 | 減少傾向維持 | 平成29年度 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 国が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成29年度までに図られるよう努めるものとされているため。 |
| 3 犬及び猫の所有明示の実施率の倍増 | 犬33% 猫18% | 平成15年度 | 犬66% 猫36% | 平成29年度 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 減少傾向維持 | 国が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成29年度までに図られるよう努めるものとされているため。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 調査連絡事務費 (平成13年度※総理府からの移管前においては昭和49年度から) | 8 百万円 (4 百万円) | 4 百万円 (4 百万円) | 8 百万円 | 2 | <達成手段の概要> 自治体等の連絡会議の開催、動物愛護管理行政関係資料の作成、動物再飼養支援データベースの運用等 <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自治体に収容された犬猫を、1頭でも多く元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する機会をつくることで、殺処分率の減少に寄与する。 | | | | | |
| (2) 動物適正飼養推進・基盤強化事業 (平成13年度※総理府からの移管前においては昭和52年度から) | 59 百万円 (81 百万円) | 56 百万円 (86 百万円) | 46 百万円 | 1,2,3 | <達成手段の概要> 普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施 <達成手段の目標> 動物愛護管理施策の総合的な推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な達成と更なる効果的な施策の展開につなげる。 | | | | | |

| | | | | | |
|--|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|----------|---|
| <p>(3) 動物収容・譲渡対策施設整備費補助 (平成21年度)</p> | <p>100 百万円 (78 百万円)</p> | <p>50 百万円 (9 百万円)</p> | <p>35 百万円</p> | <p>2</p> | <p><達成手段の概要> 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の保管及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助するもの <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分数の減少に寄与する。</p> |
| <p>(4) 飼養動物の安全健康保持推進事業 (平成20年度)</p> | <p>27 百万円 (12 百万円)</p> | <p>19 百万円 (4 百万円)</p> | <p>4 百万円</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> 飼養動物の適切な給餌にかかる普及啓発、ペットフードの安全性等に関する情報の収集及び分析等 <達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。</p> |
| <p>(5) 動物愛護管理推進事業 (平成18年度)</p> | <p>17 百万円 (12 百万円)</p> | <p>10 百万円 (7 百万円)</p> | <p>8 百万円</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> 逸走した危険動物への対応、飼養動物の適切な給餌にかかる情報の収集及び発信等 <達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|------------------------|----------------|-------------|---|---------------------------|------|---|---------------|--|--|
| 施策名 | 目標5-5自然とのふれあいの推進 | | | | 担当部局名 | 自然ふれあい推進室 自然環境整備担当参事官室 | | 作成責任者名 | 堀上 勝 大庭 一夫 | | |
| 施策の概要 | 豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。 | | | | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 自然公園法 エコツーリズム推進法 エコツーリズム推進基本方針 温泉法 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| 1 自然とのふれあいの場である自然公園等の利用者の推移 | - | - | - | - | - | - | - | 自然とのふれあいの場を提供する施策は、自然環境の保全や再生等も目的としており、客観的な指標で成果を表すことが適当でないため目標値は設定できないが、関係するデータとして公園利用者数を設定したもの。 | | | |
| 2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数 | 0 | 平成20年度 | 3 | 平成24年度 | 3 | 4 | 5 | 5 | 5 | 全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。 | |
| 3 温泉利用の宿泊施設利用人数の推移 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 施策の必要性や適正利用を図る参考として選定したものであるが、当該施策は温泉法の適正な施行を図るための各種調査・検討を行うものであり、温泉法の目的である温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用は、利用人数の多寡のみで成果を現すことは適当でなく目標値は設定できない。 | |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | | |
| (1) 自然公園等事業費(平成6年度) | 12,652百万円 (11,781百万円) | 9,587百万円 (9,146百万円) | 7,199百万円 | - | <達成手段の概要> 国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業(登山道、避難小屋、木道、植生復元施設、山岳トイレ等の整備)並びに国民公園等の施設整備を実施し、維持管理を行うもの。 <達成手段の目標> 国立公園等における優れた自然風景地等の保護と、利用の増進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然公園等事業を通じて、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、利用者が自然への理解を深めることで持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。 | | | | | | |
| (2) 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業(平成23年度) | - | 645百万円(473百万円) | 735百万円 | - | <達成手段の概要> 自然資源の保全・活用に意欲的に取り組む地域における「人材育成プログラム」や国立公園における活動拠点整備などを実施することで、地域の雇用を創出・確保し、国内外の観光客を呼び込むもの。 <達成手段の目標> 地域住民が地域の自然資源の価値を再認識するとともに、元気な地域の再生とさらなる活性化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「人材育成プログラム」と「活動拠点整備」などを通じて、自然公園の利用と保護を図るとともに、公園利用者が自然への理解を深めることで持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|-------------------------------|------------------|----------------------------|-------|---|---|
| (3) | 自然生きものふれあい推進等事業(平成10年度) | 63百万円 (63百万円) | 76百万円 (70百万円) | 20百万円 | — | <p><達成手段の概要> 自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取組への意欲の増進、適正利用の促進等を図る。</p> <p><達成手段の目標> スタッフ参加者数(100万人)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然とのふれあいの機会及び情報提供等は直接的に自然とのふれあいの場を提供することに寄与する。</p> |
| (4) | エコツーリズム総合推進事業費 | 117百万円(89百万円) | 9百万円 (8百万円) ※22年度の繰越 | 30百万円 | — | <p><達成手段の概要> エコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定、周知、技術的助言、情報収集、広報活動等を他の所管省庁と連携して実施する。</p> <p><達成手段の目標> エコツーリズム推進法の基本理念に則り、エコツーリズムの推進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エコツーリズムの推進を図ることで、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。</p> |
| (5) | 自然公園指導員・パークボランティア研修事業(平成19年度) | 3百万円 (2百万円) | 3百万円 (1百万円) | 2百万円 | — | <p><達成手段の概要> 公園利用者に対し、自然解説を行うとともに、公園の適正な利用について普及啓発するための体制整備を図る。</p> <p><達成手段の目標> 研修を通じて、自然公園指導員及びパークボランティアの自然解説技術等の向上を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然公園指導員及びパークボランティアの活動を通じ、公園利用者に対し、自然環境保全の重要性について普及啓発するとともに、公園の適正な利用の推進に寄与する。</p> |
| (6) | 温泉の保護及び安全・適正利用推進事業(平成18年度) | 25百万円 (24百万円) | 24百万円 (9百万円) | 21百万円 | — | <p><達成手段の概要> 温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用等、温泉法の適正な施行を図るための各種調査・検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 温泉法に基づき都道府県等が行う許可の判断基準等に関連する事項を策定し、技術的助言等を実施。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用を推進するとともに、自然公園等を含めた自然への理解を深めることで持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-26)

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|---------------|----------------|--------|--|---|------|------------|----------------------|---|
| 施策名 | 目標5-6東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興) | | | | 担当部局名 | 国立公園課 自然環境整備担当参事官室 動物愛護管理室 | | 作成責任者名 | 桂川裕樹 大庭一夫 西山理行 | |
| 施策の概要 | 被災した陸中海岸国立公園等の復旧、地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成に取り組むほか、被災ペット保護活動を支援する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海つながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。 福島第一原子力発電所の半径20km圏内(警戒区域内)に取り残されているペット(犬及び猫)の保護活動を実施し、保護したペットをシェルターにおいて適正に飼養管理を行いながら、飼い主への返還・譲渡を促進する。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 東日本大震災からの復興の基本方針 生物多様性国家戦略2010 自然公園法 動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号) | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 三陸復興国立公園の指定、公園計画の策定 | - | - | - | - | 公園の指定・公園計画の策定 | 公園の指定・公園計画の策定 | - | - | - | 三陸復興国立公園の公園計画を策定し、段階的に指定を行うとともに、長距離自然歩道の設定、エコツアーの推進、自然環境の保全・再生等を行うことを通じ、地域を復興するとともに自然と共生する社会を実現することを目標とする。ただし、地域の復興と自然共生社会の実現は定量的に目標を設定することは困難であることから、現時点では公園の指定及び公園計画の策定数を測定指標とする。 |
| 2 陸中海岸国立公園内の主な集中復旧区域数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 安全かつ適切な公園利用の推進や自然環境の保全のために、陸中海岸国立公園の公園利用施設の復旧等を目標とする。ただし、自治体ごとの復興計画等と調整しつつ、復旧事業に着手した段階にあるため、現時点での定量的な目標値は設定できないことから、陸中海岸国立公園内の主な集中復旧区域数を参考指標とする。 |
| 3 警戒区域における被災ペットの保護数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 警戒区域内における被災ペットの保護活動を行い、保護したペットを飼い主に返還するとともに、長期間の放浪でペットが野生化したり繁殖により増加することで、将来帰還する住民の生活環境が悪化することを防ぐことを目標とする。ただし、被災ペットの生息数を把握することは困難であることから、定量的な目標は設定できないが、警戒区域における被災ペットの保護数を参考指標とする。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 三陸復興国立公園再編成等推進事業費 | - | 100百万円(64百万円) | 200百万円 | - | <達成手段の概要> 自然環境変化状況の把握のための基礎調査、自然公園の再編成(三陸復興国立公園創設)のための公園計画の策定、長距離自然歩道の路線計画、エコツアー等の公園利用プログラムの作成等の具体的な取り組みを実施する。 <達成手段の目標> 三陸復興国立公園指定に係る中央環境審議会への諮問 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然公園の再編成のための公園計画の策定 | | | | | |

| | | | | | |
|--------------------------|---|------------------|----------|---|---|
| (2) 陸中海岸国立公園復旧等事業 | - | 87百万円 (84百万円) | 1,100百万円 | - | <p><達成手段の概要> 安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、陸中海岸国立公園の利用拠点において、地震・津波によって被災した公園利用施設の復旧・再整備を行う。また、裏磐梯朝日国立公園など、同じく被災した公園利用施設のうち軽度なものについては、修繕等による復旧を行う。</p> <p><達成手段の目標> 陸中海岸国立公園等における優れた自然風景地の保護と、利用の回復・増進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、国立公園事業施設の復旧を図るとともに、安全・安心で持続可能な利用を促進することで、「自然と共生する社会」の実現に寄与する。</p> |
| (3) 警戒区域内における被災ペット保護活動事業 | - | - | 100百万円 | - | <p><達成手段の概要> 警戒区域内からの被災ペットの保護収容を行うとともに、保護したペットを収容するシェルターを新たに設置し、専門スタッフによる適正な飼育管理を実施しながら、飼い主への返還や譲渡を行う。また、新たな飼い主への譲渡を促進するために、ペットの不妊去勢措置やマイクロチップの装着、内部被ばくに関する調査を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 警戒区域内に取り残された被災ペットの保護及び飼い主への返還・譲渡の促進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 飼い主からの依頼に基づき大規模かつ集中的な保護活動を実施し、保護したペットをシェルター内で飼育管理することで、一頭でも多くの被災ペットを飼い主等の元へ戻すことに寄与する。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-27)

| | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|----------------|--------|--|--|---------|---------|----------------|---|
| 施策名 | 目標6-1環境リスクの評価 | | | | 担当部局名 | 環境安全課 環境リスク評価室 | | 作成責任者名 | 早水 輝好 戸田 英作 | |
| 施策の概要 | 化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価 | | | | 政策体系上の位置付け | 6. 化学物質対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> 化学物質の環境実態調査を実施し、基礎資料として施策の策定に活用。化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健全な環境の実現を図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 化学物質環境実態調査推進検討会。化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会。中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会。子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画。 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 化学物質環境実態調査分析調査 | - | - | - | - | 115 | - | - | - | - | 化学物質環境実態調査推進検討会において、化学物質対策に係る関係各課室からの要望物質に基づき化学物質環境実態調査を行う物質数・媒体数については、毎年度選定することとされたため。なお、調査物質等は毎年度省内関係各課室から要望を聴取し決定しているため、25年度以降は未定。 |
| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 2 化学物質の内分泌かく乱作用に関する試験方法及び評価方法の確立、並びに評価の実施 | | | | | | | | | | 当事業において、これまでに開発した試験法をOECDでテストガイドライン化し、平成22年からは、EXTEND2010に沿って、化学物質の選定、個別の物質の試験を実施しており、今後はこの試験結果等を踏まえ、各物質の評価を進めることとしている。そのための情報収集及び調査研究について、目標を数値化して設定し、あるいは事後評価が可能な定性的目標を設定し、評価することは現時点で困難。 |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 3 環境リスク等初期評価実施物質数 | 57 | H16年度 | 20 | H23年度 | 未定 | - | - | - | - | 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において、環境リスク等初期評価実施物質数を毎年度更新することとされているため。 |
| 4 子どもの健康と環境に関する全国調査の参加者(親子)数(累積) | - | - | - | - | 74,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画に基づき、10万組の親子を対象とし、リクルート3年間、追跡調査13年間にわたる大規模疫学調査を実施する。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| 化学物質環境実態調査費(関連:24-41)(昭和49年度) | 409(308) | 383 | 272 | 1 | <達成手段の概要> 一般環境中の化学物質による汚染状況を具体的に把握するため、化学物質対策関連部署の要望に基づき毎年異なる物質を選定し、調査に必要な分析法の開発、及び地方公共団体への試料採取などの委託により、全国規模での環境調査を実施するとともに、環境残留性が高く環境残留実態の推移の監視が必要な物質については経年的な調査を実施する。 <達成手段の目標(24年度)> 115物質数、媒体数の分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般環境中の化学物質による汚染状況を具体的に把握する。 | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|--|--------------|--------------|-------|---|---|
| (2) | 化学物質審査規制法の優先評価化学物質に係る環境調査事業(関連24-41) (平成24年度) | - | - | 45 | - | <p><達成手段の概要> 改正化審法の下で優先評価物質として指定された物質について、高感度の分析法を用いて、水質、底質、生物及び大気等の環境媒体ごとに調査を行い、リスク評価を進める上で必要とされるばく露情報を的確かつ円滑に提供する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 16物質数・媒体数の分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法による速やかな規制措置の実施等に貢献する。</p> |
| (3) | 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業(関連:24-41) (平成19年度) | 255 (246) | 345 | 234 | 2 | <p><達成手段の概要> 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 必要な調査研究や試験法の開発等の進展 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。</p> |
| (4) | 微量化学物質健康影響評価等調査費 (平成8年度) | 16 (24) | 16 | 11 | - | <p><達成手段の概要> 微量な化学物質と健康影響等との関連性についての知見の収集・分析を行うとともに、個体間の遺伝学的な差異にも着目しながら化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 遺伝学的な個体差や症状等に注目して、微量な化学物質による健康影響について評価検討を行う <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズムの解明</p> |
| (5) | 化学物質の複合影響に関する調査事業 (平成8年度) | 5 (0) | 5 | 18 | - | <p><達成手段の概要> 化学物質の複合影響について、国際的取組状況を含めた情報の収集及び調査研究等を実施し、行政的対応の必要性について検討を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 化学物質の複合影響についての科学的な評価手法の開発 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。</p> |
| (6) | 化学物質の環境リスク初期評価推進事業 (平成9年度) | 149 (116) | 119 (114) | 80 | 3 | <p><達成手段の概要> 環境リスク初期評価を実施する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において、環境リスク等初期評価実施物質数を毎年度更新することとされているため未定。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に環境リスク初期評価を実施する。</p> |
| (7) | 子どもの健康と環境に関する全国調査 (平成14年度) | 729 (444) | 96 (93) | 1,607 | 4 | <p><達成手段の概要> 全国で10万組の参加者(親子)を募集・登録し、追跡調査を実施する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 74,000組の参加者(親子)の登録 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> より精緻で大規模な疫学調査を実施する。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-28)

| 施策名 | 目標6-2環境リスクの管理 | | | | 担当部局名 | 環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室 | | 作成責任者名 | 早水 輝好 戸田 英作 瀬川 恵子 | |
|---------------------------------------|--|------|------|-------------|--|------------------------------|------|------------|-------------------------|--|
| 施策の概要 | 化学物質審査規制法(以下、化審法という)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下、化管法という)に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。 | | | | 政策体系上の位置付け | 6. 化学物質対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 化学物質について化審法に基づき、リスク評価を実施し、我が国の化学物質管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 化学物質ファクトシートの作成・更新数(累計) | - | - | - | - | 20 | - | - | - | - | 化学物質に関する情報は専門的で理解が難しいことから、化管法第17条第4項に基づき、PRTR対象物質について、専門家以外でもわかりやすい情報に整理した化学物質ファクトシートを作成または更新し、情報提供を行う。 |
| 2 化学物質アドバイザーの派遣数 | - | - | - | - | 36 | - | - | - | - | 化管法第17条第4項及び第5項に基づき、PRTRデータ等について国民の理解を深めるとともに、そのための人材の育成を図る。 |
| 測定指標 | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 3 PRTR対象物質の環境への総排出量(継続物質:トン) | | | | | | | | | | 化管法のPRTR制度により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進を通じて、環境の保全上の支障を未然に防止するため。 |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 4 ダイオキシン類の耐容1日摂取量(推計)(pg/kg/day) | | | 4以下 | | 4以下 | 4以下 | 4以下 | 4以下 | 4以下 | 「ダイオキシン類対策特別措置法」において、「国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量は、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下で政令で定める値とする」とされている。 |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 5 (スクリーニング評価実施物質数/スクリーニング評価対象物質数)×100 | - | - | 100% | - | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 平成23年4月に改正法が全面施行した化審法において、製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、スクリーニング評価をして優先評価化学物質を指定をした上で、段階的に情報収集を求め、国がリスク評価を行う効果的、効率的な体系を導入することとなっているため。 |

| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 |
|---|----------------------|--------------|----------------------------|------------|--|
| | 22年度 | 23年度 | | | |
| (1) PRTR制度運用・データ活用事業 (平成11年度) | 168 (125) | 123 | 94 | 1、3 | <p><達成手段の概要> 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 化学物質ファクトシート追加物質数20</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用することにより、関係者の自主的な取組を促進し、PRTR対象化学物質の環境中への排出量を削減するために寄与する。</p> |
| (2) 地域での化学物質の環境リスク低減支援(関連24-41) (平成23年度) | - | 16 | 7 | 2 | <p><達成手段の概要> 地域における環境リスク削減をより効果的に進めるために、PRTRデータや各種統計情報を利用した地域の環境リスクに関する情報を地域ごとに示すツール(リスク解析支援ツール)の開発を行うとともに、化学物質アドバイザーによるリスクコミュニケーションを通じて各地域ごとの対策の検討・対策の実施を支援する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 化学物質アドバイザー派遣数36回以上、リスク解析支援ツールの詳細設計の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域住民のリスクコミュニケーションを促進する。</p> |
| (3) ダイオキシン類の耐容1日摂取量調査 (平成10年度) | 22 (10) | 116 (116) | 43 | 4 | <p><達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 耐容1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。</p> |
| (4) 化学物質審査等事務 (平成24年度) | 9 (8) | 16 (15) | 14 | 5 | <p><達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。</p> |

| 施策名 | 目標6-3国際協調による取組 | | | | 担当部局名 | 環境安全課 | | 作成責任者名 | 早水 輝好 | |
|------------|--|----------|----------------|-------------|--|--|---|------------|---------|--|
| 施策の概要 | POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、現在制定に向けて国際交渉中の水銀条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 6. 化学物質対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)等の化学物質関係の各条約 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| 1 | GHSに基づく環境有害性分類を新規に実施した分類物質数 | - | - | - | 190 | - | - | - | - | 既分類物質数の増加が、化学物質の環境に対する有害性に情報の充実につながるため。目標値は、平成23年度執行額に対する平成24年度予算額の割合(93%)と平成23年度の分類物質数(204物質)を踏まえ設定したものの。 |
| 測定指標 | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | |
| 2 | 化学物質に関する国際的プロジェクト等への貢献、連携の進捗状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | 地球規模での有害物質による汚染の防止のために国際的な協調のもと取組を進めていく必要があるため。 |
| 3 | アジア太平洋地域における物質管理等の進捗状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | アジア太平洋地域において、我が国の技術、知見を活かした貢献を進めていく必要があるため。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) | 国際分担金等経費(平成10年度) | 27(25) | 24 | 19 | 2 | <達成手段の概要> POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を拠出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全プログラムに対し分担金の拠出を行う。 <達成手段の目標(24年度)> 適切な資金拠出の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> POPsによる環境リスクの削減及び化学物質の安全性に関する国際的な評価手法の開発等に資する。 | | | | |
| (2) | POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費(平成13年度) | 220(168) | 196 | 156 | - | <達成手段の概要> POPs条約における新たな条約対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、総合的な対応を行う。また、平成24年8月に改定した国内実施計画に基づき、環境中におけるPOPsの残留状況をより正確に把握していく。 <達成手段の目標(24年度)> 119地点で採取した試料について、POPs条約対象物質及び候補物質11物質群を分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際的な取組として、条約第16条の有効性評価に資するため、東アジア地域におけるPOPsモニタリング体制の構築に寄与していく。 | | | | |

| | | | | | | |
|-----|---|------------|----|----|-----|---|
| (3) | 水銀条約に関する交渉に向けた戦略の検討 (関連:24-41) (平成19年度) | 44 (56) | 23 | 41 | 2 | <p><達成手段の概要> 水銀条約の制定に向けて、条約交渉での我が国対処方針及び国内対応策について、戦略的に検討する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 条約交渉において、水俣病経験国として主張を適切にインプットし、国際的な水銀対策の推進に貢献する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国内外の水銀対策の推進に貢献する。</p> |
| (4) | 我が国における有害金属の高精度の環境監視(関連:24-41) (平成19年度) | 9 (25) | 14 | 11 | - | <p><達成手段の概要> 我が国における水銀等有害金属の大気中バックグラウンド濃度を測定することにより、我が国周辺地域からの水銀等有害金属の大気を介した流入による影響の把握を進める。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 環境中における水銀等のバックグラウンド濃度の監視</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 条約交渉での我が国対処方針の検討や将来の条約有効性評価のための基礎データとして活用する。</p> |
| (5) | アジア太平洋地域における将来濃度予測(関連:24-41) (平成19年度) | 16 (14) | 13 | 12 | 3 | <p><達成手段の概要> 東アジア地域等における水銀等有害金属の長距離移動特性のモデル予測を通じ、同地域等における水銀等有害金属の排出量推計を行うことにより、排出削減対策の効果を予測する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> モデル予測の精緻化</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 今後の国際交渉やアジア太平洋地域における適切な排出削減対策の検討に資する。</p> |
| (6) | 外交会議準備経費 (平成23年度) | 0 | 18 | 39 | 2 | <p><達成手段の概要> 平成25年後半に開催される外交会議の開催形態及び運営体制について必要な調査・分析等を実施し、具体的な計画を策定する。また、水銀条約の政府間交渉委員会の会期間会合を我が国で開催し、予想される論点について議論する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 外交会議の運営計画策定及び条約交渉の円滑化</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国内外の水銀対策の推進に貢献する。</p> |
| (7) | 水銀条約制定促進のための拠出金(関連:24-41) (平成23年度) | - | 45 | 41 | 2 | <p><達成手段の概要> UNEP事務局の予算的な制約のため、条約制定に向けた政府間交渉委員会の運営等に必要な諸作業に支障がでることが懸念されているところ、我が国として円滑な条約交渉の進行に貢献するため、UNEPIに対して資金拠出を行う。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 適切な資金拠出の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国内外の水銀対策の推進に貢献する。</p> |
| (8) | 化学物質国際動向対応業務(H23:SAICM国内実施計画に係る検討等調査業務) (平成21年度) | 26 (25) | 18 | 13 | 2,3 | <p><達成手段の概要> 各国でSAICMに基づき実施されている化学物質管理施策について調査を実施するとともに、我が国の取組状況を内外に示すためにSAICM国内実施計画を策定する。また、SAICMの意義やSAICM国内実施計画を周知するためのセミナーを開催する。さらに、OECDIにおいて定期的に開催される合同会合や個別のプログラムに参画し、我が国の取組や意向をOECDの活動内容に反映させる。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> SAICM国内実施計画の策定及び我が国の取組を周知するためのセミナーの開催</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国において実施されている化学物質管理施策を推進する。</p> |

| | | | | | | |
|------|---|------------|----|----|-----|---|
| (9) | ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業 (関連:24-41) (平成19年度) | 19 (18) | 23 | 16 | - | <p><達成手段の概要> OECD等において安全性に関する取組が進んでいるものの、未だ知見が十分ではないナノ材料について、環境中への放出による悪影響を未然防止するための管理技術の有効性評価に関する研究調査を行うとともに、生態毒性試験法の開発を行う。また、毒性や環境ばく露に関する国内外の動向を把握し、知見を収集する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> ナノ材料の環境中への放出防止に係る管理技術の検討及び新たな環境リスク評価方法の確立等に関する検討</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 適切なナノ材料の環境リスク評価方法の確立に資する。</p> |
| (10) | 国民参加型の政策形成推進事業 (平成23年度) | - | 2 | 1 | 2,3 | <p><達成手段の概要> SAICMにおいて、化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの多様な主体の参加が求められていることから、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する「化学物質と環境に関する政策対話」を設置する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 「化学物質と環境に関する政策対話」の円滑な開催</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向け、意見交換、合意形成等を通じた政策提言の取りまとめを目指す。</p> |
| (11) | 化学物質の有害性分類・ラベル調査及びラベル情報の提供 (平成21年度) | 9 (9) | 7 | 5 | 1 | <p><達成手段の概要> GHSによる有害危険性分類が行われていない物質について、環境に対する有害危険性に係る分類を実施する。また、分類基準の見直し等があった既分類の物質について分類結果を見直す。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 190物質について環境危険有害性に係るGHS分を新規に実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 適切な化学物質管理に資する。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-30)

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|------------|----------------|-------------|---|--------------|--------|------------|---------|---|
| 施策名 | 目標6-4国内における毒ガス弾等対策 | | | | 担当部局名 | 環境リスク評価室 | 作成責任者名 | 戸田 英作 | | |
| 施策の概要 | 平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 6. 化学物質対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について(平成15年12月16日閣議決定) | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 A事案区域等における環境調査等事業(調査件数) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。事案の発生毎に対応するため、目標値の設定は困難。 |
| 2 茨城県神栖市における緊急措置事業等の実施 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 健康被害者対策の規模を示す指標として設定。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) A事案における環境調査等(平成15年度) | 61(42) | 61(3.6) | 60 | 1 | <達成手段の概要> A事案区域等において環境調査等を行う。 <達成手段の目標(24年度)> 地下水調査、土壌調査、物理探査、土地改変時における安全確認調査等を実施し、もって、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止に資する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 旧軍毒ガス弾等による被害を未然に防止することにより、国民の安全・安心を確保する。 | | | | | |
| (2) 健康に関する調査研究(平成15年) | 26.7(7.6) | 369.5(357) | 138 | 2 | <達成手段の概要> 茨城県神栖市において発生している健康被害について、調査研究を実施する。 <達成手段の目標(24年度)> これまでの研究成果による知見の集積を元に、適切に研究内容を見直しつつ実施していく。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、調査対象者の健康不安の解消等に資する。 | | | | | |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-31)

| 施策名 | 目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防) | | | | 担当部局名 | 環境保健部企画課 保健業務室 | 作成責任者名 | 宮島 道也 加藤 祐一 | | |
|--------------------------------------|---|------------------|------------------------|------------------|--|-------------------|------------|----------------|---|---|
| 施策の概要 | 公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 7. 環境保健対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。 | | 目標設定の考え方・根拠 | 公害健康被害の補償等に関する法律 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | |
| 測定指標 | 基準 | | 目標 | | 年度ごとの進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。 |
| 2 健康被害予防事業等の進捗状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 大気汚染等の影響によるぜん息等の健康被害者の健康を回復し、地域住民への健康被害を予防する。 |
| 3 公害保健福祉事業の進捗状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。 |
| 4 環境保健対策基礎調査及び公害健康被害補償基礎調査の実施状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 中公審答申及び附帯決議で要求された事業を遂行し、公健法で規定されている事務の適正な実施状況を把握する。 |
| 5 イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究の実施状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する基礎的、疫学的、臨床医学的な調査研究を実施し、カドミウム汚染に関する諸問題の解決に資する。 |
| 6 イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査の実施状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | カドミウム、砒素による健康被害の予防や適切な管理を図るための調査を実施する。また、イタイイタイ病を二度と繰り返さないために、イタイイタイ病を克服してきた経験や教訓を国内外に発信する。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 公害健康被害補償給付支給事務費交付金(昭和49年度) | 1,177 (1,177) | 1,159 (1,159) | 1,105 | 1 | <達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。 <達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付。 | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|--|--------------|--------------|-----|---|---|
| (2) | 自立支援型公害健康被害予防事業補助金(平成20年度) | 200 (200) | 200 (200) | 200 | 2 | <p><達成手段の概要> 地域住民の大気汚染による健康被害を予防するための総合的な環境保健施策。</p> <p><達成手段の目標> 地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復をはかる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。</p> |
| (3) | 公害保健福祉事業助成費(昭和49年度) | 60(38) | 58(35) | 51 | 3 | <p><達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。</p> <p><達成手段の目標> 被害者の適切な保護及び健康の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。</p> |
| (4) | 環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)(平成8年度) | 167(145) | 161(138) | 160 | 4 | <p><達成手段の概要> 中公審答申及び附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められているため、当該調査を維持継続する。</p> <p><達成手段の目標> 滞りなく実施する</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 確立された調査方法に基づいて確実に実施する。</p> |
| (5) | 公害健康被害補償基礎調査費(昭和51年度) | 12(12) | 11(10) | 11 | 4 | <p><達成手段の概要> 各自治体における審査状況を点検しつつ、療養給付の実態把握し、とりまとめたものを各自治体へ還元することにより、不正請求の未然防止や早期発見に資する。</p> <p><達成手段の目標> 滞りなく実施する</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う診療報酬の審査及び支払い状況について、1ヶ月分を抽出して確認し、その状況を集計してまとめる。</p> |
| (6) | イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(再掲:24-41-(13))(平成13年度) | 42(28) | 37(31) | 34 | 5 | <p><達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標> 今後のイタイイタイ病対策に必要な科学的知見を幅広く収集する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> イタイイタイ病認定審査の促進、紛争の解決を図る。</p> |
| (7) | イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査(再掲:24-41-(14))(昭和47年度) | 46(15) | 64(33) | 39 | 6 | <p><達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康影響を把握する。また環境被害を克服してきた歴史を継承する。</p> <p><達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の軽減、解消。イタイイタイ病に関する情報収集・発信</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査し、適切に管理する。また、イタイイタイ病の教訓を継承する。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-32)

| 施策名 | 目標7-2水俣病対策 | | | | | 担当部局名 | 特殊疾病対策室 | | 作成責任者名 | 大坪 寛子 | |
|-----------------------------------|---|--------|----------------|---------------|---|------------|--------------|------------|-------------------------------|---|--|
| 施策の概要 | 水俣病については、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。 | | | | | 政策体系上の位置付け | 7. 環境保健対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 水俣病認定者に対する迅速な補償給付。水俣病発生地域の再生・融和の促進。我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 「公害被害者の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づく医療費等の給付。 | |
| 2 水俣病発生地域における医療・福祉事業の進捗状況 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 水俣病発生地域において総合的な医療・福祉対策を推進することにより、水俣病患者・家族・地域住民が安心して暮らしていける環境づくりを進める。 | |
| 測定指標 | 基準 | | 目標 | 年度ごとの進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 3 水俣病関連情報発信事業(講座・研修等)の進捗状況 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 水俣病のような問題を二度と繰り返さないため、水俣病の経験及び教訓を国内外に発信し、普及啓発を進める。 | |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | | |
| (1) 水俣病総合対策関係経費(昭和49年度) | 47,490 (46,118) | 22,280 | 12,640 | 1,2,3 | <達成手段の概要> 医療事業対象者(医療手帳・水俣病被害者手帳保有者)に対して、療養費、手当を支給する。また、水俣病発生地域における医療・福祉対策等を推進する。 <達成手段の目標(24年度)> 水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等: 数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進める。 | | | | | | |
| (2) 水俣病対策地方債償還費(平成12年度) | 3,147 (3,147) | 154 | 1,923 | — | <達成手段の概要> 熊本県が、水俣病対策に係る県債の償還に支障をきたさぬよう、その不足額を補助する。 <達成手段の目標(24年度)> 県債の償還率: 100% <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病が生じる原因となったメチル水銀を排出した事業者による患者補償を、将来にわたり自力で患者補償を行うことを確保する。 | | | | | | |
| (3) 水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)(関連24-41) | 56 (6) | 59 | 39 | — | <達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標(24年度)> 訴訟に必要な科学的知見、社会的知見の収集: 数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。 | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--------------|-----|-----|---|--|
| (4) 国立水俣病総合研究センター調査研究 (昭和53年度)(関連24-41) | 456 (438) | 666 | 434 | — | <達成手段の概要> 水俣病に関する総合的(国際的、社会科学的、自然科学的、臨床・基礎医学的、疫学的)な調査・研究、情報の収集・整理・研究成果や情報の提供を行う。 <達成手段の目標> 調査・研究成果の発表率:100% <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国内外の公害の再発を防止し、被害地域の福祉に貢献する。 |
|--|--------------|-----|-----|---|--|

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-33)

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|------|----------------|-------------|--|--------------|------------|---------|------|---|
| 施策名 | 目標7-3石綿健康被害救済対策 | | | | 担当部局名 | 石綿健康被害対策室 | 作成責任者名 | 桑島昭文 | | |
| 施策の概要 | 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 7. 環境保健対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 石綿による健康被害の救済に関する法律 | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 石綿法に基づく認定業務の推進状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 「石綿の健康被害の救済に関する法律」に基づき、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としている。 |
| 2 認定者に対する療養費の支給の進捗状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 「石綿の健康被害の救済に関する法律」に基づき、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としている。 |
| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 年度ごとの進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 3 7地域における健康リスク調査の進捗状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 「石綿の健康被害の救済に関する法律」に基づき、国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならないとされている。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| 石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度) | 759(667) | 795 | 750 | 1,2,3 | <達成手段の概要> 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、制度を着実に実施する。 <達成手段の目標(24年度)> 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、制度を着実に実施するとともに、健康被害者及びその遺族の迅速な救済を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 石綿による健康被害者及びその遺族の迅速な救済 | | | | | |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-34)

| | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|------|----------------|-------------|--|--------------|--------|------------|---------|---|
| 施策名 | 目標7-4環境保健に関する調査研究 | | | | 担当部局名 | 環境安全課 | 作成責任者名 | 早水 輝好 | | |
| 施策の概要 | <p>健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。</p> <p>①花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。</p> <p>②黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。</p> <p>③熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。</p> | | | | 政策体系上の位置付け | 7. 環境保健対策の推進 | | | | |
| 達成すべき目標 | 花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普及啓発を図る。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 国民に健康被害をもたらしていると指摘されている環境因子について調査研究を行う。 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 熱中症対策講習会受講者数 | - | - | - | - | 約1200人(集計中) | 1200 | - | - | - | 本講習会を受講した者は、熱中症に係る知識を得たと考えられるので、受講者数は熱中症対策の普及啓発の進捗状況を判断するための指標と考えることができる。 |
| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 2 花粉飛散の予測モデルの精緻化及び花粉症についての普及啓発の進捗状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 当事業は、花粉についての情報収集及び研究を実施するほか、花粉飛散に係る予測を実施するものであるため、その成果について、目標を数値化して設定し、あるいは事後評価が可能な定性的目標を設定し、評価することは困難。 |
| 3 黄砂による健康影響についての調査研究の進捗状況 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 当事業は、黄砂についての情報収集及び研究を実施するものであるため、その成果について、目標を数値化して設定し、あるいは事後評価が可能な定性的目標を設定し、評価することは困難。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| 大気汚染物質等健康影響(1)評価事業費(平成21年度) | 30(30) | 24 | 24 | 2.3 | <p><達成手段の概要> 花粉及び黄砂の健康影響についての調査・研究を実施するほか、花粉飛散についての予測等を実施し、一般へ情報提供を行う。これにより、健康影響が生じる原因やその対処方法等について国民の理解が進むとともに、事前に花粉の飛散状況等を把握することで、適切な予防を実施することができる。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 新たに知見を収集し一般に情報提供を行うほか、花粉飛散予測の精度を向上する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 花粉及び黄砂の健康影響について、適切な予防を実施する。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---|------------------|----------|-----------|----------|--|
| <p>(2) 環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査費(関連24-41) (平成18年度)</p> | <p>3 (4)</p> | <p>3</p> | <p>3</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> 熱中症や紫外線等についてのマニュアルやリーフレット等を作成し配布することにより、健康影響が生じる原因やその対処方法等について国民の理解が進み、適切に予防が実施される等の意識啓発が進む。 <達成手段の目標(24年度)> 一般の意識啓発を進める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境汚染物質以外の因子についての理解を深める。</p> |
| <p>(3) 熱中症対策緊急推進事業 (関連24-41) (平成24年度)</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>35</p> | <p>1</p> | <p><達成手段の概要> 節電による熱中症発生への影響について基礎的な調査を行うとともに、熱中症に係る知識を広めるための講習会を地方都市で開催することで、指導者として中心的に対応できる者を養成するとともに、さらなる普及啓発を図ることができる。 <達成手段の目標(24年度)> 一般の熱中症対策についての意識を高めるとともに、地域の特性に応じた熱中症対策を進める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 熱中症についての理解を深めることにより、適切な対策を進める。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-35)

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|---------|----------------|-------------|---|-------------------|--------|---|-------------------------------|--|
| 施策名 | 目標8-1 経済のグリーン化の推進 | | | | 担当部局名 | 環境経済課・環境計画課 | 作成責任者名 | 環境経済課課長 正田 寛 | | |
| 施策の概要 | 市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。 | | | | 政策体系上の位置付け | 8. 環境・経済・社会の統合的向上 | | | | |
| 達成すべき目標 | 税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 国等による環境物品の調達等の推進等に関する法律。環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律。国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成24年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| 1 環境ビジネスの市場規模(兆円) | 約70 | H18年度 | 約50増 | H32年度 | - | - | - | - | - | 環境産業の市場規模について「新成長戦略(平成22年6月閣議決定)」における目標値の「2020年までに50兆円超の新規市場の創出」を引用、目標としている。 |
| 2 環境ビジネスの雇用規模(万人) | 約140 | H19年度 | 約140 | H32年度 | - | - | - | - | - | 環境産業の雇用規模について「新成長戦略(平成22年6月閣議決定)」における目標値の「2020年までに140万人の新規市場の創出」を引用、目標としている。 |
| 3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%) | - | - | 別紙のとおり | | | | | 各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。 | | |
| 4 環境報告書公表企業(上場/非上場)[%] | 約30/約12 | H13年度 | - | - | - | - | - | - | - | 環境経営を促進することにより、環境報告書公表企業が増加することとなるため。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 国等におけるグリーン購入推進等経費(平成14年度) | 18(24) | 18(25) | 17 | 3 | グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。またグリーン購入法に関するブロック説明会を行うことによって、国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。地方公共団体の環境物品等に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。 | | | | | |
| (2) 環境表示の信頼性確保のための検証事業(平成21年度) | 205(158) | 122(69) | 28 | 3 | グリーン購入法に定められる特定調達品目に対して、科学的手法による製品テストを行い、その検証結果等を積極的に情報提供することによって、環境表示の信頼性を確保する。環境表示の信頼性を確保することによって、信頼性が確保された環境物品等が市場に積極的に提供されることによって、グリーン購入の拡大に寄与する。 | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|---|------------|------------|----|-----|---|
| (3) | 製品対策推進経費 (平成13年度) | 31 (48) | 21 (42) | 8 | 3 | 事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進し、グリーン購入の普及啓発を図る。事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことによって、民間団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。 |
| (4) | 国等における環境配慮 契約等推進経費 (平成20年度) | 43 (23) | 38 (27) | 34 | 3 | 環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関する全国説明会を行うことによって、国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及推進を行う。国等や地方公共団体の環境配慮契約の取組を拡大することによって、地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。 |
| (5) | 地球温暖化対策のため の税を含む税制のグ リーン化検討経費 (平成14年度) | 25 (20) | 15 (17) | 19 | - | 地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行い、本結果に基づき、税制全体のグリーン化に関する税制改正要望に反映する。 |
| (6) | 企業行動推進経費 (平成15年度以前) | 67 (41) | 68 (58) | 52 | 1、4 | エコアクション21ガイドライン改定等をうけ、エコアクション21の更なる普及促進を図る。持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則の普及促進および地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。環境報告ガイドラインの改定等をうけ企業の環境配慮が促進される仕組みづくりを行う。各施策により、環境経営・環境金融・環境報告をが社会の仕組みとして根付かせることにより、企業の自主的な環境配慮行動を後押しする。これにより、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現していく。 |
| (7) | 世界に貢献する環境経 済の政策研究 (平成21年度)(関連:24- 41) | - | - | - | 1、2 | 戦略的な環境政策の実現に向けて、環境保全の取組と経済の発展の間の相互関係について調査分析を行うことにより、環境の価値が市場において評価される仕組みづくりの基盤を形成する。また、既存の統計情報等の活用により環境産業の市場規模・雇用規模を推計するほか、「環境経済観測調査」の実施により景況感等を把握するなど、環境に関連する経済動向の情報を体系的に収集・整理し提供することにより、環境産業における目標値の達成に向けた現在の進捗状況及び今後の見通しの把握に寄与する。 |
| (8) | 建築物等エコ化可能性 評価促進事業 (平成20年度) | 7 (5) | 6 (5) | - | - | 更新期を迎えた集合住宅やオフィスビルについて、①元の集合住宅・オフィスビルを解体して新しい建築物を建築するスクラップアンドビルド②元の集合住宅・オフィスビルの構造を活用して改築・改修を行うリニューアルのどちらがライフサイクル全体からみて環境負荷が低くなるか試算することを可能とする手法の開発を行う。更新時期を迎えた集合住宅やオフィスビルについて、ライフサイクル全体からみて、環境負荷の少ない改築・改修の方法を適切に選択することによって、既存建築物の有効利用を図り、建築物の更新に係る環境負荷の低減に寄与する。 |
| (9) | 環境配慮型経営促進 事業に係る利子補給事 業(平成19年度)(関連: 24-2) | - | - | - | 1、2 | 金融機関が行う環境に配慮した企業に対する融資制度(環境配慮型融資)のうち、地球温暖化防止のための融資事業に対し、当該融資に係る利子のうち1%を限度として利子補給を行う。環境格付融資を通じて温暖化対策設備投資に係る融資に対して利子補給を行うことにより、環境格付融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化防止のための設備投資や研究開発等を促進する。本利子補給事業は、5年以内にCO2排出原単位を5%改善又はCO2排出量を5%削減するという誓約を条件としているため、毎年平均1%のCO2排出削減がなされると見込まれる。目標値は、平成19～23年度申請分及び平成24年度予想分の基準年排出量合計の1%。 |

| | | | | | |
|---|---|------------|---|-----|---|
| <p>エコ・アクション・ポイント事業検証業務費(平成23年度)</p> | - | 17 (14) | - | - | <p>民間事業者により運営されるエコ・アクション・ポイントプログラムの実績・課題等を検証し、改善点の検討等を行う。エコ・アクション・ポイントプログラムの拡大を推進することで、消費者や企業等の環境配慮行動を促す。</p> |
| <p>企業との連携を通じた環境成長要因の分析活用事業(平成23年度)</p> | - | 10 (13) | 6 | 1、2 | <p>企業や産業界と緊密に連携しながら、環境ビジネスに役立つ「実学」の立場に立ち、環境ビジネス関連企業における成功要因の分析や、環境産業の市場規模の変化の要因及び現状に関する分析を行う。その成果を環境政策や企業の実務・経営判断に活用することを通じて、環境産業の更なる発展に寄与する。</p> |
| <p>家庭・事業者向けエコリース促進事業(平成23年度)(関連:24-2)</p> | - | - | - | 1、2 | <p>家庭及び事業者(大企業を除く)が、環境省が定める基準を満たす低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%又は5%(東北三県に係るリース案件については10%)を補助する。リース料の一部を助成し、家庭・業務・運輸部門における低炭素機器の普及拡大を図ることにより、経済成長を促進するとともに、地球温暖化対策を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額17.5億円に対し、低炭素機器導入のリース料への補助率は3%又は5%であることから、低炭素機器の設備投資額335億円の効果があると見込む。</p> |

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

| | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | |
|--------|-----|------|------|-------|----------|------|------|------|------|
| | | 基準年度 | | 目標年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 地方公共団体 | - | - | 100% | H27年度 | - | - | - | - | 100% |
| 上場企業 | - | - | 約50% | H27年度 | - | - | - | - | 約50% |
| 非上場企業 | - | - | 約30% | H27年度 | - | - | - | - | 約30% |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-36)

| 施策名 | 目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進 | | | | 担当部局名 | 環境計画課 | 作成責任者名 | 加藤 庸之 | | |
|----------------|--|------------|----------------------------|---|--|-------------------|---------|-------|---|---|
| 施策の概要 | 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定推進と地域における地球温暖化対策の取組を支援することにより、低炭素な地域づくりを推進するとともに、公害防止計画に基づく取組を支援するなど、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 8. 環境・経済・社会の統合的向上 | | | | |
| 達成すべき目標 | すべての都道府県・政令市・中核市・特例市において地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。 | | 目標設定の考え方・根拠 | 地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・政令市・中核市・特例市は実行計画(区域施策編)を策定することとされている。また、公害財特法に基づき環境大臣が公害防止対策事業計画の同意を行うこととされている。 | | 政策評価実施予定時期 | 平成24年6月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 24年度 | 24年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| 1 | | | 100.0% | 24年度 | 100.0% | - | - | - | - | 地球温暖化対策推進法に基づき、実行計画(区域施策編)を策定することとされているため。 |
| 2 | | | 増加傾向の維持 | - | - | - | - | - | - | 政令市・中核市・特例市以外の市町村においても、できるだけ多くの市町村において実行計画(区域施策編)が策定され、地球温暖化対策が推進されることが、低炭素な地域づくりのために重要であるため。 |
| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) | 32 (15) | 5 (1) | 3 | - | 公害財特法に基づき環境大臣が公害防止対策事業計画(公害防止計画のうち事業に関する部分)の同意を行う。同意を得た計画に記載された事業に対し公害財特法に基づく国の財政上の特別措置を講じ、公害防止計画を推進することにより、環境に配慮した地域づくりを促進する。 | | | | | |
| (2) | 50 (48) | 75 (62) | 93 | 1・2 | マニュアルを通じて、地方公共団体に対し技術的助言を提供し、説明会を開催することで、計画策定に関する地方公共団体の理解を増進させる。また、説明会等の機会を得られた地方公共団体の要望や、平成22～24年度で検討した低炭素化手法などを盛り込む形で、地方公共団体地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定マニュアルの改定を行うことで、計画策定を促進する。 | | | | | |
| (3) | - | - | - | 1・2 | 実効性の高い二酸化炭素削減目標を掲げた低炭素地域づくり計画を民間事業者への委託により策定することにより、低炭素な地域づくりを推進する。 | | | | | |
| (4) | - | - | - | - | 都市再開発のプロセスに温暖化対策の観点を取り入れた事業計画の検討を行い、都市再開発を低炭素型に誘導することにより、環境に配慮した地域づくりを推進する。 | | | | | |
| (3) | - | - | - | 1・2 | 技術は確立されているが、効果検証がされていない先進的対策について、事業性・採算性・波及性等の実証等を行うことにより、低炭素な地域づくりのための具体的な取組を支援する。 | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|--|---|--------------------|---|-----|---|
| (4) | 低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業 (平成23年度)(関連:24-2) | - | - | - | 1・2 | 事業者間の相互連携による温室効果ガスの削減を実証することにより、低炭素な地域づくりのための具体的な取組を支援する。 |
| (5) | 再生可能エネルギー等導入 地方公共団体支援基金事業 (グリーンニューデール基金) (平成23年度) | - | 84,000 (83,980) | - | 1・2 | 平成21年度に造成した地域グリーンニューデール基金制度を活用し、東北の被災地等において、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギー等の導入等を支援し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入することで、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。 |
| (6) | 地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業 (平成24年度)(関連:24-2) | - | - | - | 1・2 | 先進的技術や取組を採り入れた、再生可能エネルギーや未利用エネルギーによる自立・分散型エネルギーシステム(蓄電池導入を含む)の集中導入を産学官で推進する事業を補助することにより、全国のモデルとなる、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進する。 |
| (7) | 再生可能エネルギー等導入 推進基金事業(グリーン ニューデール基金) (平成24年度)(関連:24-2) | - | - | - | 1・2 | 平成21年度に造成した地域グリーンニューデール基金制度を活用し、地域主導での再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立・分散型のエネルギー供給システムの導入を推進することを通じて、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりに資する。 |
| (8) | 災害等非常時にも効果的な 港湾地域低炭素化推進事業 (国土交通省連携事業) (平成24年度)(関連:24-2) | - | - | - | - | 港湾地域において、災害時や電力需給逼迫時においても必要な機能や安全性など保持するに必要なエネルギーを再生可能エネルギー・蓄電池により確保できるシステムを構築するため、モデル的な取組を支援し、温室効果ガス削減効果や事業性、波及性等を検証すること等により、臨海地域の低炭素な地域づくりを推進する。 |

(環境省24-35)

| 施策名 | 目標8-3環境パートナーシップの形成 | | | | | 担当部局名 | 民間活動支援室 | 作成責任者名 | 河本 晃利 | |
|---|---|------|---------|------|-------------|---|-------------------|------------|---------|--|
| 施策の概要 | 国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。 | | | | | 政策体系上の位置付け | 8. 環境・経済・社会の統合的向上 | | | |
| 達成すべき目標 | 各主体間のネットワークが構築され、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を通じて環境パートナーシップが形成される。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | ・第4次環境基本計画（第1部第2章、第2部第1章他） ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（第3章他） | | 政策評価実施予定時期 | 平成24年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 ホームページアクセス件数(万件) (22年度より全EPOのデータを集計) | 494 | 22 | 増加傾向を維持 | - | - | - | - | - | - | 地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)及び地方環境パートナーシップオフィス(EPO)のホームページにおいては、環境に関するパートナーシップの情報を発信していることから、環境パートナーシップに関する情報の集積・交換・提供の推進の状況を測る指標として設定した。24年度より、全EPOのデータを遡って集計したが、全EPOのデータがそろったのは22年度からであったため、22年度を基準年度とした。 |
| 2 メールマガジン配信人数 (23年度より全EPOのデータを集計) | 11,856 | 23 | 増加傾向を維持 | - | - | - | - | - | - | タイムリーな情報を発信することにより、NPO等の意識、活動が向上することから、環境保全のための情報提供の推進の状況を測る指標として設定した。24年度より、全EPOのデータを遡って集計したが、全EPOがそろったのは23年度からであったため、23年度を基準年度とした。 |
| 3 パートナーシップ事例数 | 138 | 19 | 増加傾向を維持 | - | - | - | - | - | - | 23年度評価委員会において、委員より指摘があり導入した指標。地域における政策課題について、GEOC/EPOが連携・協働をどれだけ仕掛けたのか状況を測る指標として設定した。 |
| 4 パートナーシップ連携団体数 | 1,040 | 19 | 増加傾向を維持 | - | - | - | - | - | - | 23年度評価委員会において、委員より指摘があり導入した指標。地域における政策課題について、NPO、企業、行政等とGEOC/EPOが連携して課題解決に向けて取り組んだ指標として設定した。 |

| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要 |
|---|----------------------|------------|-------------------|------------|--|
| | 22年度 | 23年度 | | | |
| (1) 地球環境パートナーシップ プラザ運営 (H8年度) | 88 (86) | 83 (80) | 77 | 1, 2, 3 | NGO、企業等各主体間のネットワークの構築、情報や意見の交換の場づくりを行うことにより、パートナーシップの形成を促す。 |
| (2) 持続可能な社会づくりを 担う事業型環境NPO・社 会的企業中間支援スキ ーム支援事業 (平成21年度) | 56 (38) | 59 (57) | 41 | 1, 2, 3 | 持続可能な社会を実現するためには、地域の自然エネルギーや未利用資源の活用・保全を通じて地域社会を活性化し、地域の社会変革をもたらす事業活動を担う事業型の環境NPOや社会的企業の活躍が必要不可欠であることから、地域資源を活用して、環境保全を図りながら地域社会の活性化に資する活動を展開するため、事業型の環境NPOや社会的企業を立ち上げ、事業計画の策定を行う支援活動の実証事業を行う。 |
| (3) NGO/NPO環境政策提言 推進調査 (H13年度) | 15 (14) | 9 (10) | 9 | 1, 2, 3 | パートナーシップによる政策形成の推進と、環境NPOや国民の政策提言機能の強化を図るため、環境政策の提言を募集し、環境政策への反映を促す。 |
| (4) 地方環境パートナーシッ プ推進費 (平成18年度) | 95 (95) | 78 (78) | 77 | 1, 2, 3 | 全国7箇所の地方環境パートナーシップオフィスにおいて民間団体、企業、自治体等が協働してパートナーシップ促進のための事業を展開する。 |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-38)

| 施策名 | 目標8-4 環境教育・環境学習の推進 | | | | 担当部局名 | 環境教育推進室 | 作成責任者名 | 宮澤俊輔 | | |
|--|--|------|----------------------------|------------|--|---|------------|---------|---|--|
| 施策の概要 | 国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通して、学校・家庭・地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。 | | | | 政策体系上の位置付け | 8. 環境・経済・社会の統合的向上 | | | | |
| 達成すべき目標 | 「持続可能な開発のための教育(以下、ESD)」活動の参画促進や活性化を促すとともに、国連大学の「ESDの地域拠点(以下、RCE)」づくり等の事業を支援することで持続可能な社会づくりの担い手育成を図る。また、企業が行う社員向け環境教育の強化や教職員及び地域の環境活動リーダーによる地域の学校教育の支援、大学生等将来の環境教育の担い手育成を図るほか、東日本大震災の経験と新たなESDの取組などを世界へ発信することで環境教育・環境保全活動の底上げを図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画(第4章他) | 政策評価実施予定時期 | 平成24年6月 | | |
| 測定指標 | 基準 | | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 「+ESDプロジェクト」活動登録数 | 61 | 22年度 | - | - | 155 | - | - | - | - | 環境教育等による意識醸成やライフスタイルの変革、環境保全活動の促進は、その効果を数値的に把握することは困難であり、個別事業の登録数等の多寡で成果を表すことは適当でないため、目標値は設定できないが、参考指標として「+ESDプロジェクト」活動登録数を設定したものの。 【24年度数値は平成24年5月末の実績値】 |
| 2 地域における環境保全活動のための取組参加率 (「環境に優しいライフスタイル調査より」) | 34.0% | 22年度 | - | - | - | - | - | - | - | 環境教育等による意識醸成やライフスタイルの変革、環境保全活動の促進は、その効果を数値的に把握することは困難であり、個別事業の登録数等の多寡で成果を表すことは適当でないため、目標値は設定できないが、参考指標として地域における環境保全のための取組への参加率を設定したものの。 |
| 達成手段 (開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する指 標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 国連大学拠出金 | 155 | 160 | 160 | 1 | 国連大学が進めるRCE事業の支援やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力することで、世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。 | | | | | |
| (2) 環境教育強化総合事業 | 419 | 179 | 102 | 2 | ESD活動の活性化や促進のための施策の推進、企業が行う環境保全活動及び社員向け環境教育への支援、教職員や地域の環境活動リーダーへの環境教育研修、大学生等将来の環境教育の担い手育成、環境カウンセラー登録制度を活用した市民団体等への助言・指導等、総合的な施策を展開することで持続可能な社会づくりを環境教育の面から推進する。 なお、「子どもエコクラブ事業」、「我が家の環境大臣事業」、「21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト」は、平成22年度限り(158百万円)。「学校エコ改修と環境教育事業」は、平成23年度限り(25百万円)。 | | | | | |
| (3) 大震災の経験を踏まえた持続可能な社会づくり事業 | - | - | 68 | 2 | 東日本大震災の経験を踏まえ、新たなESDの取組などを世界へ発信することで環境教育・環境保全活動の促進を図る。 | | | | | |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-39)

| | | | | | | | | | | |
|--|---|--------|----------------|-------------|---|--------------|--------|------------|---------|---|
| 施策名 | 目標9-1 環境基本計画の効果的実施 | | | | 担当部局名 | 環境計画課 | 作成責任者名 | 加藤 庸之 | | |
| 施策の概要 | 各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。 | | | | 政策体系上の位置付け | 9. 環境政策の基盤整備 | | | | |
| 達成すべき目標 | 環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 環境基本法第十五条 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 | - | | | | | | | | | 第四次環境基本計画で定めた総合的環境指標等の活用の仕方を含め、同計画の進捗状況の点検方法を今後検討していく予定であるため、現時点で測定指標を設定することは困難である。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 環境行政年次報告書作成等経費(昭和43年度) | 38(29) | 36(29) | 32 | - | 環境基本法第12条の規定による環境行政年次報告書を作成し国会報告を行うとともに、白書を用いた環境施策に関する普及啓発を行う。 | | | | | |
| (2) 環境保全経費見積調整費(昭和46年度) | 2(3) | 2(3) | 3 | - | 環境省設置法第4条第3号に基づく環境保全経費の取りまとめ及び国会等への説明を行う。 | | | | | |
| (3) 公的統計の整備に関する基本的な計画推進費(平成22年度)(関連:24-42) | 15(7) | 14(14) | 11 | - | 公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、環境分野分析用産業連関表を作成し、公表する。 | | | | | |
| (4) 環境基本計画推進経費(平成7年度) | 19(18) | 28(23) | 18 | - | (1)社会経済の状況や国際情勢等を統合的に捉えた環境政策のあり方に関する調査検討 (2)指標の充実化のための調査検討 (3)各主体の意識・取組状況等調査 | | | | | |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-40)

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--------|----------------|-------------|---|--------------|--------|------------|---------|--|
| 施策名 | 目標9-2環境アセスメント制度の適切な運用と改善 | | | | 担当部局名 | 環境影響評価課 | 作成責任者名 | 上杉 哲郎 | | |
| 施策の概要 | 環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 9. 環境政策の基盤整備 | | | | |
| 達成すべき目標 | 環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 環境影響評価法 | | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 | |
| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)[件] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。 |
| 2 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。 |
| 3 上位計画等に係る環境省意見の提出回数[回]※一案件で複数回提出する場合がある | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 上位計画等(配慮書手続の先行実施等)の環境アセスメントの適用事例を積み重ね、環境保全の見地からの知見等を蓄積するため、当該指標を測定指標として選定。※平成25年度から、上位計画等も配慮書手続として環境影響評価法に含まれるため、測定指標3は平成24年度まで。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| (1) 環境影響評価制度高度化経費(昭和55年度) | 81(59) | 84(69) | 60 | 1, 2 | 改正された環境影響評価法の確実かつ円滑な実施に向けて、必要な調査・検討及び説明会を行うとともに、上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメント制度について調査・検討を進める。 | | | | | |
| (2) 環境アセスメント技術調査費(昭和55年度) | 59(49) | 67(56) | 50 | 1, 2 | 環境影響評価法の改正により平成25年度より実施される配慮書手続が一定以上の適切な水準となるよう、手続の具体的な手法についてわかりやすく説明した技術ガイドを作成するとともに、中央環境審議会答申等で示された環境影響評価実施にあたっての技術的課題について調査・検討を進める。これにより、配慮書等の環境影響評価手続について一定の水準が確保され、各事業において環境保全に対する配慮が適切に図られる。 | | | | | |
| (3) 環境影響評価審査体制強化費(平成23年度) | - | 54(48) | 41 | 1, 2 | 環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに全国的あるいは諸外国の知見の収集・整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。 | | | | | |
| (4) 災害復旧事業等に係る環境影響評価フォローアップ事業費(平成24年度) | - | - | 34 | 1 | 東日本大震災による災害復旧事業のうち、環境影響評価法の適用除外事業で実施する特定環境影響評価について、フォローアップ調査を実施し、事業者による環境保全措置の効果の検証などを通じ、地域における環境配慮の確保及び復旧事業の円滑な実施を図る。火力発電所リプレースガイドラインについては、その適用状況等を確認することにより、適切にアセスが行われているか検証等を行い、火力発電所リプレースの環境影響評価手続における適切な合理化の実現を図る。 | | | | | |
| (5) 地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費(平成20年度) | 8(8) | 18(18) | 18 | 1, 2 | 環境影響評価が予定される案件の情報収集を行うとともに、地域の環境情報の収集・整理、現地調査、専門家ヒアリング、地方環境事務所における審査手続マニュアルの作成等を行い、地域特性に応じた審査を実施するための体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価法改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響審査の円滑かつ効果的な実施が図られる。 | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|-----|--|
| 風力発電等導入等に係る 環境影響評価促進モデル (6) 事業 (平成23年度)(環境省 24-2) | - | - | - | 1.2 | 環境影響評価法改正により風力発電も対象となること、東日本大震災を契機に風力発電・地熱発電等の再生エネルギーの増加が見込まれていること等から、風力発電等における環境影響評価手続を先行的に取り組む事業者による配慮書段階のモデル事業を実施するとともに、環境基礎情報の整備・提供等を行うことにより、質が高く効率的な環境影響評価の実施の促進が見込まれる。 |
|---|---|---|---|-----|--|

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-41)

| | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|----------------------------|------------|--|------------------|----------------|----------------|------------|---|
| 施策名 | 目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発 | | | | 担当部局名 | 環境研究技術室 環境計画課 | 作成責任者名 | 長坂 雄一 加藤 庸之 | | |
| 施策の概要 | 環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の気候や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。 | | | | 政策体系上の位置付け | 9. 環境政策の基盤整備 | | | | |
| 達成すべき目標 | 環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。 | | 目標設定の考え方・根拠 | | 第4期科学技術基本計画 | | 政策評価実施 予定時期 | 平成24年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 1 環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数) | — | — | 60%以上 | 各年度 | 60%以上 | 60%以上 | 60%以上 | 60%以上 | 60%以上 | 環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることが指標としている。 |
| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| 3 環境技術実証事業における実証技術数(単位:件) | 87 | 20年度 | 対象技術分野数×10 | 各年度 | 対象技術分野数×10 | 対象技術分野数×10 | 対象技術分野数×10 | 対象技術分野数×10 | 対象技術分野数×10 | 環境技術の研究開発を通じた目標達成には、民間企業による先進的な取組が重要である。環境技術実証事業の目標は、ベンチャー企業等の中小企業の先進的環境技術の普及促進による環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を同時に達成することであり、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。そこで、公募で行われる当該事業に参加する実証技術数を指標としている。 |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | |
| 環境研究総合推進費(環境研究・技術開発推進費は13年度から開始) ※22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。 | 5,269 (4,931) | 8,007 | 6,670 | 1 | 地球温暖化の防止や自然共生型社会の実現、廃棄物の安全かつ適正な処理など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進する。 産学官民の研究機関の研究者から公募により提案を募り、外部専門家・有識者等による事前評価を経て競争的に選定される、競争的資金として運営する。 研究課題の実施により得られた成果は、行政施策に活用するとともに、研究成果発表会の開催などを通じて国民に広く提供し、その普及を図る。 | | | | | |
| (2) 地球環境保全等試験研究に必要な経費(昭和47年度) | 461 (456) | 451 | 218 | — | 環境保全に寄与するため、重点的強化を図る必要がある事項を毎年度定め、人の活動が環境に及ぼす影響の把握、影響発現のメカニズムの解明、監視測定などについて試験研究を行うとともに、地域に根ざした環境問題のうち、地方公共団体が単独で取り組むことが困難な研究課題については、国立試験研究機関等が地方公設試験研究機関等と共同研究を行う地域密着型環境研究を実施している。 | | | | | |
| (3) 環境研究・技術開発推進事業(18年度) | 56 (34) | 35 | 29 | — | ・環境省の競争的研究資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクター(PD)の配置 ・「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成22年6月中環審答申)フォローアップ及び改定に向けた検討 ・環境省競争的資金の、終了後3~4年が経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価を実施することにより、研究開発の評価の充実等を図る。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------|---|--------------|--------------|-----|------------|---|
| (4) | 環境技術実証事業 (15年度) | 176 (119) | 123 | 108 | 2 | 環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証することで普及を促進し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を図る。 |
| (5) | 世界に貢献する環境経済の政策研究 (平成21年度)(関連:24-35) | 400 (365) | 273 (258) | 184 | — | 戦略的な環境政策の実現に向けて、環境保全の取組と経済の発展の間の相互関係について調査分析を行う。また、既存の統計情報等の活用により環境産業の市場規模・雇用規模を推計するほか、「環境経済観測調査」の実施により景況感等を把握するなど、環境に関連する経済動向の情報を体系的に収集・整理し提供する。 |
| (6) | 企業との連携を通じた環境成長要因の分析活用事業 (平成23年度)(関連:24-) | — | 10 (13) | 6 | — | 環境ビジネス関連企業における成功要因の分析や、環境産業の市場規模の変化の要因及び現状に関する分析を行う。 |
| (7) | 燃料電池自動車等率先導入経費 (平成15年度) | 20 (20) | 20 | 15 | — | 排出ガスを全く出さず高いエネルギー効率が期待できる燃料電池車を公用車として導入し、普及啓発に資するとともに、将来の市販化に向けたデータ収集や低コスト化の促進等に寄与する。 |
| (8) | 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業(再掲:24-27) | 255 (246) | 345 | 234 | 24-27 ● | 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施し、各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。 平成24年度達成目標:必要な調査研究や試験法の開発等の進展 |
| (9) | 水銀規制に関する条約制定推進事業(再掲:24-29) | 69 (95) | 113 | 143 | 24-29 ● | 水銀条約の制定に向けて、条約交渉での我が国対処方針及び国内対応策について、戦略的に検討し、国内外の水銀対策の推進に貢献する。 平成24年度達成目標:条約交渉において、水俣病経験国として主張を適切にインプットし、国際的な水銀対策の推進に貢献する。 |
| (10) | ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業(再掲:24-29) | 19 (18) | 23 | 16 | 24-29 ● | OECD等において安全性に関する取組が進んでいるものの、未だ知見が十分ではないナノ材料について、環境中への放出による悪影響を未然防止するための管理技術の有効性評価に関する研究調査を行うとともに、生態毒性試験法の開発を行う。また、毒性や環境ばく露に関する国内外の動向を把握し、知見を収集する。これにより、適切なナノ材料の環境リスク評価方法の確立に資する。 平成24年度達成目標:ナノ材料の環境中への放出防止に係る管理技術の検討及び新たな環境リスク評価方法の確立等に関する検討 |
| (11) | 地域での化学物質の環境リスク低減支援(再掲:24-28) | — | 16 | 7 | 24-28 ● | 地域における環境リスク削減をより効果的に進めるために、PRTRデータや各種統計情報を利用した地域の環境リスクに関する情報を地域ごとに示すツール(リスク解析支援ツール)の開発を行うとともに、化学物質アドバイザーによるリスクコミュニケーションを通じて各地域ごとの対策の検討・対策の実施を支援し、地域住民のリスクコミュニケーションを促進する。 平成24年度達成目標:化学物質アドバイザー派遣数36回以上、リスク解析支援ツールの詳細設計の実施 |
| (12) | 化学物質環境実態調査費(再掲:24-27) | 409 (308) | 398 | 272 | 24-27 ● | 一般環境中の化学物質による汚染状況を具体的に把握するため、化学物質対策関連部署の要望に基づき毎年異なる物質を選定し、調査に必要な分析法の開発、及び地方公共団体への試料採取などの委託により、全国規模での環境調査を実施するとともに、環境残留性が高く環境残留実態の推移の監視が必要な物質については経年的な調査を実施する。 平成24年度達成目標:115物質数、媒体数の分析 |
| (13) | 東日本大震災の被災地における化学物質環境実態追跡調査(再掲:24-13) | — | 100 | 99 | 24-34 ● | 被災地において、POPs等環境残留性や有害性が高い物質及び被災したPRTR届出事業所の届出データより選定した物質について、水質、底質、生物及び大気を対象とした詳細な調査を実施し、被災地における化学物質の環境汚染による二次被害の未然防止に貢献し、環境リスク低減及び安全な社会の構築に資する。 平成24年度達成目標:60地点数、媒体数での調査実施 |

| | | | | | |
|--|--------------|--------------|-------|------------|--|
| (14) 環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査費(再掲:24-34) | 3 (4) | 3 | 3 | 24-27 ● | 熱中症や紫外線等についてのマニュアルやリーフレット等を作成し配布することにより、健康影響が生じる原因やその対処方法等について国民の理解が進み、適切に予防が実施される等の意識啓発が進む。 平成24年度達成目標:一般の意識啓発を進める。 |
| (15) 化学物質審査規制法の優先評価化学物質に係る環境調査事業(再掲24-27) | - | - | 45 | 24-34 ● | 改正化審法の下で優先評価物質として指定された物質について、高感度の分析法を用いて、水質、底質、生物及び大気等の環境媒体ごとに調査を行い、リスク評価を進める上で必要とされるばく露情報を的確かつ円滑に提供することにより、化審法による速やかな規制措置の実施等に貢献する。 平成24年度達成目標:16物質数・媒体数の分析 |
| (16) 熱中症対策緊急推進事業(再掲:24-34) | - | - | 35 | 24-28 ● | 節電による熱中症発生への影響について基礎的な調査を行うとともに、熱中症に係る知識を広めるための講習会を地方都市で開催することで、指導者として中心的に対応できる者を養成するとともに、さらなる普及啓発を図ることができる。 平成24年度達成目標:一般の熱中症対策についての意識を高めるとともに、地域の特性に応じた熱中症対策を進める。 |
| (17) ダイオキシン類の耐容1日摂取量調査(平成10年度)(再掲:24-28(1)) | 22 (10) | 116 (116) | 43 | 24-28 ● | <達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。 <達成手段の目標(24年度)> 耐容1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。 |
| (18) 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)(再掲:24-27) | 729 (443) | 96 (93) | 1,607 | 24-27 ● | 全国で10万組の参加者(親子)を募集・登録し、追跡調査を実施 |
| (19) 水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)(再掲:24-32) | 56 (6) | 59 | 39 | 24-32 ● | <達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標(24年度)> 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集:数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。 |
| (20) イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(再掲:24-31) | 42 (28) | 37 (31) | 34 | 24-31 ● | <達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標> 今後のイタイイタイ病対策に必要な科学的知見を幅広く収集する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> イタイイタイ病認定審査の促進、紛争の解決を図る。 |
| (21) イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査(再掲:24-31) | 46 (15) | 64 (33) | 39 | 24-31 ● | <達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康影響を把握する。また環境被害を克服してきた歴史を継承する。 <達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の軽減、解消。イタイイタイ病に関する情報収集・発信 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査し、適切に管理する。また、イタイイタイ病の教訓を継承する。 |

| | | | | | | |
|------|---|--------------|-----|-------|---|--|
| (22) | 国立水俣病総合研究センター調査研究 (昭和53年度)(再掲:24-32) | 456 (438) | 666 | 434 | 24-32 ● | <p><達成手段の概要> 水俣病に関する総合的(国際的、社会科学的、自然科学的、臨床・基礎医学的、疫学的)な調査・研究、情報の収集・整理・研究成果や情報の提供を行う。</p> <p><達成手段の目標> 調査・研究成果の発表率:100%</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国内外の公害の再発を防止し、被害地域の福祉に貢献する。</p> |
| (23) | 気候変動影響評価・適応推進事業等 (平成16年度) 【関連:24-1】 | 346 (321) | 422 | 299 | - | <p>我が国における温暖化の影響の分析・評価と、関係行政機関や一般市民への適切でわかりやすい情報発信を進め、また、温暖化の影響への適応について関係省庁と連携して「適応計画」づくりを推進するとともに、地方公共団体における適応策の策定支援を進める。</p> <p>・アジア太平洋地域の各国における適応計画の策定・実施を支援するために、アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)を通じた情報共有や人材育成等の途上国協力を行う。</p> <p>・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)や国連気候変動枠組条約(UNFCCC)等の活動への我が国の科学者の参加を支援し、科学的な側面から国際的な議論に貢献する。</p> |
| (24) | 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による地球環境観測事業 (平成23年度) 【関連:24-7】 | 39 (39) | 274 | 120 | - | <p>・「いぶき」による衛星観測データと、地上等での直接観測により得られるデータや既存の吸収量等推計技術を組み合わせてモデル化を行い、森林の温室効果ガスの吸収量・排出量の目録(インベントリ)を補完・検証する技術システムを開発する。</p> <p>・これにより、将来的なクレジット化や我が国の中長期目標達成への活用を視野に入れて、途上国における森林減少・劣化からの排出抑制(REDD+)活動に伴う温室効果ガス削減・吸収効果の定量的・客観的な把握を進める。</p> |
| (25) | いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備 (平成24年度) | - | - | 1,352 | センサー試作、データ処理アルゴリズム開発、打ち上げを定性的なアウトプット指標として設定 | <p>・いぶき現行機の運用から得られた知見・課題を反映した後継機センサー全体の概念設計と、観測センサー干渉計機構部の試作試験の実施を行う。</p> <p>・いぶき後継機では現行機に比べて処理すべき観測データが大幅に増えると予想されており、その効率的かつ効果的な処理方法を検討するとともに、地上観測、陸域生態系モデル・大気輸送モデルからなる観測システムのプロトタイプの開発を行う。</p> <p>・いぶきによる観測データ等を検証するための比較データは、航空機観測データが最も有効であることから、民間航空機にセンサーを設置し検証のためのデータを取得する。</p> |
| (26) | 農業健康・環境影響対策費(平成19年度) | - | - | - | - | <p><達成手段の概要> ・無人ヘリ散布農業による人への健康影響や農業による生物多様性への影響を評価・管理する手法を開発するための調査等を実施</p> |
| (27) | 大気汚染物質による暴露影響研究費 (平成23年度組替) | - | - | - | - | <p><達成手段の概要> ・微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の大気汚染物質による疫学調査、毒性学調査の調査計画の策定及びその実施 ・環境ナノ粒子等を用いた動物曝露実験や環境ナノ粒子等の性状把握等を行い、生体影響等を明らかにするための検討を実施</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 大気汚染物質の暴露と健康影響に関する知見の集積</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにすることを通じ、人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p> |
| (28) | 災害・放射能と環境に関する研究(23年度) | - | 209 | 705 | - | <p>放射性物質により汚染された廃棄物等の安全かつ効率的な除染、処理技術・処理システムの確立のための研究及び環境中の多媒体(大気・水・土壌・生物・生態系等)での放射性物質等の実態把握・動態解明等の研究を実施する。</p> <p>多種多量の災害廃棄物問題や環境中に広がった放射性物質への対策が喫緊の課題となっており、わが国で経験・知見のないこれらの課題を解決するために必要な科学的知見を提供することにより安全・安心な地域社会を取り戻し復興を図る。</p> |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-42)

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------------|----------------|-------------|---|--|------|------|------------|--|----------------------------------|--|
| 施策名 | 目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実 | | | | 担当部局名 | 総合環境政策局環境計画課 大臣官房会計課 大臣官房総務課環境情報室 大臣官房政策評価広報室 | | | | 作成責任者名 | 加藤 庸之 鎌形 浩史 太田 志津子 中尾 豊 | |
| 施策の概要 | 環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。 | | | | 政策体系上の位置付け | 9. 環境政策の基盤 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 環境情報の体系的な整備、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 第四次環境基本計画 | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成24年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | |
| 1 環境情報に関する国民の満足度(%) | | | | | | | | | | 平成21年3月に定められた「環境情報戦略」では、当面優先して取り組む施策の柱の一つとして「利用者のニーズに応じた情報の提供」を掲げているところ、これに関連する指標として、左記の指標が第四次環境基本計画(総合的環境指標 iii)d)に定められているため。 | | |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(百万円) | | 24年度当初予算額(百万円) | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | | | | | | |
| (1) 公的統計の整備に関する基本的な計画推進費(平成22年度)(関連:24-39) | 15 (7) | 14 (14) | 11 | - | 公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、環境分野分析用産業連関表を作成し、公表する。 | | | | | | | |
| (2) 環境調査研修所(昭和48年度) | 110 (97) | 106 (99) | 80 | - | 環境行政の動向及び前年度に実施された研修の評価等を踏まえて研修計画を策定し、これに基づいて国や地方公共団体職員等に対する研修を実施することにより、その能力の開発、資質の向上を図り、環境行政の基盤の強化に資する。 | | | | | | | |
| (3) 情報基盤の強化対策費(平成7年度) | 1,139 (1,095) | 1,285 (1,228) | 1,579 | - | 新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日IT戦略本部決定)で掲げる国民本位の電子行政を実現するため、環境省電子政府構築計画に基づく電子政府構築への取組の実施、環境省ネットワーク(共通システム)最適化計画に基づく行政運営の簡素化、効率化、合理化の促進を図る。 | | | | | | | |
| (4) 情報基盤の強化対策費(電子入札・開札システム運用支援等)(平成15年度) | 71 (68) | 88 | 38 | - | 電子入札・開札システム及び資格審査システムのハード及びソフトウェアの賃貸・保守、障害等への回答などの運用支援等を行う。 | | | | | | | |
| (5) 環境保全普及推進費(平成2年度) | 96 (91) | 88 (84) | 77 | - | 環境基本法に基づく「環境の日」を含む6月を環境月間として提唱し、国、都道府県、政令市を中心に国民の間に環境保全についての関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高めるための環境保全の普及、啓発に関する行事等を行う。 | | | | | | | |
| (6) 諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析(平成23年度) | - | 6 (5) | 6 | - | <達成手段の概要> 環境法制に共通的に存在する基本的な諸原則や重要な論点、課題等に関し、諸外国における最新の知見や動向を把握するとともに、今後の我が国の環境政策における基本的な枠組の方向性や課題等について分析を行う。 <達成手段の目標(24年度)> 報告書(論文)の累積数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 成果物である報告書を蓄積していくことで、環境法制に共通的に存在する論点や課題を体系的に整備し、環境行政の各種施策を推進するための情報を充実させる。 | | | | | | | |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-43)

| | | | | | | | |
|------------------------------|--|----------------------------|---|--|---|------------|---------|
| 施策名 | 目標10-1放射性物質により汚染された廃棄物の処理 | | | 担当部局名 | 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 | 作成責任者名 | 山本 昌宏 |
| 施策の概要 | 放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。 | | | 政策体系上の位置付け | 10. 放射性物質による環境の汚染への対処 | | |
| 達成すべき目標 | 対策地域内廃棄物のうち、災害廃棄物については、平成26年3月末までの処理を目指す。指定廃棄物については、できるだけ速やかに処理を実施する。中間貯蔵施設については、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、施設整備を進めることを目指す | | 目標設定の考え方・根拠 | 対策地域内廃棄物処理計画、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」 | | 政策評価実施予定時期 | 平成25年6月 |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| 1 災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%) | 100 | H25年度 ※空間線量率が特に高い地域を除く。 | 対策地域内廃棄物処理計画に基づき設定 | | | | |
| 2 指定廃棄物の処理・処分割合(%) | 100 | — | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 | | | | |
| 3 中間貯蔵施設の供用開始 | 供用開始 | H27年 | 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」 | | | | |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | |
| | 22年度 | 23年度 | | | | | |
| (1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業(平成23年度) | — | 45,148 (1,281) | 77,224 | 1 | 「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び焼却施設の焼却灰等の指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。 | | |
| (2) 中間貯蔵施設検討・整備事業(平成23年度) | — | 1,051 (495) | 2,000 | 1 | 除染等に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等や一定以上に汚染されている廃棄物を管理するための中間貯蔵施設の整備に向けた検討を進め、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、中間貯蔵施設の設計に係る検討等を行う。 | | |

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-44)

| | | | | | | | | |
|----------------|---|--|---------|----------------------------|---|--|----------------|---------|
| 施策名 | | 目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等 | | | 担当部局名 | 放射性物質汚染対処特措法 施行チーム | 作成責任者名 | 江口 博行 |
| 施策の概要 | | 放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。 | | | 政策体系上の 位置付け | 10. 放射性物質による環境の汚染への対処 | | |
| 達成すべき目標 | | 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。 | | 目標設定の 考え方・根拠 | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等 | | 政策評価実施 予定時期 | 平成25年6月 |
| 測定指標 | | 目標 | | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | |
| 1 | 追加被ばく線量が年間20 ミリシーベルト以上の地域 | 当該地域を段階的かつ迅速に縮小 (ただし、線量が高い 地域は長期の取組が 必要) | | 長期的な目標 | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 | | | |
| 2 | 追加被ばく線量が年間20 ミリシーベルト未満の地域 における、年間追加被ばく 線量 | 年間追加被ばく線量1 ミリシーベルト以下を 目指す | | 長期的な目標 | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 | | | |
| 3 | 追加被ばく線量が年間20 ミリシーベルト未満の地域 における、一般公衆の年 間追加被ばく線量 | 平成23年8月末と比 べて(放射性物質の 物理的減衰等を含 めて)約50%減少した 状態 | | 平成25年8月末まで | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 | | | |
| 4 | 追加被ばく線量が年間20 ミリシーベルト未満の地域 における、子どもの年間 追加被ばく線量 | 平成23年8月末と比 べて(放射性物質の 物理的減衰等を含 めて)約60%減少した 状態 | | 平成25年8月末まで | 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 | | | |
| 5 | 中間貯蔵施設の供用開始 | 供用開始 | | 平成27年 | 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」 | | | |
| 達成手段 (開始年度) | | 補正後予算額(執行額) (百万円) | | 24年度 当初 予算額 (百万円) | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | |
| | | 22年度 | 23年度 | | | | | |
| (1) | 放射性物質により汚染 された土壌等の除染の 実施 | - | 199,662 | 372,090 | 1,2,3,4 | 放射性物質汚染対処特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、除染特別地域の生活圏における除染、線量が相当高い地域における除染実証事業、地方公共団体における除染活動の支援等を行う。 | | |
| (2) | 中間貯蔵施設検討・整 備事業 | - | 1,051 | 2,000 | 5 | 除染等に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等や一定以上に汚染されている廃棄物を管理するための中間貯蔵施設の整備に向けた検討を進めするために、地形や地質、環境影響等に関する現地調査や中間貯蔵施設の設計に係る検討等を行う。 | | |